

平成28年(ワ)第159号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原 告 [REDACTED] 外117名

被 告 国

平成29年(ワ)第135号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原 告 [REDACTED] 外92名

被 告 国

準 備 書 面 (7)

(立法不法行為と新安保法制法制定過程の違法性)

2017(平成29)年9月12日

長崎地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 吉田 良尚



弁護士 福崎 博孝



弁護士 森永 正之



弁護士 太田 久美子



外

目次

第1 新安保法制法の制定行為の違法性	5
1 昭和60年判決及び平成17年判決による判断枠組み	5
(1) 総論・昭和60年在宅投票制度廃止違憲訴訟上告審判決	5
(2) 平成17年在外邦人選挙権制限違憲訴訟上告審判決の論理	5
(3) 平成17年判決と昭和60年判決との関係について	6
(4) ハンセン病訴訟熊本地裁判決の考慮要素について	7
(5) 本件は国家賠償が認められるべき例外的な場合であること	8
(6) 立法不作為と立法行為（作為）の違法性の評価基準の違い	9
2 人権規範以外の憲法規範に違反する立法の制定行為の違法性	10
(1) 平成17年判決の射程	10
(2) 立法行為の違法性を判断する枠組み	11
(3) 平成27年判決の判断枠組み	12
(4) 新安保法制法制定の場合	13
3 改めて昭和60年判決の判断枠組みの意味	13
(1) 職務行為基準説の意味	13
(2) 新安保法制法の場合	15
4 憲法適合性の判断順序について	16
(1) 法規の憲法適合性を先に判断すべきこと	16
(2) 平成27年夫婦同姓規定合憲判決	16
(3) 平成27年再婚禁止期間違憲判決	17
(4) 原告の損害との関係	18
(5) 裁判所の職責	19
第2 憲法9条に関する憲法解釈の変遷の歴史的・具体的事実	23
1 クーデターともいえる憲法違反の閣議決定と新安保法制法の国会成立	23
2 憲法9条の解釈の変遷の歴史的・具体的事実	25
(1) 憲法制定時	26
(2) 朝鮮戦争・サンフランシスコ平和条約	27
(3) 自衛隊創設から安保条約改訂	28
(4) ベトナム戦争と72年政府見解	32
(5) 78年ガイドライン	35
(6) 湾岸戦争	36
(7) 97年ガイドライン	38
(8) テロとの戦い	40
(9) 改憲論議と国民運動	43

(10) イラク戦争とイラク特措法.....	44
(11) 2005年「日米同盟：未来のための変革と再編」	48
(12) 第2次安倍政権	49
3 クーデターと評される憲法破壊行為.....	50
第3 明白に違憲違法な憲法破壊の国会審議	54
1 国会審議の異常性、違法性	54
2 新聞記事	56
3 憲法審査会における憲法学者の指摘.....	60
4 6月4日以降の国会審議と世論	62
5 不十分な国会審議	66
(1) 衆議院における審議.....	66
(2) 国民運動	66
(3) 参議院における審議.....	70
(4) 参議院審議中の国民運動	75
(5) 山口繁元最高裁長官の発言	79
(6) 立法事実がないことが明らかになる	80
6 強行採決に至る経緯	82
(1) 野党の結束	82
(2) 国民運動	83
(3) 参考人質疑	84
(4) 公聴会と市民の声	89
(5) 採決強行前夜.....	92
(6) 世論調査	94
(7) いよいよ採決強行	94
(8) 本会議による「成立」	97
7 その後	101
8 結語	102
第4 新安保法制法による重大な権利侵害	105
1 はじめに	105
2 平和的生存権・人格権に対する侵害の明白性	105
(1) 集団的自衛権の行使による侵害.....	106
(2) 「戦闘地域」での後方支援による侵害.....	110
(3) 国連平和維持活動（PKO）による侵害	112
(4) 結語	117
3 国会審議と新聞記事	117
(1) 国会審議の不十分さ	117

(2) 国会審議	118
(3) 新聞記事	118
(4) 結語	126

(はじめに)

本準備書面においては、国務大臣、国会議員の新安保法制法制定過程における行動（閣議決定、法案提出、立法行為等）が国家賠償法上の違法性を満たしていることを主に論じる。

まず第1に、「違憲の内容の法律を立法する行為」が、国家賠償法上の違法性を満たすための判断枠組みを論じ、

第2に、これまでの憲法9条をめぐる政府の憲法解釈の変遷の事実を踏まえて、「憲法9条の規範が形成されてきた経緯」を概観しながら、「新安保法制法の違憲性」を明らかにする。なお、この新安保法制法の違憲性に関しては、理論面からの主張を別途準備書面で主張する。

第3においては、新安保法制法の制定過程自体が、「国務大臣、国会議員の行動としての行為規範ないし職務義務に違反し違法であること」を論じる。

そして、第4において、新安保法制法が、「原告らの権利、主に平和的生存権、人格権を明白に侵害するものであること」を論じる。

以上を通じて、新安保法制法制定行為の国家賠償法上の違法性を主張することとする。

なお、本書面における略語等は、訴状の例による。

第1 新安保法制法の制定行為の違法性

1 昭和60年判決及び平成17年判決による判断枠組み

(1) 総論・昭和60年在宅投票制度廃止違憲訴訟上告審判決

本件訴訟においては、原告は、国会の新安保法制法の制定行為が国家賠償法上の公権力の行使として違法であることを主張している。この点に関し、一般論として、「国会議員の立法行為によって、国が個別の国民に対して国家賠償法1条1項の賠償責任を負うかどうか」は、「当該立法内容が憲法に違反するかどうか」とは区別すべき問題であるとされている。

かつて、在宅投票制度を廃止しこれを復活しなかった立法行為の違法性の有無が問題となった訴訟の上告審判決（以下「昭和60年判決」という。）において、最高裁は、以下の通り判示した。

「国会議員は、立法に関しては、原則として、国民全体に対する関係で政治的責任を負うにとどまり、個別の国民の権利に対応した関係での法的義務を負うものではないというべきであって、国会議員の立法行為は、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合でない限り、国家賠償法1条1項の規定の適用上、違法の評価を受けないものといわなければならない。」（最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512頁）

この判決においても、立法の内容が違憲であるときに当該立法行為が国家賠償法上違法と評価される余地があることを認めている。問題は、どのような場合に国家賠償法上、違法の評価を受けるかである。

(2) 平成17年在外邦人選挙権制限違憲訴訟上告審判決の論理

その後、最高裁は、いわゆる在外邦人選挙権制限違憲訴訟上告審判決（以下「平成17年判決」という。）において、上記昭和60年判決を維持しつつも、国会議員の立法行為が国家賠償法1条1項の適用において違法となる場合もあるとして、原告に対する国家賠償を認容した。

「立法の内容又は立法不作為が国民に憲法上保障されている権利を侵害するものであることが明白な場合や、国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠る場合などには、例外的に、国会議員の立法行為又は立法不作為は、国家賠償法1条1項の規定の適

用上、違法の評価を受けるものというべきである。最高裁昭和53年（才）第1240号同60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512頁は、以上と異なる趣旨をいうものではない。」（最高裁判所大法廷平成17年9月14日民集59巻7号2087頁）

なお、この平成17年判決は、再婚禁止期間に関する最高裁大法廷平成27年12月16日判決（平成25年（才）第1079号同27年12月16日最高裁大法廷判決・民集69巻8号2427頁、判例時報2284号20頁 以下では「平成27年判決」という。）においても援用され、立法不作為が国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受ける場合について、以下の判断が示されている。

「法律の規定が憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠る場合などにおいては、国会議員の立法過程における行動が上記職務上の法的義務に違反したものとして、例外的に、その立法不作為は、国家賠償法1条1項の規定の適用上違法の評価を受けることがある」（最高裁判所大法廷平成27年12月16日民集69巻8号2427頁）

（3） 平成17年判決と昭和60年判決との関係について

この平成27年判決の判例評釈を執筆された加本牧子最高裁判所調査官は、平成17年判決と昭和60年判決との関係について、以下の通り述べている。

「限定的な表現を用いた昭和60年判決の判示の『立法の内容が……』の部分は、『国会があえて当該立法を行う』という表現からうかがわれるよう、立法不作為ではなく、主に立法行為を念頭に置いて違法の度合いが極端な場合を例示したものとも考えられ、同判決が違法になる場合をその例示のような事案以外につき一切否定したものとは解されない。他方、平成17年判決は、昭和60年判決が異なる趣旨をいうものではない旨を明示しているほか、立法不作為等の違法性が立法の内容等の違憲性の問題とは区別されるべきであり、違法性が認められる場合が『例外的な場合』であるとする点において、昭和60年判決と同旨を述べており、具体的な當てはめについては当該事案の内容に鑑みた事例判断であると理解することができる。」（加本牧子「最高裁大法廷 時の判例」ジュリスト1490号94頁）

つまり、昭和60年判決は、違法になる場合をその例示のような事案以外につき一切否定したものとは解されないし、また、立法行為等の違法性が立法の内容等の違憲性の問題とは区別されるべきであり、違法性が認められる場合が『例外的な場合』であるとする点を述べているにすぎないと理解するべきなのである。そして、具体的な当てはめについては当該事案の内容に鑑みた事例判断であるとする。

(4) ハンセン病訴訟熊本地裁判決の考慮要素について

事例判断という点で、参考になるものが、いわゆるハンセン病訴訟熊本地裁判決（熊本地裁平成13年5月11日判決・判例時報1748号30頁）である。以下の通り述べている。

「最高裁昭和60年11月21日判決（引用者注：昭和60年判決のこと）は、もともと立法裁量にゆだねられているところの国会議員の選挙の投票方法に関するものであり、患者の隔離という他に比類のないような極めて重大な自由の制限を課する新法の隔離規定に関する本件とは、全く事案を異にする。右判決は、その論拠として、議会制民主主義や多数決原理を擧げるが、新法の隔離規定は、少数者であるハンセン病患者の犠牲の下に、多数者である一般国民の利益を擁護しようするものであり、その適否を多数決原理にゆだねることには、もともと少数者の人権保障を脅かしかねない危険性が内在されているのであって、右論拠は、本件に全く同じように妥当するとはいえない。」

「右判決の文言からも明らかなように、『立法の内容が憲法の一義的な文言に違反している』ことは、立法行為の国家賠償法上の違法性を認めるための絶対条件とは解されない。右一連の最高裁判決が『立法の内容が憲法の一義的な文言に違反している』との表現を用いたのも、立法行為が国家賠償法上違法と評価されるのが、極めて特殊で例外的な場合に限られるべきであることを強調しようとしたにすぎないものというべきである。」

「国会議員としても、このころに新法の隔離規定の適否を判断することは十分に可能であったこと、（中略）新法の隔離規定に合理性がないことが明らかであること、その他、（中略）事情等を考慮し、新法の隔離規定が存続することによる人権被害の重大性とこれに対する司法的救済の必要性にかんがみれば、他にはおよそ想定し難いような極めて特殊で例外的な場合として、遅くとも昭和40年以降に新法の隔離規定を改廃しなかった国会議員の立法上の不作為につき、国家賠償法上の違法性を認めるのが相当である。」

ハンセン病訴訟熊本地裁判決の上記判示部分は、昭和60年判決の「立

法の内容が……」の部分を例示列挙と捉え、「極めて特殊で例外的な場合」には、立法行為が国家賠償法上違法となり得ることを認めている点で、上述の加本牧子最高裁調査官の見解と合致している。その上で、もともと立法裁量にゆだねられているところの国会議員の選挙の投票方法とは異なり、少数者の人権保障を脅かしかねない立法については、国家賠償法の違法性を認める方向で検討していること、立法行為（立法不作為）による人権被害が重大であること、人権侵害をもたらす立法に合理性がないことが明らかであること、司法的救済の必要が高いことなどといった考慮要素を検討した上で、「極めて特殊で例外的な場合」であるとして、国家賠償法上の違法性を認めている。本件の新安保法制法の立法行為の違法性もこうした要素を考慮の上、判断するべきである。

(5) 本件は国家賠償が認められるべき例外的な場合であること

本件の新安保法制法の立法行為は、明白な違憲立法の制定行為であり、平成17年判決の「立法の内容又は立法不作為が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合」や、平成27年判決の「法律の規定が憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白である」場合にあたる。

すなわち、新安保法制法の制定行為は、歴代の日本政府の見解が違憲であるとしてきた「集団的自衛権の行使」や「非戦闘地域以外における後方支援」を認めるものであり、元々憲法が国会の立法裁量を認めている性質のものではない。さらに、戦争被害者、原爆被害者、基地周辺住民等として特に、「平和的生存権」、「人格権」、「憲法改正・決定権」の重大な侵害を受けている少数者の人権被害を招いている立法行為である。こうした新安保法制法による重大な人権侵害については、第4で詳述する。また、こうした人権侵害をもたらす新安保法制法が日本の安全保障政策に資するという合理性がないことも明らかである。さらに司法的救済の必要は極めて高い。すなわち第2以降で詳述するように、新安保法制法の制定過程において、内閣法制局による内部的事前統制がこれまでのように機能せず、多くの憲法学者、元内閣法制局長官、元最高裁長官までもが違憲と指摘する法律を採決の強行により制定してしまうことは、これまでまったく前例がなく前代未聞の事態であった。このように立法・行政等の政治部門（以下「政治部門」という。）による憲法的統制が機能しない今、司法的な救済の必要性は極めて高いといえる。

以上から、本件新安保法制法の国会議員による制定行為は、立法行為

としては「極めて特殊で例外的な場合」にあたり、国家賠償法1条1項の適用上違法と評価されるべきものである。

(6) 立法不作為と立法行為（作為）の違法性の評価基準の違い

平成17年判決もハンセン病訴訟熊本地裁判決も、事案は立法不作為に関する国家賠償請求であった。そのため、当該立法不作為が違法と評価されるためには、平成17年判決においても「国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠る」ことが要求されている。これは、元来、どのような立法をどのような時期に行うかは、国会の立法裁量に委ねられているため、国会が必要な立法措置を講じないというだけで、安易に裁判所がこれに容喙することは、権力分立の観点から許されないと解されているからである。仮に、裁判所が、国會議員の立法不作為に対して法的責任を問うこととなれば、それは、裁判所が、個々の国會議員に対し、特定の内容の法律を特定の時期までに立法すべき義務を課すことに他ならず、これは憲法が採用する権力分立（憲法41条、65条、76条1項）に反すると評価される余地があるからである。

また、あくまでも裁判所は国会の一定の判断に対して、事後的に評価を加える機関である。そのため、国会が当該立法に関して何の判断もしていないにもかかわらず、裁判所がその不作為に対して一定の判断を言い渡すことは、事後審査を旨とする裁判所の役割を逸脱していると評価されるおそれもある。この点、「国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠る」場合は、国会の「当該立法は行わない」という判断が既になされていると評価できるので、その判断に基づく立法不作為に対して、裁判所が判断を言い渡すことはなんら裁判所の事後審査制という性質に反するものではなく、許されることになる。

このように立法不作為に対して、裁判所がその立法過程を問題にして立法行為の違法性を判断することは、権力分立、裁判所の事後審査制への配慮という観点から慎重にならざるをえない。したがって、立法不作為について違法の評価を受ける場合の要件は、作為の場合に比べて、より厳格なものが要求されることになる。

他方、立法不作為ではなく、作為による立法行為である場合には、こうした配慮は不要であり、純粹に立法内容が憲法の規定に違反するものであることが明白かどうかを判断すればよいのである。

本件訴訟で問題になっているのは、国会の立法行為であって、立法不作為ではない。よって、違憲立法行為を国家賠償法上の違法と評価することがあったとしても、これが権力分立、裁判所の事後審査制との関係

で問題が生じることはない。

2 人権規範以外の憲法規範に違反する立法の制定行為の違法性

(1) 平成17年判決の射程

ここまで検討は、新安保法制法の制定行為が平成17年判決でいう「立法の内容又は立法不作為が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合」にあたるが故に、国家賠償法上の違法行為にあたり、そこで生じた損害は国家賠償法によって救済されるべきであると論じたものである。すなわち、人権侵害を伴う違憲立法の立法不法行為による損害の救済の場面である。原告らはまさに「平和的生存権」、「人格権」、「憲法改正・決定権」という人権が侵害されるような内容の違憲立法であることを主張している。すなわち人権規範に違反する立法は不法行為にあたるという主張である。

では、立法内容が「憲法上保障されている権利を違法に侵害する場合」(人権侵害を伴う場合)とは明確にいえない違憲立法行為の場合はどうなのであろうか。憲法に違反する内容の法律であっても人権規範以外の憲法規範に違反するのみであれば、国会議員は違憲の法律を制定することが許されてしまうのであろうか。そうした違憲立法によって国民の「権利又は法律上保護される利益」(民法709条)が侵害されたときに、国家賠償法による違法とは評価されず、救済は得られないであろうか。

昭和60年判決は「立法内容の違憲性」と「立法行為の違法性」を区別し、国会議員が違憲立法を行ったからといって当然にその立法行為が国家賠償法上の違法行為にあたるわけではないとした上で、例外的に、「国会議員の立法行為は、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合」には国家賠償法上の違法の評価を受けるものとしている。

そして、この「容易に想定し難いような例外的な場合」をさらに人権侵害を伴う立法行為において具体化した規範が平成17年判決の規範である。すなわち立法行為についていえば、「立法の内容が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合」という判断枠組みである。

ここで重要なことは、この平成17年判決は、「立法の内容又は立法不作為が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合や、国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であり、それが明白

であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠る場合など」と判示しているものであるが、その判断枠組みは、①選挙権という人権の侵害を伴う立法行為に関するものであること、②文末に「など」とあるとおり、あくまでも昭和60年判決がいう「例外的な場合」のひとつの具体化にすぎない、ということである。すなわち、昭和60年判決がいう「例外的な場合」の一例として、人権を侵害する立法に関して具体化した規範ということができるのであり、これ以外の例外的な場合を否定したものと解することはできない。よって、立法行為が人権の侵害を伴うものであれば、その立法行為が国家賠償法上違法と評価されるか否かは、平成17年判決に従って、「国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合」か否かの判断によることになる。あくまでも人権侵害を伴う立法内容であるが故に、「憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合」という規範として具体化したのである。

これに対して、人権規範以外の憲法規範に違反した立法の場合はどうであろうか。こうした場合であっても、違憲の内容を持つ立法を制定することは、憲法尊重擁護義務（憲法99条）を負う国會議員としては許されないことのはずである。ただ、全国民に政治的責任を負うのが原則で、個別の個人に法的責任を負うのは、例外的な場合であるとされていにすぎない。とするならば、違憲の内容の法律を制定することは、その法律が明確には人権規範以外の憲法規範に違反するものであったとしても、その立法行為によって、国民の権利又は法的保護に値する利益が侵害されたのであれば、その立法行為は違法なのであり、国家賠償の必要があることは、人権規範違反の立法がなされた場合と何ら異なるものではない。仮に人権規範違反を伴うことが明確でない場合であっても、その立法が憲法規範に違反するものであることが、明白であり、昭和60年判決がいう「憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合」の具体化といえるような場合には、やはり、そのような違憲の内容の立法行為は、国家賠償法上の違法と評価することが可能なのである。

(2) 立法行為の違法性を判断する枠組み

以上から、立法内容が人権規範違反のときには、「国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合」という判断枠組み（平成17年判決）が機能し、立法内容が人権規範以外の憲法

規範に違反するときには、それと同等に評価される「憲法の規定に違反するものであることが明白な場合」という判断枠組みによって判断することが可能といえる。いずれも国家賠償法上の違法といえるかの判断の枠組みである。このどちらであっても、こうした違憲の内容の立法行為によって、原告の「権利又は法律上保護される利益」（民法709条）が侵害されたのならば違法性が認められ、これによって生じた損害は、国家賠償として認められなければならないのである。

(3) 平成27年判決の判断枠組み

立法内容が、人権規範以外の憲法規範に違反するときには、「憲法の規定に違反するものであることが明白な場合」という判断枠組みが妥当すると述べたが、この考え方は平成27年判決との関係で認められるものであろうか。

平成27年判決は、以下のとおり判示する。

「仮に当該立法の内容が憲法の規定に違反するものであるとしても、そのゆえに国会議員の立法行為又は立法不作為が直ちに国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるものではない。

もっとも、法律の規定が①憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして②憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず、③国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠る場合などにおいては、国会議員の立法過程における行動が上記職務上の法的義務に違反したものとして、例外的に、その立法不作為は、国家賠償法1条1項の規定の適用上違法の評価を受けることがあるというべきである。」（番号及び下線は引用者による。）

まず、この判決の事案は、女性の再婚禁止期間を定める民法733条1項の規定が憲法14条1項及び24条2項に違反するにもかかわらずこれを改廃する立法措置をとらなかった立法不作為の違法を理由に国家賠償を求めたものである。すなわち、人権侵害を伴うものであり、かつ、立法不作為の事案である。そこで、この判決の判断枠組みは、上記下線部のとおり、3つの要素から構成されている。①は人権侵害の事案であるための要件であり、③は立法不作為の事案であるための要件であるといえる。そこで人権侵害を伴わない立法行為（作為）の事案であれば、必要な要件は②のみと解することができる。すなわち、法律の規定が「憲法の規定に違反するものであることが明白である」場合には、国会議員

の立法過程における行動が職務上の法的義務に違反したものとして、例外的に、その立法行為は、国家賠償法1条1項の規定の適用上違法の評価を受けることがあるというべきなのである。したがって、立法内容が人権規範以外の憲法規範に違反するときに、法律の規定が「憲法の規定に違反するものであることが明白な場合」か否かという判断枠組みによって、国家賠償法上の違法といえるか否かを判断することは、平成27年判決に矛盾するものではなく、むしろその趣旨に適合するものといえる。

(4) 新安保法制法制定の場合

原告らは、本準備書面において、立法不法行為が行われた際の国家賠償法上の違法の判断枠組みに関して(2)で述べた判断枠組みを主張するものである。そして、今回の新安保法制法が、①「国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合」にあたること、②仮に権利を侵害するといえなくとも、「憲法の規定に違反するものであることが明白な場合」にあたることを主張する。

原告らは本件訴訟において、「平和的生存権」、「人格権」、「憲法改正・決定権」という権利ないし法的利益の侵害を主張している。これらの権利侵害の程度は、侵害行為の違法性に依存することでもあるので（相關関係論）、①の「憲法上保障されている権利の侵害が明白か」を判断するためには、新安保法制法の内容がいかに重大な憲法違反（憲法9条違反）を含んでいるかを検証しなければならない。よって、この①の主張と②「憲法の規定に違反するものであることが明白な場合」にあたることの主張は密接に関連するものである。

さらに、新安保法制の制定過程がこれまでの政府解釈によって定着した憲法規範を無視したものであり、憲法が保障する平和主義のみならず立憲主義という根源的な価値を侵害することが明白であるから、侵害行為の違法性が極めて強く、よってこの点からも「憲法上保障されている権利の侵害が明白」といえるのである。

3 改めて昭和60年判決の判断枠組みの意味

(1) 職務行為基準説の意味

ここで改めて、昭和60年判決がいうところの、「国会議員の立法行為は、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合でない限り」という判断枠組みの意味について検討してみたい。

これまでの判例は、具体的な公権力の行使について国家賠償法1条1項にいう違法性があつたか否かは、当該公権力の行使について、公権力の主体がその行使に際して遵守すべき行為規範又は職務義務に違反したか否かという基準によって判断され、このような義務に違反した場合に限って、当該公権力の行使に国家賠償法1条1項にいう違法性があると解すべきとする立場（いわゆる職務行為基準説）に立ってきたと思われる。平成27年判決においても、この考え方が維持されている。

この基準を肯定した上で、国会議員による新安保法制法の立法行為が、国家賠償法1条1項の違法と判断されるか否かは、各国会議員の新安保法制法の立法過程における行動が遵守すべき行為規範又は原告らに対して負う職務上の法的義務に違反したかどうかによることになる。この点、一般的な立法行為が、当該法律の立法裁量の範囲の当不当の疑義によって、国会議員の職務義務違反と認定されることは極めて限られるであろう。しかし、個々の国会議員が憲法を尊重し擁護すべき義務を負っている以上（憲法99条）、こと憲法に違反する内容の法律の制定行為は、遵守すべき行為規範又は国民に対して負う明確な職務義務違反と考えざるを得ない。国会議員が立法行為を行う際に、最も重視すべき行為規範は憲法であり、憲法に違反するような内容の立法の制定行為は、原告を含むところの主権者国民から憲法によって授権されている権限ではないからである。

ただ、多くの法律は仮に事後的に違憲の疑義が生じ、事後的に裁判所によって違憲判断がなされたとしても（すなわち、違憲の内容の法律制定という、法が許さない結果を発生させたとしても）、立法時点においては、当該立法の違憲性が明白とはいえない場合が多く、こうした事後的な立法内容の違憲判断によって、国会議員の立法行為が直ちに国会議員としての職務義務違反を招来するわけではない。このために、立法内容の違憲性の問題と国家賠償法上の違法性の問題とを区別しなければならないのである。そのことを平成27年判決も、「仮に当該立法の内容が憲法の規定に違反するものであるとしても、そのゆえに国会議員の立法行為又は立法不作為が直ちに国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるものではない。」と指摘しているのである。

しかし、立法過程において、既に重大な違憲の疑義が生じている場合は、別である。国会議員としては、立法過程で既に生じた違憲の疑いを払拭すべく審議を重ね、少なくとも国民の多くが違憲の疑いを持たない程度には法案の修正などによって対応すべき職務義務があるといえる。審議を通じて、立法事実を丁寧に検証し、当該立法の必要性、相当性を十分に検討することで、国会議員として国民の疑問に誠実に応えることは、国会議員が

遵守すべき行為規範といえる。昭和60年判決がいうところの「立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき」という表現も、立法過程において既に憲法違反であることが明白であるにもかかわらず、国会があえて立法を行ったというがごとき、明白な憲法尊重擁護義務違反の場合を指しているものなのである。そして、それはこの判例もいうとおり「容易に想定し難いような例外的な場合」である。通常、国会は違憲の疑義が生じたならば、十分に審議をし、そうした違憲の疑義を払拭してから立法するものだからである。

前述のとおり、平成27年判決が、「憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず」と、憲法違反であることの明白性を要求しているのも同様の趣旨といえる。

(2) 新安保法制法の場合

今回の新安保法制法の制定過程はどうであろうか。この後、第2、第3で詳述するように、憲法尊重擁護義務を負う国会議員として、国民に誠実な態度で立法行為を行ったとはとてもいえないものであった。

詳しくは、後記第2の「憲法9条に関する憲法解釈の変遷の歴史的・具体的事実」において論じるが、これまで歴代政府は、日本は個別的自衛権を行使することはできるが、集団的自衛権は行使できないという立場を終始一貫してとってきており、歴代の総理大臣も内閣法制局長官もその旨国会で明らかにし、政府答弁書等においても繰り返し表明されてきた（準備書面（3）別表2参照）。これは、まさしく憲法9条2項の交戦権否認、戦力不保持規定という一義的な文言によって、解釈上、集団的自衛権の行使は認められないとされてきたからに他ならない。今回の政府の集団的自衛権の行使を容認する閣議決定や、新安保法制法案の提出、国会における採決の強行は、これに全く反したものであった。しかも、元最高裁長官をはじめとして歴代法制局長官、元裁判官、日弁連、憲法学者などの司法関係者のほとんどが、これら政府、国会の行為が違憲である、立憲主義に反すると反対していた。にもかかわらず、国民が納得するような立法事実を提示しての十分な審議もなされず、新安保法制法を強引に成立させた行為は、明らかに国会議員として遵守すべき行為規範に違反し、憲法尊重擁護義務を負う国会議員の職務義務違反であるといわざるを得ない。これらは、内閣構成員である国務大臣の国会答弁などの行為にも該当する。

以下、本件における内閣および国会の行為が、国家賠償法1条1項が

違法とする、明白な人権侵害を伴う立法の制定行為（内閣による法案提出から国会本会議による採決まで）であり、憲法9条の規定に反する明白な違憲の内容を持つ立法の制定行為であり、かつ、その制定過程においても、国務大臣、国会議員として遵守すべき行為規範ないし職務義務に違反したものであることを制定過程の具体的な事実とともに指摘して、第2以降で主張することとする。

4 憲法適合性の判断順序について

(1) 法規の憲法適合性を先に判断すべきこと

原告は国家賠償法による損害賠償を求めていいるものであるが、これが認められるためには、これまで述べてきたように、新安保法制法が「国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合」か、もしくは「憲法の規定に違反するものであることが明白な場合」にあたるため、その制定行為が国会議員の職務上の法的義務に違反したものとして国家賠償法上の違法といえることが必要である。こうした判断枠組みを使って原告の請求に理由があるか否かを判断するためには、どうしても新安保法制法が原告の主張する人権を侵害することが明白か、もしくは憲法の規定に違反することが明白かを判断しなければならない。平成27年判決（再婚禁止期間違憲判決）も、同日に出された夫婦同姓規定合憲判決（平成26年（オ）第1023号、民集69巻8号2586頁、判例時報2284号38頁）も、民法の規定が憲法24条などに違反するか否かの判断を行い、その後に国家賠償法上の違法の評価を受けるか否かを判断している。

(2) 平成27年夫婦同姓規定合憲判決

まず、平成27年夫婦同姓規定合憲判決では、法廷意見は夫婦同姓に関する民法750条が憲法13条、14条1項、24条に違反するかどうかを検討した後に、いずれにも違反しないとした上で、結論部分において、「本件規定を改廃する立法措置をとらない立法不作為は、国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるものではない。」として原告らの請求を棄却している。

岡部喜代子裁判官、櫻井龍子裁判官、鬼丸かおる裁判官の意見は、本件規定は制定当時においては憲法24条に適合するものであったが、現時点においては、憲法24条に違反するものといわざるを得ないとした上で、「婚姻及び家族に関する事項については、その具体的な制度の構築が第一次的には国会の合理的な立法裁量に委ねられる事柄であることに

照らせば、本件規定について違憲の問題が生ずるとの司法判断がされてこなかった状況の下において、本件規定が憲法24条に違反することが明白であるということは困難である。」として、違憲ではあるが、違憲性が明白ではないので国家賠償法上の違法の評価を受けるものではないとして、原告の請求を棄却している。ここでは、法令の違憲性の判断と違憲が明白かの判断を区別しているのである。同様に木内道祥裁判官も、本件規定は憲法24条に違反するが、憲法の規定に違反することが明白であるとはいえないとしている。

山浦善樹裁判官の反対意見は、憲法24条に違反し、かつ憲法違反であることが明白であるとして国家賠償法上の違法の評価を受けるものとして原告の請求を認容している。

このようにすべての裁判官が、本件規定が憲法の規定に違反するか否かの判断を行い、その上で、国家賠償法上の違法といえるかの判断を行っているのである。

(3) 平成27年再婚禁止期間違憲判決

平成27年再婚禁止期間違憲判決における判断順序はどうであろうか。法廷意見は、民法733条1項の100日超過部分が憲法14条1項に違反するとともに、憲法24条2項にも違反すると指摘した後に、前述した国家賠償法上の違法の評価を受けるための判断枠組みを提示し、あてはめを行っている。そして、「以上によれば、上記当時においては本件規定のうち100日超過部分が憲法に違反するものとなっていたものの、これを国家賠償法1条1項の適用の観点からみた場合には、憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反することが明白であるにもかかわらず国会が正当な理由なく長期にわたって改廃等の立法措置を怠っていたと評価することはできない。したがって、本件立法不作為は、国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるものではないというべきである。」として請求を棄却している。

山浦善樹裁判官の反対意見は、本件規定の全部が憲法14条1項及び憲法24条2項にも違反し、かつ国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるべきものとする。

なお、千葉勝美裁判官は補足意見において、国家賠償法上の違法性の有無についての判断の枠組みに関して次のように興味深い指摘をしている。「本件は、平成17年判決中の前段部分の違憲の立法の改正を怠るという立法不作為の違法性に関する事件ではあるが、多数意見で示された一

般論は、その判示内容からして、前段の場合に限らず、後段の場合をも含め、国会議員の職務行為である立法的対応がどのような場合に国家賠償法上違法になるのかについての全体的な判断の枠組みを示したものと解することができる。」「いずれにせよ、私の理解としては、平成17年判決の判示する判断基準は、このような点も踏まえて、前段部分及び後段部分を含め、今回整理し直されたものということになる。今後は、この点の判断基準は、本件の多数意見の示すところによることとなろう。」

(4) 原告の損害との関係

当該立法が、憲法の規定に違反するか否かという「憲法適合性の判断」と「原告の損害の有無の判断」の順序に関してはどうであろうか。平成17年判決では、まず、「第2 在外国民の選挙権の行使を制限することの憲法適合性について」という項目のもと、平成10年「改正前の公職選挙法が、本件選挙当時、在外国民であった上告人らの投票を全く認めていなかつたことは、憲法15条1項及び3項、43条1項並びに44条ただし書に違反するものであったというべきである。」と法規の違憲性を判断し、その後に「第4 国家賠償請求について」として、前述の立法不法行為に関する判断枠組みを提示した上で本件事案におけるあてはめを行っている。そして、最後に原告らの「被った精神的損害の程度について検討する。」として各人に對し慰謝料5,000円の支払いを命じている。このように法規の憲法適合性の判断を先行させている。

平成27年夫婦同姓規定合憲判決では、まず、民法750条の規定が、順次、憲法13条、憲法14条1項、憲法24条に違反するものではないという憲法適合性に関する判断をした後に、「第6 結論」として立法不法行為に関する判断枠組みを提示することもなく、請求を棄却している。損害の有無についてはまったく触れていない。ここでも法規の憲法適合性の判断を先行させている。

平成27年再婚禁止期間違憲判決でも、前述のとおり、まず、民法733条1項の規定の憲法適合性を判断した上で、当該立法不作為の国家賠償法上の違法性の有無についての判断枠組みを提示してあてはめをした上で、国家賠償法上の違法の評価を受けるものではないとして請求を棄却しており、原告の損害については一切検討していない。ここでも法規の憲法適合性の判断を先行させている。

この訴訟の第1審判決((岡山地裁平成24年10月18日)・民集69巻8号2575頁)は、必ずしも明快な憲法適合性の判断をしないまま、「本件立法不作為について、国民に憲法上保障されている権利を違法

に侵害するものであることが明白な場合などに当たるということはできないから、本件立法不作為は、国家賠償法 1 条 1 項の適用上、違法の評価を受けるものではないというべきである。」として原告の請求を棄却している。明確な憲法適合性判断を先行させた最高裁とは対象的である。

(5) 裁判所の職責

ア 加本牧子最高裁判所調査官解説

平成 27 年判決の判例評釈を執筆された加本牧子最高裁判所調査官は、下記のように憲法判断の必要性について興味深い解説をしている。

「ところで、第 1 審、原審は、本件規定の憲法適合性につき正面から判断をするまでもなく、本件立法不作為の国家賠償法上の違法性が否定されたものと解される。これに対し、本判決が、国家賠償請求については棄却すべきものとしつつ、あえて本件規定の憲法適合性について判断をしたことについては、国家賠償責任が否定される場合に前提問題として憲法判断を行うか回避するかについて、論理的には、憲法適合性に関する判断が違法性の有無の判断に先行すると考えられるところ、合憲又は違憲の判断を明示的に示す必要性が当該憲法問題の重要性・社会的影響等を考慮した個々の事案ごとの裁判所の裁量に委ねられているという立場に立ったものと解されよう。特に、憲法判断を責務とする最高裁の判決においては、憲法適合性につき各裁判官に多様な意見があり得る事件等について、仮に立法府にとって違憲であることが明白でないことを理由に国家賠償請求を棄却すべきものとする場合であっても、憲法判断についての各裁判官の意見を明示的に示すために上記の必要性が認められることがあるものと考えられる」（ジユリスト 1490 号 95 頁）。

上記解説では、「憲法判断を責務とする最高裁の判決においては」と、あたかも最高裁だけが憲法判断をすることを責務とするかのごとくに表現されているが、いうまでもなく、憲法 81 条の解釈としてこれは正しくない。下級裁判所も含めてすべての裁判所には、違憲審査権が与えられ、法規の憲法適合性を的確に判断し、憲法秩序を維持する役割が求められているのである。

また、最高裁判所裁判官は国民審査（憲法 79 条 2 項）によって個別にその適格性の審査を受けるために、各裁判官の憲法判断に関する意見を国民に知らせるために、憲法適合性の判断を明確に示す必要性が高いという点については、加本調査官の指摘のとおりであろう。

だが、最高裁判所裁判官のように個人の意見を開示する必要はなくと

も、裁判所としての憲法判断を明確に示す必要性が極めて高い場合は存在する。政治部門によって違憲の既成事実が積み重ねられようとしているときに、裁判所がそのよう重大な違憲状態に対して口をつぐんでしまったのでは、これを是正する道が失われてしまう。

たとえ下級審裁判所であっても、公権的解釈権を持つ国家機関が政治部門とは異なる憲法判断を示すことは、権力分立の観点から極めて重要な意味を持つ。政治部門による合憲という公権的判断しか存在しないところに、裁判所の違憲判断が出ることによって、政治部門に対する重要な抑止力になるからである。

憲法は、政治部門の暴走に歯止めをかけ、権力分立によって憲法秩序を維持するために、裁判所に違憲審査権を付与したのである。これが法の支配を徹底させるために裁判所に違憲審査権を付与した意味である。決して政治部門の違憲な国家行為を追認し、憲法秩序を破壊することに加担させるためではない。

政治部門によって重大な憲法違反が行われたときに、司法がその謙抑性を理由に、当該問題は政治部門で解決すべき問題であるとして憲法判断を避けることは、裁判所としての職責を放棄したことになるのであり、許されることではない。

仮に、立法府にとって違憲であることが明白でないことを理由に国家賠償請求を棄却すべきものとする場合であっても、裁判所の憲法判断を明示的に示すことは、この国の立憲主義を堅持する上で極めて重要なすべての裁判所の職責である。

イ 裁判所という資源の活用

本件訴訟においては、裁判所という貴重な国家の資源を使って、裁判を進めていくことになる。国民の税金を使い、貴重な裁判所の時間と労力をこの裁判に費やす以上は、この裁判が日本の国家と国民・市民にとって意味のあるものにしなければならない。裁判所の判断内容が原告のみならず、多くの国民・市民も納得できるようなものになっていてこそ、判決に権威が認められ、司法に対する国民の信頼が維持されるのである。そのためには、重要な争点について、当事者双方が真剣に向き合い全力で議論を戦わせることが必要である。当事者間の攻防を通じて有用な情報が裁判所に提出されるからこそ、より真理に近づくことができるからである。重要な争点に関しては、こうした当事者対立形式の下で審理が進められるべきであり、公開の法廷で弁論を戦わせる対審構造で審理を進めるからこそ、政治部門とは異なる司法部門としての裁判所の独自の存在意義が認められるのである。

特に、この新安保法制法の制定過程においては、その憲法適合性について十分な議論が尽くされず、国民の多くも十分な理解が進まぬままに採決が強行されてしまった経緯がある。司法の場で、法律専門家によって議論を戦わせ、憲法解釈上の疑義を払拭することこそが、司法に求められていることであり、裁判所のみならず、裁判所という貴重な資源を利用する原告、被告に求められる基本的な姿勢であると考える。

ウ 裁判所の職責について

仮に被告が憲法問題を争点にする意思がない場合であっても、裁判所には新安保法制法の違憲性について積極的に判断をする職責がある。

国民は、政治過程を通じて政治的意意思決定を行う。しかし、そこでは情報の偏在や操作により、またムード、雰囲気に流されてしまい、ときに目先の利益に目を奪われて、国民も代表者も正しい判断ができないことがある。だからこそ、多数意思によって生じる過ちを、あえて非民主的といわれるような司法によって是正する道を憲法は明確に規定した。これこそ違憲審査権の存在意義である。

安全保障政策は特にその高度の専門性ゆえに、国民にとってその当否の判断が困難な部類の問題のひとつである。情報も軍事機密にかかるものであるが故に十分に国民に公開されない。また、日本を取り巻く安全保障環境の変化というあいまいな言説の下に、国民はいたずらに不安を煽られ、正しい判断ができない危険性も多分に存する。

他方で、安全保障政策における判断の誤りは国民の生命、財産に甚大な損害を与え、取り返しのつかない結果を招来することになる。だからこそ、憲法は、こうした国家の安全保障政策に対して、憲法9条、前文の平和的生存権などの規定によって、多数派による政治的決定に歯止めをかけ、制限を加えたのである。言うまでもないことであるが、この国の安全保障政策もそれがどれだけ政治家、官僚が正しいことだと確信したものであっても、また仮に多数の国民の支持を得たものであったとしても、憲法の制限の枠の中で実現しなければならない。これは立憲主義国家の最低限のルールである。

安全保障政策に関する国民の意思は多様である。具体的な安全保障政策の実現や外交交渉の内容などは政治部門の判断に委ねられているとしても、内閣、国会が最低限遵守しなければならない大きな枠組みは憲法によって規定されている。政策の当不當の判断ではなく、こうした大きな枠組みを逸脱した立法か否かの判断こそは司法の役割である。本件訴訟は、新安保法制法の安全保障政策上の当否の判断を裁判所に求めているのではない。あくまでも、新安保法制法が、憲法が許容している枠

組みを逸脱しているか否かの判断を求めているだけである。にもかかわらず、この問題を政治の場で解決すべき問題であるとして、政治部門に判断をゆだねて憲法判断を避けることは許されない。ここで司法が、政治部門の行為が憲法の枠組みを逸脱しているか否かの判断をすることすら放棄してしまったのでは、司法権は単に政治部門に追随するだけの権力に成り下がり、権力分立が機能しなくなってしまう。繰り返し主張するが、これでは、憲法が裁判所に違憲審査権を付与した意味がまったく失われてしまうことになる。

日本国憲法は戦前の大日本帝国憲法と異なり、司法権の独立を保障した上で裁判所に違憲審査権を付与して、徹底した法の支配を採用した。安全保障政策に関する事柄であるというだけで、司法権が違憲審査権を行使しないのであれば、それは戦前の裁判所と同じく単なる行政機関の下請けの地位に甘んじることになってしまうであろう。

裁判所は政治部門の判断を追認するために存在するのではない。主権者国民が政治部門に委ねた憲法の枠組みに沿った国家運営がなされているのか否かを厳格に監視するためにその存在が認められているのである。裁判所が、今回の新安保法制法の違憲性についての判断を避け、自らその存在意義を否定するようなことがあってはならない。

よって、たとえ被告が争点として反論をしてこなかったとしても、裁判所としては、新安保法制法の違憲性について、原告の主張を受け止め、十分な審理を尽くして、憲法が裁判所に課した職責を全うすべきである。そしてこれは憲法制定権者たる国民が裁判所に託した役割なのであり、裁判官にはこれに応じる憲法尊重擁護義務（99条）があるのである。

第2 憲法9条に関する憲法解釈の変遷の歴史的・具体的事実

1 クーデターともいえる憲法違反の閣議決定と新安保法制法の国会成立

(1) 2015年9月19日、国会は参議院において、わが国の安全保障体制にかかわる新安保法制法を形式上可決成立させた(甲C5-34、同C5-36)。その制定過程は、参議院平和安全特別委員会の採決を見ると「議場騒然、聴取不能」と議事録にも記録できない異常なものであり(甲A54[20頁])、野党からも国民からも決議は不存在であり無効と批判されるような前代未聞のものであった。憲法9条の下で武力行使が許されるのは、個別的自衛権の行使、すなわち日本に対する急迫不正の侵害としての武力攻撃があり、これを排除するために他に適当な手段がない場合に、必要最小限度のやむを得ない措置としてのものに限られる、との政府の憲法解釈は、1954年の自衛隊創設以来、変わることなく維持されてきたものであった。これまで集団的自衛権の行使は典型的な違憲行為であり、憲法9条を改正することなくしてはあり得ないことも、繰り返し政府によって表明され続けてきた。これまで内閣法制局はもとより歴代内閣も国会も、憲法9条との関係において集団的自衛権の行使は認められないという解釈による憲法规範とその実践を積み重ねてきたところである。

しかし、アメリカとの軍事的一体化を進めてきた政府は、憲法规範から逸脱した自衛隊の活動を認める方向に舵を切るようになった。従来から憲法改正によって集団的自衛権の行使が可能となるように安全保障体制の変革を期していたと見られる第2次安倍内閣は、憲法96条1項の発議要件を3分の2から過半数に緩和したうえでの改正を目指そうとした。しかし、国民の反対が強くこれを断念することに追い込まれた。国民の多くが憲法改正、とりわけ9条の改正を支持しておらず、容易に正規の憲法改正手続では目的を達成できない状況にあることを知るや、第2次安倍内閣は、国民の意思を問うこともなく、国民の反対に抗して、一転して閣議決定によって憲法解釈を変更する方向に転じた(甲C1-5)。

しかもその布石として、集団的自衛権行使を容認することは憲法解釈の限界を超えるとの見解を維持し続けてきた内閣法制局の態度を変更させるべく、2013年8月に突如それまでの長官を更迭し、集団的自衛権行使容認の方向での意見形成ができる体制を、人事を通じて実現しようとした(原告準備書面(3)[62頁]、甲B9[9頁]、同C8-1~同C8-7、同C8-34)。

(2) 2014年7月1日、内閣は閣議において「国の存立を全うし、国民を守るために切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定

を行った（原告準備書面（3）[81頁]、甲A5）。

閣議決定は、「我が国を取り巻く安全保障環境の根本的変容」と「日米安全保障体制の実効性を一層高めること」が求められているとして、

- ① 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃があったときに必要な条件が満たされた場合の実力行使を認める。
- ② 他国軍に対する「後方支援」（兵站活動）について「非戦闘地域」に一律に限定することなく、「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所に拡大し、必要な支援活動ができるようにする。
- ③ 武器使用を伴う在外邦人の救出、国際的な平和協力活動における、いわゆる「駆け付け警護」に伴う武器使用等ができるようにする。

など、憲法解釈の重要な変更にかかる事項についての法整備の方向を決定した。

第2次安倍内閣は、この閣議決定において、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという、急迫、不正の事態に対処し、国民の権利を守るために「これまでの憲法解釈のままでは必ずしも十分な対応ができない恐れがあること」から解釈の変更を行うとしつつ、政府の憲法解釈には「論理的整合性」と「法的安定性」が要求されるとし、その上で、この解釈が「従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置」として許されるものであると説明した（甲C1-5、同C1-6）。

- (3) この論理が憲法上許容されることについて、根拠を示すことが困難になっていく中で、第2次安倍内閣は、砂川事件の最高裁大法廷昭和34年12月16日判決（刑集13巻13号3225頁）において「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない」と述べられていることをもって、集団的自衛権行使の合憲性の根拠とした（甲C8-16、同C8-21）。

しかしながら、同事件においては、今日いうところの集団的自衛権の憲法適合性はまったく争点にもなっておらず、わが国に対する直接の武力攻撃があった場合の当然の「国家固有の権能」としての自衛の権利について述べたものであることは文脈上も明らかである。それこそ安全保障環境がまったく異なる60年近く前の米軍駐留の合憲性が問題になった裁判の判決の、しかも傍論部分の片言隻句をもって正当化の根拠として利用せざるを得ないところに、その根拠たるもの脆弱性が暴露されている（原告準備書面（3）[75頁]、甲B9[7~8頁]、同B10[72~73頁]、同C8-16、同C8-17、同C8-21、同8-64）。

この閣議決定について、國民に問うことなく、國是であったといってよい部分において法的連續性を切断したという点において法学的にはクーデターであるという石川健治東大教授の指摘（準備書面（1）8頁以下参照。甲B5-3〔217～218頁〕）は、こうした閣議決定およびそれに続く国会での新安保法制法の制定過程がいかに異常で、「容易に想定しがたい」事態であり、國務大臣、國會議員として遵守するべき行為規範ないし職務義務に違反した行動であったかを端的に表しているものである。

(4) 法案の提出と国会の議決

第2次安倍内閣は、この違憲である閣議決定に基づいて、2015年5月15日、「わが国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」案（自衛隊法をはじめとする10本の法律の改正法案）、いわゆる平和安全法制整備法案と「国際平和共同対処事態に際してわが国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」いわゆる国際平和支援法案を衆議院に提出した（甲C3-8）。衆議院は直ちに特別委員会に付議し、同特別委員会は同年7月15日に賛成多数で強行可決（甲C4-23～同C4-26）、翌日、本会議で可決、法案は参議院に回付された（甲C4-27、同C4-30）。参議院では、特別委員会を設置、直ちに付議され、同特別委員会は9月17日、委員長の可決発言は「議場騒然、聴取不能」と議事録に記載されるような異常な採決で可決成立されたとし（甲A54〔20頁〕）、同月19日未明、政府と国会は、参議院本会議での採決を強行した（甲C5-29～同C5-31）。

2014年7月1日の閣議決定から2015年9月19日の新安保法制法成立までの過程が、いかにこれまでの日本の安全保障政策を、国民の意思を無視して改変してしまったものであるかを、次に憲法9条の解釈の変遷を中心に述べることにする。これまでの日本は、アメリカとの軍事的一体化を進めながらも、憲法9条の規範性を重視して、集団的自衛権行使を認めず、自衛隊が海外で武力行使することを禁じてきた。それが、現政権になり、そのたがが外れたようにアメリカとの軍事的一体化が進んでいく状況をも合わせて述べることにする。

2 憲法9条の解釈の変遷の歴史的・具体的実事

（集団的自衛権行使についての政府の答弁などは、阪田雅裕編著『政府の憲法解釈』有斐閣〔甲B1〕による。）

(1) 憲法制定時

日本は、19世紀からアジア・太平洋地域での侵略戦争を繰り広げ、特に第二次世界大戦ではアジアで2,000万人以上の死者を出した。憲法9条は、日本をいかにして再び平和の脅威とならない国にするかという観点から設けられたものといえる。アジア・太平洋戦争の間、国民は戦時下で暮らすことを強いられ、300万人以上の犠牲者を出し、ようやく訪れた平和を願う多くの日本国民の願いに基づいて制定されたものである。

憲法9条は次の通り規定する

憲法9条　日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2項　前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。

1946年6月20日、大日本帝国憲法のもとで最後の帝国議会が召集された際、吉田茂首相、幣原喜重郎国務大臣が注目すべき国会発言をしている。

① 吉田首相は「戦争放棄に関する本案の規定は、直接には自衛権を否定はしておりませぬが、第9条第2項において一切の軍備と國の交戦権を認めない結果、自衛権の發動としての戦争も、また交戦権も放棄したものであります。従来近年の戦争は多くは自衛権の名においておこなわれたものであります。満州事変然り大東亜戦争又然りであります。…故にわが国においてはいかなる名目をもつても交戦権はまず第一、自ら進んで放棄する、放棄することによって世界の平和確立の基礎を成す、全世界の平和愛好国の先頭に立って、世界の平和確立に貢献する決意を、まずこの憲法において表明したいと思うのであります。」

この発言中の「自衛権の發動としての戦争も、また交戦権も放棄した」という点は、その後、現在に至るまで歴代内閣でも維持されており、搖るぎない憲法解釈として定着している。

② 币原国務大臣は「日本は如何にも武力は持っておりますぬ、それ故に若し現実の問題として、日本が国際連合に加入すると云ふ問題が起って参りました時は、我々はどうしても憲法と云ふものの適用、第9条の適用と云ふことを申して、之を留保しなければならぬと思ひます。……国際連合の趣旨目的と云ふものは実は我々の共鳴する所が少なくないのである、大体

の目的はそれで宜しいのでありますから、我々は協力するけれども、併し我々の憲法の9条がある以上は、此の適用に付ては我々は留保しなければならない、即ち我々の中立を破って、さうして何処かの国に制裁加ふると云ふのに、協力をしなければならぬと云ふやうな命令と云ふか、そう云う注文を日本にして来る場合がありますれば、それは出来ぬ、留保によって出来ないと云ふやうな方針を執って行くのが一番宜しかろう。」

ここでは、たとえ国連の要請があっても、憲法9条があるため出来ないことがあることが明確に示されており、この方針も今日まで維持されている。

(2) 朝鮮戦争・サンフランシスコ平和条約

1947年5月3日、日本国憲法が施行された。占領軍は当初、日本国憲法を国民のなかに普及することに強い熱意を示した。しかし、こうしたアメリカの姿勢はすぐに転換する。

1947年3月、トルーマン大統領は、公然たる米ソ冷戦開始の宣言「トルーマン・ドクトリン」を発表した。1948年1月、ロイヤル米陸軍長官は、日本を、「極東における反共の防壁」にするとの演説を行った。そこでは「対日占領政策の方向は極東にふたたび戦争または侵略がおこらぬよう、これを防止するために役立つ強力な民主政治を育成することにある。日本自身が自立しうるのみならず、今後極東に起こるかもしれない新しい新しい全体主義の脅威に対し防壁の役割を果たすに十分な強力な安定した民主主義を築き上げることにある。」と述べられている。日本が自力で、「民主主義」を守れるようにするとの口実で、冷戦下でのソ連との戦いの中で日本を防波堤として使うために、日本の再軍備を始めるとの予告であった。

1950年6月25日、朝鮮戦争が勃発する。マッカーサーは7月8日、吉田首相宛てに「日本政府に警察予備隊創設権限を与える」との書簡を送り、日本の再軍備を許可した。日本政府はこれに応えて、8月10日、一片の政令にすぎない「警察予備隊令」を公布し、警察予備隊を発足させた。

米ソの対立がますます激化し、米英仏ソ中5大国のあいだで、日本が第二次大戦で「敵」として戦った連合国全体と日本との「全面講和」とすることが協議されていたにもかかわらず、1949年夏以降は米英陣営等「西側」陣営だけとの「単独講和」の動きが強まった。

連合国の中の「西側」諸国との「単独講和」をめざす政府の動きに反対し、連合国全体を対象とする「全面講和」との世論が高まっていた。

学者・文化人でつくる「平和問題懇談会」は1950年1月単独講和は「特定国家との軍事協定、特定国家のための軍事基地の提供」につながるもので、戦争の危機を増大する」と指摘した。

朝鮮戦争の勃発もあり、吉田首相は第8回臨時国会の施政方針演説（50年7月14日）で、「単独講和」への姿勢を明確に打ち出した。またアメリカも、ダレスが10月初めまでにまとめた対日講和7条件で、日本の再軍備と米軍駐留の意図を打ち出している。アメリカの目的は、「われわれは日本に、われわれが望むだけの軍隊を、望む場所に、望む期間だけ駐留させる権利を確保できるだろうか、これが根本問題である」というダレスの言葉（豊下檜彦『安保条約の成立』岩波書店）に端的に示されている。

「日本国との平和条約」（サンフランシスコ講和条約）の調印式は1951年9月4日から8日、サンフランシスコで日本を含む49カ国が調印して行われた。「平和条約」（講和条約）そのものが、交戦国の全てを対象とするものではなく、条約の内容は、日本の主権を制限し、その後の日本がアメリカに従属し続けることになる重大な内容が盛り込まれていた。アメリカは当初からの目的どおり、日本全土のどこにでも基地を置くことができ、日本の軍隊を米軍の支配下に組み込むことを方向づけるものであった。

「平和条約」の調印式の1951年9月8日夜、日米安保条約調印式が行なわれた。「アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその附近に配備する権利を、日本国は許与し、アメリカ合衆国は、これを受諾する。」、軍隊の駐留目的は、「極東における国際の平和と安全の維持に寄与」することで、日本側が期待した「外部からの武力攻撃に対する日本国のおおきな安全」を守ることに関しては、「使用することができる」とされただけで、「義務」とはならなかった（第1条）。

さらに前文に、日本が「自国の防衛のため漸増的に自らの責任を負うこととに期待」するという、日本の軍備増強を求める文言まで書き込まれた。

このようにアメリカは、日本の基地を使って、「極東における将来必要となるであろう軍事行動」、すなわち「中国本土（満州を含む。）、台湾、ソ連、そして公海を含む極東での軍事作戦における米国による一方的行動」を可能にした。

（3）自衛隊創設から安保条約改訂

1952年4月28日、「日本との平和条約」が発効し、日本は、憲法を最高法規とする独立主権国家となった。1952年7月、警察予備隊

令にかわって保安庁法が制定され警察予備隊は保安隊に変わった。

この法案の審議のなかで吉田首相が、「私は戦力をもってはいけないと言っているのではない。憲法は自衛のための戦力を禁じているわけではない」と思わず本音をもらし、野党の抗議で取り消さざるを得なかった。しかし、これをきっかけに政府の「戦力」に関する統一見解を示すことになり、「(憲法が禁止する) 戦力とは近代戦争遂行に役立つ程度の装備、編成を備えるもの」で、「保安隊等の装備編成は決して近代戦を有効に遂行し得るものではないから憲法上の『戦力』に該当しない」との解釈がうちだされた。

主権を回復した日本に対するアメリカの要求は急で、1953年10月、アメリカから戦闘機やミサイルの提供などの援助を受けいれることと引き換えに日本自身も軍備増強の義務を負うMSA協定（相互防衛援助協定）の交渉が開始された。この協定交渉の中で、アメリカからは、憲法改正を強く迫られた。

「近代戦を有効に遂行し得る程度のものではない」とされる保安隊は、1954年7月に自衛隊に改組される。ここに至って従来の9条解釈もより本質的な検討と整理を余儀なくされ、1954年12月22日の衆院予算委員会で大村防衛庁長官は「憲法は自衛権を否定していない。自衛権は国が独立国である以上、その国が当然保有する権利である。憲法はこれを否定していない。従って現行憲法のもとで、わが国が自衛権をもっていることはきわめて明白である。……一、戦争と武力の威嚇、武力の行使が放棄されるのは、『国際紛争を解決する手段としては』ということである。二、他国から武力攻撃のあった場合に、武力攻撃そのものを阻止することは、自己防衛そのものであって、国際紛争を解決することとは本質が違う。従って自国に対して武力攻撃が加えられた場合に、国土を防衛する手段として武力を行使することは、憲法に違反しない。自衛隊は現行憲法上違反ではない。憲法9条は、独立国としてわが国が自衛権を持つことを認めている。従って自衛隊のような自衛のための任務を有し、かつその目的のため必要相当な範囲の実力部隊を設けることは、何ら憲法に違反するものではない。」（原告準備書面（4）〔8頁〕、甲B1〔9~10頁〕として、個別的自衛権の行使に限定するからこそ、その存在を認められる実力部隊としての自衛隊の位置づけを明確にした。

この時点において、政府は、集団的自衛権については当然に否定している。

1954年6月3日、衆議院外務委員会で、下田武三政府委員は次のように集団的自衛権についてその行使を明確に否定している。

「平和条約でも、日本国の集団的、個別的の固有の自衛権というものは認められておるわけでございますが、しかし日本（国）憲法からの観点から申しますと、憲法が否認してないと解すべきものは、既存の国際法上一般に認められた固有の自衛権、つまり自分の国が攻撃された場合の自衛権であると解すべきであると思うのであります。集団的自衛権、……つまり自分の国が攻撃されもないのに、他の締約国が攻撃された場合に、あたかも自分の国が攻撃されたと同様にみなして、自衛の名において行動すること……そういう特別な権利を生ますための条約を、日本の現憲法下で締結されるかどうかということは、先ほどお答え申し上げましたようにできないのでありますから、結局憲法で認められた範囲というものは、日本自身に対する直接の攻撃あるいは急迫した攻撃の危険がない以上は、自衛権の名において発動し得ない、そういうように存じております。」（1954年6月3日衆議院外務委員会会議録57号4頁、原告準備書面（4）〔10頁〕、甲A64、甲B1〔54～55頁〕）

日本におけるこうした動きを背景に、アメリカでは1955年から米安保条約改定にむけた検討が始まっている。その目的は、極東地域における軍事行動のために米軍が日本に駐留する権利を引き続き維持することに加え、極東有事には米軍の行動に自衛隊も参加させることにあった。

こうした最中（さなか）、1957年2月、憲法9条の改正に強い執念を燃やしていた岸信介首相が登場し、アメリカの動きに積極的に呼応するため1957年6月、MSA協定の約束に基づき、第1次防衛力整備計画（略称、1次防）を決定、計画的な軍事増強を開始した。その後も、第2次（1962年7月）、第3次（1967年3月）と防衛力増強の計画を立て、着実に実行していく。

岸首相は1957年6月19日、この第1次防の決定を手土産に訪米し、アイゼンハワー大統領との会談で安保改定に向けた委員会設置などの合意をとりつけ、念願の安保条約の「双務化」に向けた交渉を開始する。

憲法改正原案を作成する内閣憲法調査会も1957年8月、野党委員が参加を拒否する状態のまま、安保条約改定と車の両輪をなすものとして、憲法改正プログラムが始動した。ちなみに同年7月に砂川事件が起り、1959年12月に最高裁判決が出されている。

しかし1960年には、日本はアメリカの戦争に巻き込まれると国民は安保改定反対闘争へ連日参加し、数万、数十万のデモが国会を取り巻いた。1959年から始まった安保条約改定についての国会審議は、政

府の答弁がしばしば行き詰まり、訂正を繰り返すものとなり、追い詰められた岸内閣は1960年5月23日、衆議院の議場に警察官を導入して改定安保条約の批准を強行可決した。

その結果、衆議院が承認した条約の批准案は参議院で審議に入ることできず、憲法第60、61条の憲法の規定をただ一つのよりどころに、「自然成立」という前例を見ないやりかたで国会通過をはからざるを得なかった。

岸内閣は退陣に追い込まれ、アイゼンハワー来日も中止となり、岸内閣の憲法改正の企ては挫折した（なお、このような岸信介首相さえも、国会では、「私は集団的自衛権は、日本の憲法上は、日本は持っていない、かように考えております。」と答えている。原告準備書面（4）[11頁]、甲A66）。

1960年改訂の安保条約は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」と、名称に「相互協力」が追加され、日本の基地を「極東における平和と安全の維持」のために米軍が使うことを引き続き認める（第6条）だけでなく、「日本の施政権下における、いずれか一方に対する武力攻撃」が発生した場合には、日米が共同してこれに対処するとの新規定が盛り込まれた（第5条）。日本の領域外の「極東」で行動する米軍と共同して戦うということまで盛り込むわけにはいかず、在日米軍基地が攻撃された時は、自衛隊が米軍基地を守るために共同して戦うと「相互防衛」の形式をとった。

この在日米軍との共同行動について、「在日米軍に対する攻撃は、日本の領土、領海、領空を侵さずしてやれるものではない。それを排除するという意味においては、日本は個別的自衛権を発動するということです」（1960年2月13日、林修三法制局長官）と、それが集団的自衛権の行使にあたらないことを強調した。林修三法制局長官は次のように述べている。

「いわゆる集団的自衛権という名のもとに理解されることはいろいろあるわけでございますが、その中で一番問題になりますのは、つまり他の外国、自分の国と歴史的あるいは民族的あるいは地理的に密接な関係のある他の外国が武力攻撃を受けた場合に、それを守るために、たとえば外国へまで行ってそれを防衛する、こういうことがいわゆる集団的自衛権の内容として特に強く理解されておる。この点は日本の憲法では、そういうふうに外国まで出て行って外国を守るということは、日本の憲法ではやはり認められていないのじゃないか、かように考えるわけでござります。そういう意味の集団的自衛権、これは日本の憲法上はないのではないか、さよ

うに考えるわけでございます。」（1960年3月31日参議院予算委員会会議録23号24頁、原告準備書面（4）[11頁]、甲A66、甲B1[49～50頁]）

さらに改訂された安保条約では、旧条約で前文に努力目標として掲げられた「自衛力漸増」が義務として規定された（第3条）。その後一貫した軍備増強の政策が展開され、「双務化」によって「対等」な関係になつたどころか、日本はいっそう深く、多面的にアメリカの影響下に組み込まれることになった。

1963年には、防衛庁が「朝鮮有事」を想定し、在日米軍の指導のもと、「三矢作戦研究」（昭和38年度統合防衛図上研究）を行った。これは、安保条約第5条の適用なしに、アメリカが朝鮮半島で起こした戦争で、自衛隊が在日米軍の指揮の下に日米共同作戦を行うことを想定した計画である。国内では、開戦と同時に国会が召集され、物価、輸送、生活必需品等の統制や、徴兵と徵用、言論・集会等の統制など87件に及ぶ戦時立法を2週間で成立させるという計画だった。

1966年6月、北ベトナムへの爆撃開始によってアメリカによるベトナム戦争が全面化するや、日本は米原子力潜水艦の「寄港」基地とされ、さらに補給・修理・休養の最前線基地として欠かせない役割を負わされた。アメリカの施政権下にあった沖縄からは、B52戦略爆撃機がしばしば直接ベトナムへの爆撃のために飛びたった。

条約が10年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができる（日米安保条約第10条）と定められた安保条約「固定期限」終了の1970年を前にした1969年11月、佐藤首相は訪米しニクソン米大統領との共同声明を発表した。安保条約の条文には手をつけない「自動延長」の形をとりつつ、沖縄の「核つき返還」や日米共同作戦の対象範囲拡大、自衛隊増強を約束するなど、日米の軍事協力をより強化させる内容のものであった。その第4項には、「韓国の安全は日本自身の安全にとって重要」であり、「台湾地域における平和と安全の維持も日本の安全にとって極めて重要な要因」であると明記されている。このことが、次に述べる集団的自衛権行使に関する政府の1972年見解の議論の引き金となつた。

（4）ベトナム戦争と72年政府見解

これまで、憲法の下でも固有の自衛権を持つことを認められており、自衛隊は、憲法9条が保持を禁止している「戦力」ではなく「自衛権」

を行使するための必要最小限度の実力であるという解釈で、安保条約、自衛隊の存続をはかってきたが、これに対する国民からの反対の声も強かった。1960年以降、安保条約、自衛隊の違憲論が盛り上がった。とりわけ、1960年代に入りアメリカのベトナム戦争が本格化し、日本が全面的に兵站基地として加担するにつれ、戦争加担に反対する立場からの国民側の違憲論が強まった。

また、沖縄返還に伴う米軍との共同作戦行動への危惧からの追及や、自衛隊を違憲として争う裁判が数々行われ、政府の解釈に対し大きな影響を与え、自衛隊の海外派兵の禁止、さらに集団的自衛権行使違憲の解釈が確認された。個別的自衛権行使に基づく自衛隊の合憲性を確保すると同時に、その活動を縛るものとなったのが、いわゆる1972年（昭和47年）見解（以下「72年政府見解」という。）である。

<集団的自衛権と憲法との関係について>

憲法は、第9条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が……平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第13条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、……国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることからも、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであって、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解きないのであって、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るために止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。（1972年10月14日参議院決算委員会提出資料、原告準備書面（4）[22頁]、甲B1[55~56頁]）

そもそもこの文書は、「集団的自衛権を行使できない憲法上の根拠規定を明らかにせよ」との社会党の水口宏三議員の質問に答え、参議院決算委員会に資料として提出されたものである。

1969年11月の佐藤・ニクソン共同声明で韓国の安全は日本の安全にとって緊密な関係にあるとされたことをめぐる水口議員と政府のやりとりがある（参議院内閣委員会1972年5月12日、原告準備書面(4) [14頁]、甲A68）。そこでは水口議員の「韓国の安全が脅かされる、つまり韓国が武力攻撃を受けた、こういう事態、こういう場合には即日本の安全を脅かされたということになるんではないか。これこそまさに集団的自衛権の行使ということの、少なくとも僕は解釈としては、あなた方の立場に立って当然出てくる結論ではないか」との質問に対して、真田秀夫内閣法制局第1部長は「韓国に対する脅威が、危害がありましても、これは直ちにわが国の自衛権が発動することになるとは毛頭考えておりません。」と明確に否定している。水口議員はさらに政府に対して「たとえ集団的であろうと個別的であろうと、あなた方の解釈に立つならば、日本の安全が直接脅かされたような状況、こういう場合に当然固有の権利として持っている自衛権を発動し、その発動の形態として武力を用いるという解釈にならざるを得ないんじゃないですか。」と質問している。たとえ他国に対する武力攻撃であっても、日本の安全が脅かされたようなときには、集団的自衛権を行使できるのではないかという質問である。これに対して、真田秀夫内閣法制局第1部長は、「わが国自身に對して外国から武力攻撃があった場合に云々というのが第一原則（引用者注：個別的自衛権行使三要件の第1要件のこと）でございますから、その原則の適用の結果、わが国が行使し得る自衛権の態様というのは、個別的自衛権に限られる」と答弁している。さらに「個別的自衛権の態様においてしか武力行使ができないことになると、これは明々白々であろう、こういうふうに考えるわけであります。」とも答弁している。

1963年に、米軍の朝鮮有事を想定し、自衛隊が米軍と共同作戦を行う「三矢作戦計画」がつくられたという経過もあり、水口議員の質問は単なる憶測として済ませられるものではなかった。そこで水口議員はこの答弁を不服としてさらに追及したが、そのことへの回答として文書で提出されたのが72年政府見解（1972年10月14日）である（原告準備書面(4) [22頁]、甲B1 [55~56頁]）。ちなみに、この文書を要求した国会での水口議員と吉國內閣法制局長官のやりとりも興味深い（参議院決算委員会1972年9月14日、原告準備書面(4) [18頁]、甲A69）。

吉國長官が「かりにわが国と緊密な関係にある国があったとして、その国が侵略されたとしても、まだわが国に対する侵略は生じていない、わが国に対する侵略が発生して初めて自衛のための措置をとり得るのだ」

と集団的自衛権の行使を否定したことに対して、水口議員は「密接であるということは、単なる政治的な密接さとか、あるいは経済的な密接さではなしに、まさにその国が脅かされるということが、わが国の安全、すなわちわが国民の生命、財産を脅かされるということであって、そのときに初めて集団的自衛権というものが発動できるからこそ、正当防衛権的な自然権ということが言えるんじゃないですか」と食い下がって問いただしている。これに対しても、吉國長官は「たとえわが国と非常に密接な関係がある国があったとしても、その国に対する攻撃があったからといって、日本の自衛権を発動することはできない」と明確に否定している。その上で、「わが国は憲法第9条の戦争放棄の規定によって他国の防衛までをやるということは、どうしても憲法9条をいかに読んでも読み切れないということ、平たく申せばそういうことだろうと思います。」

「わが国が侵略をされてわが国民の生命、自由及び幸福追求の権利が侵されるというときに、この自国を防衛するために必要な措置をとるというのは、憲法9条でからうじて認められる自衛のための行動だということでございまして、他国の侵略を自国に対する侵略と同じように考えて、それに対して、その他国が侵略されたのに対して、その侵略を排除するための措置をとるというところは、憲法第9条では容認してはおらないという考え方でございます。」と答弁している。このように、当時から、政府は自国を防衛する措置として、集団的自衛権行使をまったく考えていなかつたことが明らかである。

ところが、横畠内閣法制局長官は、2015年3月24日の国会答弁で、この72年政府見解の「外国の武力攻撃」には、わが国のみならず、同盟国に対する武力攻撃も当初から含まれていたとして、限定的な集団的自衛権行使を合憲とする根拠として援用した。横畠長官は6月11日の答弁でも、限定的な集団的自衛権行使を容認する法理が1972年(昭和47年)当時からこの政府見解に含まれていたとの発言をしている。しかし、前述のような当時の関係者の発言、及び憲法9条2項の規定から、このような解釈が成り立つ余地はない。この点は、原告準備書面(3)において、すでに主張したとおりである。

(5) 78年ガイドライン

1975年4月、長く続いたアメリカのベトナム戦争は、大国アメリカの敗北に終わった。

日本の防衛計画策定に関して、それまでは、日米間の調整がほとんど皆無であったが、1975年の三木・フォード首脳会談、坂田防衛庁長

官・シュレジンジャー防衛首脳会談で、ガイドラインの策定が合意される。1976年7月には日米安全保障協議委員会の下に、日本の役割拡大について議論する日米防衛協力小委員会が設置され、ガイドライン策定作業が進んだ。1978年11月、防衛協力小委員会の報告として、はじめての「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」（以下「78年ガイドライン」という。）が日米安全保障協議委員会で了承された。

このガイドラインで「必要な共同演習及び共同訓練を適時実施する。」と合意されたため、この後、アメリカ軍と自衛隊の共同演習・訓練が活発化する。1978年には航空自衛隊が、1981年には陸上自衛隊が初めて、アメリカ軍との共同訓練を行い、海上自衛隊も1980年に初めて、多国間演習リムパックに参加した。1982年からは、日米共同の指揮所演習も開始された。

アメリカは対ソ戦略の点から、日本に対して特にシーレーン防衛への貢献を求め、78年ガイドラインにも、日米が、「周辺海域の防衛のための海上作戦及び海上交通の保護のための海上作戦を共同して実施」し、日本が、「周辺海域における対潜作戦、船舶の保護のための作戦その他の作戦を主体となって実施する」ことが明記された。

また、このガイドラインの方針に従い、日本は1977年12月にP3-C対潜哨戒機とF-15戦闘機の導入を決定する。それ以後も米国からの防衛費増額要求は止まらず、1981年1月にレーガン政権が成立すると、米国からの圧力は更に強くなった。同年5月に訪米した鈴木善幸首相は1000海里シーレーンの防衛を日本が行うと表明し、1982年7月にはP3-CとF-15の取得数拡大（それぞれ45機から75機、100機から155機）が決定された。1983年にはシーレーン防衛に関する日米共同作戦計画の策定が開始され、この計画は1986年に完成する。また、鈴木・レーガン会談の共同声明では、初めて日米が「同盟関係」にあることが明記され、これ以後、「日米同盟」という用語が公式の場でも多用されるようになった。

このころ1978年には栗栖弘臣統幕議長（陸海空自衛官の最高位）が、「有事には自衛隊の超法規的行動もありうる」と週刊誌上で発言したことが国会でも大問題となった。

(6) 湾岸戦争

1990年8月2日、イラク軍がクウェートに侵攻し、8日には同国を「併合」したと発表する。国連安保理は米ソ冷戦で機能を失っていた時代と異なり敏速にイラク非難の決議678号を採択し、1991年1

月 15 日までの期限をきってイラクにクウェートからの撤退を求めた。

この時、アメリカは国連決議を口実に編成された多国籍軍への自衛隊の参加を求めた。海部内閣はまず 10 億ドルの資金援助をおこなった。しかし、自衛隊派兵というアメリカの要求をかわすことができず、多国籍軍の輸送、通信などの活動を自衛隊が支援するための「国際連合平和協力法案」を臨時国会に提出（1990 年 10 月 16 日）し、自衛隊そのものの派兵も企てたが、自衛隊海外派兵反対の国民の運動によって廃案に追い込まれた。政府は以前から日本が自ら武力行使をしなくても、他国軍隊に対してその武力行使と「一体化」するような協力・支援をすることは許されないとしていた。ところが、この国際連合平和協力法案には、自衛隊（平和協力隊）による多国籍軍への「協力」が多国籍軍の行う武力行使と一体化しないことを担保する法制度上の枠組みが設けられていなかつたことなどから野党からも強い批判を受け、11 月に衆議院段階で審議未了、廃案となつたものである。

国連安保理決議 678 号が実行されなかつたことを理由にアメリカが 1991 年 1 月 17 日、国際的な合意を得たずに多国籍軍を組織して軍事力行使に踏み切り、大規模な戦闘行動が展開された。イラクのフセイン大統領が 2 月 26 日、すべての国連決議を受け入れることを表明して、事実上の敗北宣言をし戦闘は終了したが、この戦争による死者は多国籍軍が 480 人（うち米軍が 375 人）、イラク軍が 10 万人から 12 万人、民間人が 16 万人から 21 万人にのぼつた。

悲惨な戦闘の模様が連日テレビでも報道されるなかで、海部内閣は 90 億ドルの追加支援とともに、中東における被災民移送のため、政令による自衛隊機の派遣を決定する。しかし、自衛隊機の派遣については現地からの要請がなかつたことから不発に終わった。

結局、日本は、多額の財政的負担をしたが、国際社会から十分な評価を受けられなかつたという認識が一部で広がつた。クウェート政府が 3 月 11 日付の米紙ワシントン・ポストなどの有力紙に、クウェート解放のために戦つた多国籍軍の参加国に感謝するために出した広告に、30 か国の中で最高額の合計 130 億ドルの戦費を負担した日本の名がなかつたことなどから、何とか海外派兵の実績を残したいとする海部内閣は、湾岸戦争終結後の 4 月 26 日、機雷除去のため、自衛隊掃海艇のペルシヤ湾派遣を閣議決定によって強行した。

さらに海部内閣は 1991 年 9 月 19 日、あらためて「国連平和維持活動等に対する協力に関する法律案」（PKO 等協力法案）を国会に提出した。法案は、廃案となつた国連協力法案から多国籍軍への参加の部分

を除くことで集団的自衛権行使との批判をかわし、さらにPKO参加5原則（①紛争地域にはいかない、②受け入れ国同意、③中立的立場堅持、④以上の前提が崩れたら撤退、⑤武器使用は自己防衛に限定）を提示し、武力行使を行わないので海外派兵にあたらないとの装いをこらすことによって、公明党、民社党の取り込みをはかった。

法案は11月に発足した宮沢喜一内閣に引き継がれ、1992年6月15日、自公民3党によって採決が強行され成立した（甲B1〔86～89頁〕）。

(7) 97年ガイドライン

1994年9月、クリントン政権の国防次官補に任命されたジョセフ・ナイは、ヨーロッパその他の地域での軍事同盟よりも日米安保の「再定義」を優先することを強調し、安保条約の条文は変えずに、その内容を「再定義」することによって日米軍事同盟の再編・強化をはからうとした。

1993年3月に北朝鮮がNPT（核不拡散条約）脱退を宣言し、5月には弾道ミサイル・ノドンの発射実験を行うなど、第1次朝鮮半島危機が発生していたにもかかわらず、この時期の日米間では貿易摩擦が主論点であるにすぎなかった。このことに危機感を抱いたジョセフ・ナイが日米同盟のイニシアティブをとったといわれる。国会図書館のレファレンスでは、「第1期クリントン政権における日米関係の主題は貿易摩擦であり、日米同盟はほとんど顧みられることも無く、この状況は「同盟漂流」とも形容された。1994年9月に就任したジョセフ・ナイ国防次官補は、この事態に懸念を抱き、日米同盟の重要性を再確認するための「ナイ・イニシアティブ」を開始した。その第1弾である1995年2月の「東アジア戦略報告」（ナイ・レポート）は、日米関係を「米国の太平洋安全保障政策及びグローバルな戦略目標の基盤」と位置づけ、「在日米軍は日本の防衛及び日本周辺における米国の権益の防衛だけでなく、極東全域の平和と安全の維持にコミットし、かつ備えるもの」とあると表明した」と分析されている（福田毅「日米防衛協力における3つの転機」国会図書館レファレンス2006年7月号）。

1996年4月17日、来日したビル・クリントンアメリカ大統領と、橋本龍太郎首相は会談後、「日米安保共同宣言—21世紀に向けての同盟」を発表した。日米共同作戦の対象を「日本の施政の下にある地域」（安保条約第5条）から、「日本周辺地域」に拡大することを公然と宣言とともに、この新たな日米協力の強化を具体化するために78年の「日米

防衛協力指針（ガイドライン）」を見直すことが確認された。

「ガイドライン」見直し作業は、1997年9月に終了した。78年ガイドラインと97年ガイドラインの最大の違いは、前者が「日本有事」の際の日米の役割分担を合意したものであるのに対し、後者では共同対処の範囲がより広がり、「周辺事態」対処の取り組みが整備された点にある。「周辺事態は地理的概念ではなく、事態の性質に着目したもの」との政府説明が付され、拡大解釈の余地を広げた。また、平時からの協力枠組みも強化している。例えば、78年ガイドラインにおける情報の「交換」が情報の「共有」に変わっている。このころから、アメリカによる秘密保護法の立法化の要請が強まっていく。また、新たに包括メカニズムと調整メカニズムの設置が合意された。これらは、日米共同作戦を検討したり、自衛隊と米軍の行動を調整したりするためのものである。さらに、平時における日米の協力を、「より安定した国際的な安全保障環境の構築」のための活動にまで拡大している。国連PKOや人道支援活動等までを視野に入れた日米協力が合意されている。

自衛隊の海外活動に関しては、従来からの「後方支援」という用語を「後方地域支援」という新造語に置き換え、「戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本の周囲」でおこなわれる補給、輸送、整備等の支援を取り決めた。海外での武力行使はあくまでも違憲としつつも、これらの後方地域支援活動は米軍の「武力行使と一体化」するものではないから集団的自衛権の行使にはあたらないし、海外派兵にもあたらぬいとした（甲B1〔104～115頁〕）。

97年ガイドラインを国内法として具体化するための「周辺事態法案」は、第2次橋本内閣によって1998年4月に閣議決定され、1999年5月、「周辺」の意味を限定したうえで「周辺事態安全確保法」が成立了。

しかし、野党の激しい追及にあって小渕内閣は、「日本の周辺地域に限定しており、中東やインド洋、地球の裏側は考えられない」と答弁せざるを得なかった。

「周辺事態安全確保法」を含む「ガイドライン関連法」制定の後、2003年には武力攻撃事態法などの「有事三法」、2004年には「国民保護法」「米軍行動円滑化法」「外国軍用品等海上輸送規制法」などの「有事七法」が成立した。「有事法制の制定の際、小泉首相は『備えあれば憂いなし』『治にいて乱を忘れず』などと、あたかも日本を守るために『有事法制』を制定するかのように言っていたが、実はアメリカの要求に基づく、アメリカの戦争を支援するための法整備が2003年

の『有事三法』、2004年の『有事七法』であった」と飯島滋明名古屋学院大学教授は指摘する（名古屋学院大学論集社会科学篇第51巻第4号135頁）。

(8) テロとの戦い

2001年9月11日、同時多発テロが発生するや、アメリカは「テロとの戦い」と称してアフガニスタン、続いてイラクへの無法な戦争を開始し、日本への参戦を迫ってきた。

当時アメリカが日本に求めたのは多国籍軍への参加、それも「後方支援」であった。そこで政府はまず、国連の集団安全保障措置、多国籍軍などへの参加を可能にしようとした。しかし、政府はこれまでのように「日本の周辺地域に限定している」との言い訳を使って自衛隊を派兵することはできなくなった。アフガニスタンを日本の「周辺地域」というのは明らかに無理があるからである。そこで、内閣法制局は、海外での武力行使は違憲、他国軍隊の武力行使と一体化する行動も違憲という立場を堅持しつつ、多国籍軍等への自衛隊の後方支援活動に途を開く解釈を提供した。

小泉純一郎内閣は、①テロ対処目的なら世界のどこの紛争であっても、②活動の期間を通じて戦闘がおこなわれることのないと認められる地域＝「非戦闘地域」なら外国の領域であっても派兵できるとして、周辺地域に限定していた従来の見解を大幅に拡大し、「テロ特措法」（2002年）ではインド洋へ、「イラク特措法」（2003年）ではついにイラク本土へ自衛隊を派兵した。

1999年の周辺事態安全確保法では、米軍に対する協力・支援活動（物品・役務の提供）の種類を補給、輸送等に限定して列挙するとともに、これを実施する区域を「後方支援」に限定することによって、いわば二重の限定で、米軍の武力行使と一体化しないことを法制上担保していた。

この「後方支援」の定義に用いられた「現に戦闘が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる」地域という概念は、アフガニスタン戦争の際のテロ特措法、イラク戦争におけるイラク特措法においても継承されている。この地域を一般には「非戦闘地域」と呼んでいる。このような地域における支援活動は、それ自体が武力行使に当たるものでない限りは、およそ支援を受ける軍隊の武力行使と一体化することがないというのが政府の考え方である（1999年5月10日日米防衛協力特別委員会大森法制

局長官答弁、甲B1〔112～113頁〕)。そして、このように後方地域支援は、活動の区域を画することによって米軍などとの武力行使と一体化しない支援をするのであり、軍事的な兵站活動とは異質のものであって、憲法9条には違反しないとしている(1999年3月26日同委員会野呂防衛庁長官答弁)。

現代の戦争において武器弾薬の補給や兵員の輸送その他の後方支援活動は軍事上の兵站活動であるから、他国軍の武力行使と一体不可分であり憲法9条に違反するという批判を避けるために、苦慮の末に考案された理論構成といえる。

確かに非戦闘地域での支援といえども支援を受ける他国軍隊にとっては重要な兵站活動ともいえる。また、その「あてはめ」は必ずしも容易とはいえない。しかし、場所的な限定をすることで、できるだけ客観的に自衛隊の活動を限定し、憲法9条の禁止する海外での武力行使に当たらないように規制しようという配慮は伺われる解釈である。

ところが、新安保法制法における後方支援活動はこうした場所的限定を放棄し、戦闘地域であっても「現に戦闘を行っている現場」でなければ、弾薬の提供や戦闘行為のために発進準備中の航空機に対する給油・整備までも許容してしまっている。ここには、これまでの政府のように憲法9条を意識して苦惱する姿は全く認められない(甲A5)。十分な審議もなく、安易に新安保法制法を成立させ、憲法9条に違反する後方支援活動を認めてしまった国務大臣、国会議員は公務員として遵守るべき行為規範ないし職務義務に違反した行動をとったといわざるをえない。

なお、集団的自衛権の行使に関しては、当時の小泉首相も一貫してこれを否定する旨の国会答弁を2001年、2003年にしている。

「集団的自衛権については、政府は、従来から、我が国が国際法上集団的自衛権を有していることは主権国家である以上当然であるが、憲法第9条のもとにおいて許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えてきております。」

憲法は我が国の法秩序の根幹であり、特に憲法第9条については過去50年余にわたる国会での議論の積み重ねがあるので、その解釈の変更については十分に慎重でなければならないと考えております。他方、憲法に関する問題について、世の中の変化を踏まえつつ、幅広い議論が行われることが重要であり、集団的自衛権の問題についてさまざまな角度から研究してもいいのではないかと思います。……」(2001年5月9日衆議院会議録第28号9頁、原告準備書面(4)〔29頁〕、甲A75、

甲B1〔64頁〕」

「集団的自衛権の行使について検討すべきとのご指摘であります。

検討は結構であります。歓迎いたします。集団的自衛権とは、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず実力をもって阻止する権利と解されています。我が国がこのような集団的自衛権を行
することは、憲法第9条の下で許容されている必要最小限度の実力行使の範囲を超
え、許されないと考えております。将来に向かって政策論として議論するのは結構であります。集団的自衛権に関し小泉内閣の見解を変更することは考えておりません。」（2003年3月21日参議院会議録12号9頁、原告準備書面（4）〔30頁〕、甲A78）

「……私は集団的自衛権を認めるんだったらば憲法は改正した方がいいと思って
おります。憲法を改正しないで集団自衛権、これまで積み重ねてきた政府解釈を変
えるということは小泉内閣ではするつもりありません……。」（2003年7月25日参議院外交防衛委員会会議録12号第19号14頁、原告準備書面（4）〔32頁〕、甲A81）

2004年1月には安倍晋三議員が衆議院予算委員会で内閣法制局に対し集団的自衛権行使は絶対に認められないのかと質問をし、当時の内閣法制局長官である秋山政府特別補佐人から必要最小限の範囲内だから許される余地などないと否定の答弁を受けている。

安倍委員

「……『わが国を防衛するため最小限度の範囲にとどまるべきものである』、こういうふうにありますが、『範囲にとどまるべき』というのは、これは数量的な概念を示しているわけでありまして、絶対にだめだ、こう言っているわけではないわけであります。とすると、論理的には、この範囲の中に入る集団的自衛権の行使というものが考えられるかどうか。

その点について、法制局にお問い合わせをしたいというふうに思います。」

秋山政府特別補佐人

「……御質問の後段の、憲法解釈において政府が示している、必要最小限度を超えるか超えないかというのは、いわば数量的な概念なので、それを超えるものであっても、わが国の防衛のために必要な場合にはそれを行ことというのも解釈の余地があり得るのではないかという御質問でございますが、憲法9条は、戦争、武力の行使などを放棄し、戦力の不保持及び交戦権の否認を定めていますが、政府

は、同条は我が国が主権国として持つ自国防衛の権利までも否定する趣旨のものではなく、自衛のための必要最小限度の実力を保有し行使することは認めていると考えておるわけでございます。

その上で、憲法9条のもとで許される自衛のための必要最小限度の実力の行使につきまして、いわゆる三要件を申しております。我が国に対する武力攻撃が発生したこと、この場合にこれを排除するために他に適当な手段がないこと、それから、実力行使の程度が必要限度にとどまるべきことというふうに申し上げているわけでございます。

お尋ねの集団的自衛権と申しますのは、先ほど述べましたように、我が国に対する武力攻撃が発生していないにもかかわらず外国のために実力を行使するものでありまして、ただいま申し上げました自衛権行使の第一要件、すなわち、我が国に対する武力攻撃が発生したことを満たしていないものでございます。

したがいまして、従来、集団的自衛権について、自衛のための必要最小限度の範囲を超えるものという説明をしている局面がございますが、それはこの第一要件を満たしていないという趣旨で申し上げているものでございまして、お尋ねのような意味で、数量的な概念として申し上げているのもではございません。」（2004年1月26日衆議院予算委員会第2号5頁、原告準備書面（4）[32頁]、甲A82、甲B1 [57~58頁]）

この秋山内閣法制局長官の答弁でも明らかなように、我が国の（個別的）自衛権の行使は、武力攻撃から我が国や国民を守るための措置であり、したがって我が国に対する武力攻撃の発生をその発動の要件とするのに対して、集団的自衛権は、我が国に対する武力攻撃が発生しておらず、国民や国の存立が直接危険にさらされていない状況下での武力行使である点において、個別的自衛権とは決定的にその性格を異にするものである（阪田雅裕編著『政府の憲法解釈』有斐閣〔甲B1・58頁〕）。両者が数量的な程度概念として連続しているものではなく、質的に性質の異なるものであることは、この秋山長官の答弁からも明らかである。

(9) 改憲論議と国民運動

テロとの戦いを標榜するアフガニスタン戦争、イラク戦争が始まり、1997年のガイドライン改定以来の憲法9条と日米軍事同盟の矛盾は極限に達し、改憲をめぐる動きが展開された。

2001年1月には国会に憲法調査会が設置され、戦後初めて国会の場で公然と改憲論議が展開されることとなった。2005年10月には自民党が「新憲法草案」、同31日に民主党が「憲法提言」を発表し、政

党間の改憲案の競い合いも始まった。そして2007年5月、自民・公明は、投票権を18歳以上などとする妥協はしたものの、国民投票法の採決を強行した。

これに対し、国民の側からは、国会で憲法調査会の論議が始まった2001年5月3日の憲法記念日から毎年、憲法会議と市民団体が実行委員会をつくって統一した集会を開くという新たな共同が実現した。

2004年6月には大江健三郎、井上ひさし、梅原猛、奥平康弘、小田実、加藤周一、澤地久枝、鶴見俊輔、三木睦子の9氏が「九条の会」のよびかけを発表した。呼びかけは、「憲法制定から半世紀以上を経たいま、9条を中心に日本国憲法を『改正』しようとする動きが、かつてない規模と強さで台頭してきています。その意図は、日本を、アメリカに従って『戦争する国』に変えるところにあります」と指摘し、「日本と世界の平和な未来のために、日本国憲法を守るという一点で手をつなぎ、『改憲』の企てを阻むため、一人ひとりができる、あらゆる努力を、いますぐ始めることを訴えます」というものであった。

(10) イラク戦争とイラク特措法

日本は2003年12月から2009年2月まで、自衛隊を人道復興支援目的でイラクに派遣した。このイラク戦争は、①イラクは大量破壊兵器を保有している、②イラクはアルカイダと協力関係にある、ということを理由に開始されたものであった。外務省も日本の言論界もこの開戦理由を支持したが、現在では、後述のとおり、これらの根拠となる事実の存在には大きな疑いが持たれている。

このイラク戦争において内閣は、イラク特措法（平成15年法律第137号）に基づく、人道復興支援活動又は安全確保支援活動に関する基本計画を2003年12月9日に閣議決定し、防衛庁長官は、基本計画に従って、航空自衛隊先遣隊に派遣命令を発し、その後、陸上自衛隊に派遣命令を発して、これを2004年1月16日からイラク南部ムサンナ県サマワに派遣するなどして、自衛隊をイラクに派遣した。2006年7月に陸上自衛隊がサマワから撤退した後も、航空自衛隊は、クエートからイラクの首都バグダッド等へ物資・人員の空輸活動を2008年12月23日の派遣輸送航空隊の撤収が完了するまで続けた。この空輸活動は、他国による武力行使と一体化した行動であって、憲法9条に違反するものであることが、名古屋高裁平成20年4月17日判決・判例時報2056号74頁によって判断されている（原告準備書面（2）〔18頁〕）。

「多国籍軍と武装勢力との間のイラク国内における戦闘は、実質的には当初のイラク攻撃の延長であって、外国勢力である多国籍軍対イラク国内の武装勢力の国際的な戦闘であるということができ、この点から見ても、現在の戦闘状況は、国際的な紛争であると認められる。

しかるところ、その詳細は政府が国会に対しても国民に対しても開示しないので不明であるが、航空自衛隊は、前記認定のとおり、平成18年7月ころ以降バグダッド空港への空輸活動を行い、現在に至るまで、アメリカが空挺隊員輸送用に開発したC-130H輸送機3機により、週4回から5回、定期的にアリ・アルサレム空港からバグダッド空港へ武装した多国籍軍の兵員を輸送していること、これは陸上自衛隊のサマワ撤退を機にアメリカからの要請でなされているものであり、アメリカ軍はこの輸送時期と重なる平成18年8月ころバグダッドにアメリカ兵を増派し、同年末ころから、バグダッドにおける掃討作戦を一層強化していること、それ以前の空輸活動がカタールのアメリカ中央軍司令部において、アメリカ軍や英国軍と機体のやりくりを調整し飛行計画を立ててなされているものであり、平成18年7月以後も同様にアメリカ軍等との調整の上で空輸活動がなされているものと推認されること、C-130H輸送機には、地対空ミサイルによる攻撃を防ぐためのフレアが装備され、これが事前訓練を経た上で、実際にバグダッド空港での離着陸時に使用されていること、バグダッド空港はアメリカ軍が固く守備をしているとはいえ、その中にあっても、あるいは離着陸時においても、現実的な攻撃の危険性がある旨防衛大臣が答弁していること、航空自衛隊が多国籍軍の武装兵員を輸送するに際し、バグダッドでの掃討作戦等の武力行使に関与しない者に限定して輸送している形跡はないことが認められる。これらを総合すれば、航空自衛隊の空輸活動は、それが主としてイラク特措法上の安全確保支援活動の名目で行われているものであり、それ自体は武力の行使に該当しないものであるとしても、多国籍軍との密接な連携の下で、多国籍軍と武装勢力との間で戦闘行為がなされている地域と地理的に近接した場所において、対武装勢力の戦闘要員を含むと推認される多国籍軍の武装兵員を定期的かつ確実に輸送しているものであるということができ、現代戦において輸送等の補給活動もまた戦闘行為の重要な要素であるといえることを考慮すれば（甲B161、当審におけるC証人）、多国籍軍の戦闘行為にとって必要不可欠な軍事上の後方支援を行っているものということができる。したがって、このような航空自衛隊の空輸活動のうち、少なくとも多国籍軍の武装兵員をバグダッドへ空輸するものについては、前記平成9年2月13日の大森内閣法制局長官の答弁に照らし、他国による武力行使と一体化した行動であって、自らも武力の行使を行ったと評価を受けるを得ない行動であるということができる。」

政府は、この判決で憲法9条に違反すると指摘されたことに対して、「判決の結論を導くのに必要なない傍論にすぎず、政府としてこれに従う、従わないという問題は生じないと考える。」と答弁している（衆議院2008年4月30日）。この判決の時点では必ずしも明らかになっていたかった、航空自衛隊が空輸した物資・人員がその後に明らかになっている。防衛省が情報公開法に基づいて開示した「週間空輸実績」と称する内部資料が2009年9月24日、すべて開示された。これによると、派遣全期間を通じて、アメリカ軍兵士を中心とした多国籍軍兵士を合計3万117人も輸送しており、全体に占める割合は、65%にも及んでいる。航空自衛隊による輸送の大きな任務はこのように多国籍軍兵士の輸送だったといえる。

イラクの大量破壊兵器に関する情報については、当の米国ですら、上院の特別情報委員会で2004年と2006年に検証を行い、その間違いを認めている。なによりも、イラク戦争自体が国連での武力行使容認決議を得ていない違法な戦争であり、オランダやイギリスでのイラク戦争検証でも、そのような認識が確認されている。オランダでは独立検証委員会が2009年に「イラク戦争は違法な戦争」と認定し、同国政府はイラク戦争の支持を撤回した。

イギリスでは数回にわたる検証が行われ、最新のものとしては、イギリス政府が設置した第三者委員会による調査報告書（Chilcot Report「チルコット報告書」）が2016年7月に発表された。2009年に設置された同委員会は2011年まで約2年にわたり、ブレア首相を含む政治家、軍事関係者、外交官など約150人に対して公聴会で喚問し、その証言を分析した。公聴会では、マイケル・ウッド外務省元主席法律顧問は「対イラク武力行使は国連安保理によって認められておらず、他の法的根拠もなく、国際法違反と考えていた」ことを明らかにした。また、開戦当時にイギリス参戦の法的根拠を政府にアドバイスする立場にあったゴールド・スミス元法務長官も、安保理決議1441ではイラク侵攻を正当化できないと考えていたことを公式に認めた。

公聴会終了後、5年を費やして検証した上で発表された報告書は260万語にもおよぶ膨大なものである。委員長であるジョン・チルコット卿は2016年7月6日の記者会見で、当時のトニー・ブレア首相はイラクのサダメ・フセイン政権が大量破壊兵器を保有していたと断定したが、「確実に、その判断は正しくなかった」と述べている（THE HUFFINGTON POST 2016年7月7日）。イギリスでもこの

イラク戦争で179人の兵士が死亡したとされる。国民を犠牲にしたのみならず、大きな加害をもたらしたイギリスのイラク戦争参加は国民に大きな傷を残している。一時はブッシュのプードル犬と言われていたブレア首相だが、ブッシュ大統領支持の観点から最初からイラク参戦を決めており、大量破壊兵器の根拠は後付けで用意されたものであった可能性が疑われている。

このイラク戦争がもたらした被害はあまりにも悲劇的なものであった。アメリカの軍人だけでも4,000人以上、イギリスなどの多国籍軍兵士を含めれば約4,400人が死亡している。負傷者はアメリカだけでも約30,000人である。四肢の一部を失った程度ではまだ幸運といわれる。一生、後遺症に苦しみ、PTSDなどの精神疾患により、戦死者以上の数の帰還兵が自殺しているともいわれる。さらに、民間人の犠牲や人道危機は計り知れない。英国NGO「イラクボディ・カウント」によれば、報道された民間人の犠牲者は約15万8,000人（2015年6月現在）、アメリカのジョンズ・ホプキンズ大学とイラクのムスタンシリア大学による共同調査による推計（2006年10月）では「65万人以上」とされている。イラク戦争が産んだ宗派間対立やISIL（いわゆる「イスラム国」）の脅威などにより、現在もなお、約300万人の人々が国内避難民として、厳しい環境での避難生活を余儀なくされている。

これだけ重大な結果をもたらし、その正当性も大きく疑われているイラク戦争に日本も加担したのである。武装したアメリカ軍兵士を含め多国籍軍を大量に戦地に運び続けた日本の行動は、先の名古屋高裁判決の指摘するとおり、どうひいき目に見ても、憲法9条に違反する。にもかかわらず、日本ではイラク戦争への参加の是非すら十分な検証がなされないまま、現在にいたる。

世界の多くの国々は戦争をするかどうかを民主的手段によって決定し、国民の名において軍隊が他国民を殺害し、自国民である兵士が犠牲になる。日本はアジア・太平洋戦争による加害と被害の悲劇の歴史から、戦争、武力行使という手段は、国際紛争解決にとって効果がないのみならず、むしろ有害であることを思い知り、これを徹底的に否定する憲法9条を持ったのである。その歴史的教訓を忘れて、イラク戦争に加担してしまい、未だに冷静な分析と検証がなされていない。このイラク戦争開戦当時の日本においても、アメリカからの要請に応えるしか、選択肢がなかったのではないか。つまり、日米同盟を強化するということは、アメリカの行う戦争にいつでも引きずり込まれる危険を強化することに他

ならない。イギリスのブレア首相の対応と、それに対する検証から日本が学ぶことは多いはずである。

(11) 2005年「日米同盟：未来のための変革と再編」

このようにアメリカのイラク戦争に日本が協力していた最中（さなか）に、さらに日米の軍事的・一体化が進んでいった。

2005年10月29日、日本の外務大臣・防衛庁長官とアメリカの国務長官・国防長官は、「日米同盟：未来のための変革と再編」という文書に署名した。日米安全保障協議委員会（2プラス2）において協議され発表されたこの文書は、その後の日米関係の方向性を決定づける重要なものであった。この合意文書のめざすところが、その後、2012年8月に発表された第3次アーミテージ報告でも示され、2015年4月の新ガイドライン（日米防衛協力のための指針）で具体化している。そして当然にその内容が、新安保法制法によって法制化されているのである。

もともと日米の軍事協力関係は安保条約第6条にあるとおり、「日本国 の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため」であり、そのために「アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される」にすぎない。米軍の日本駐留の目的は、あくまでも「日本国 の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため」のはずである。

ところが、この「日米同盟：未来のための変革と再編」という文書では、日米同盟は、「世界における課題に効果的に対処する上で重要な役割をはたして（いる）」とされる。つまり、単に極東の平和と安全のためではなく、世界のためだという。そして共通の戦略目標を達成するため「国際的な安全保障環境を改善する」となっている。これはアメリカが決定した軍事力による安全保障環境の改善という世界戦略に日本が協力することを意味している。タリバンをかくまうようなアフガニスタンは「国際的安全保障環境の改善」にとって有害であるから武力によって排除する。イラクのセイイン政権も「国際的安全保障環境の改善」にとって有害であるから、武力によって排除する。こうしたことを含めて、日米で軍事的に協力していくことが、日米同盟の未来であり、そのための変革と再編が必要だというわけである。2015年に合意された新ガイドラインにおいては、「切れ目のない」日米共同の対応、集団的自衛権の行使、グローバルな後方支援活動など、この文書を反映した内容となっている

(新ガイドラインの詳細については原告準備書面(1)〔19頁以下〕を参照)。

また、この「日米同盟：未来のための変革と再編」の中では、二国間の防衛協力の強化・一体化のために「部隊戦術レベルから国家戦略レベルに至るまで情報共有及び情報協力をあらゆる範囲で向上させる」こと、そのために「共有された秘密情報を保護するために必要な追加的措置をとる」ことが合意されている。ここでいう「追加的措置」が何かは明らかでなかったが、2007年5月、日米安全保障協議委員会(2プラス2)は「同盟の変革－日本の安全保障及び防衛協力の進展」を公表し、「追加的措置」がGSOMIA(ジーソミア、軍事情報包括保護協定)の締結であることが明らかにされた。それを受け2007年8月10日、日米間のGSOMIAである「秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定が締結され、これが、2013年12月に強行された特定秘密保護法の制定につながっていくことになる。

(12) 第2次安倍政権

2006年9月に発足した第1次安倍晋三内閣は、教育基本法改正や防衛庁の防衛省への昇格などを強行し、その強権政治が国民の強い反発を受けて1年そこそこで政権の座を下りた。しかし、2012年12月、政権に復帰した安倍首相は引き続きアメリカの要求を忠実に実行することに務め、今回の集団的自衛権容認・戦争法制定に向けての条件づくりをすすめた。2013年6月にはカリフォルニアで日米共同訓練が実施される。10月にはハワイ海兵隊司令部に幹部自衛官が常駐することになる。

2013年10月3日には日米安全保障協議委員会(2プラス2)が開催され、11月27日には国家安全保障会議(日本版NSC)設置法、12月6日には特定秘密の保護に関する法律が成立している。

安倍内閣が強行した特定秘密保護法は、前述のように従来からのアメリカの要請であり、日米軍事同盟を強化する体制整備の一環であったが、ここでは「防衛秘密」ばかりか外交やテロ、スパイ等に関する重要な情報も秘密とされた。その結果、国民にとっては何が秘密かさえ分からぬ事項が秘密の対象とされ、これにより国家にとっては極めて効果的な情報統制手段となつた。

さらに国家安全保障会議と閣議において、「外交政策及び防衛政策を中心とした国家安全保障に関する基本方針」(「防衛大臣談話」)としての「国

家安全保障戦略」と、これを踏まえた「防衛計画の大綱」、「中期防衛力整備計画」を決定した（12月17日）。ここでは、安倍首相がいう「国際協調主義にもとづく積極的平和主義」が「国家安全保障の基本理念」の中心に据えられ、その内容として、「日本の平和と安全」、「日米同盟の強化」とともに、「平和で安定し、反映する国際社会」の構築をあげ、具体的には自衛隊に海兵隊能力（水陸機動団〈仮称〉）や、敵基地攻撃能力を持たせることなどが盛り込まれた。国家安全保障戦略では、「我が国は、国際社会における主要なプレーヤーとして、これまで以上に積極的な役割を果たしていく」との決意が策定の趣旨として述べられているが、これはいうまでもなく、前述の2005年「日米同盟：未来のための変革と再編」の合意を実現したものである。

2014年4月1日には武器輸出三原則も「防衛装備移転三原則」と名称を変えて閣議決定で緩和され、武器輸出促進の方向性が確認されている。

こうした一連の流れの上に、ついに、7月1日の集団的自衛権行使容認の閣議決定がなされ、2015年2月10日には、新ODA大綱が閣議決定され、これまで禁止されていた他国軍の支援になるようなODAも解禁された。そして、4月2日の新日米ガイドラインの策定、新安保法制法の成立の強行へと突き進んでいったのである。

3 クーデターと評される憲法破壊行為

自衛隊が行使できる「自衛権」は、あくまで「個別的自衛権」であり、「集団的自衛権」は、間違いなく行使できないはずであった。このように、自衛のための必要最小限の実力行使とそのための実力部隊である自衛隊の容認（自衛隊 자체の合憲性）は、「集団的自衛権」の否定とセットになっていたのである。

政府解釈によって合憲とされた自衛隊は、災害救助活動を献身的に行う現実の運用の中で、国民の間に次第に受け入れられ、一定数の学者らも、上記のような合憲論を受け入れるところとなった。しかし、そうではあっても、自衛隊が、「集団的自衛権」を行使できないということは、その大前提であり続けたのである。新安保法制法の審議中、国会において、憲法学者3人が、自衛隊に関しては合憲との立場に立ちながら、新安保法制法を違憲と判断していること（甲C4-15、同C8-10）は、以上のような経緯をふまえることによって、理解しやすくなる。

そして、このような解釈は、前述したように政府見解としても、終始一貫しており、内閣法制局の説明として行われてきたのみならず、歴代の総理大

臣もみずからその旨を国会で明らかにし、政府答弁書等においても表明され
てきたのである。

また、法案審議の過程で、確立された政府見解を変更することに関して、「日本を取り巻く安全保障の環境が変化したのであるから、政府がその解釈に変更を加えるのは当然である、したがって、新安保法制への変更は憲法の枠内の問題であって、憲法違反にはならない」との政府側の見解が示された（甲A5）。しかし、これは、前述したように、外国に対する武力攻撃に対して日本の武力行使を認める「集団的自衛権」は、憲法9条の下では行使する余地がないとする一貫した政府解釈を一変するものであり、「集団的自衛権」を行使しないということによって、かろうじて、自衛隊が合憲性の枠内に踏みとどまっていたわが国憲法の安保法体制の整合性をそれこそ根底から覆すものであった。このような法的連續性の切断は、本来、憲法改正手続きによってしか行い得ないものであり、クーデターと批判されるような憲法破壊行為である。言うまでもないが、憲法は、時の政府の誤った権力行使、恣意的な権力行使、権力の暴走を許さないものとしてその歯止めとして存在するものである。憲法によって国家権力に縛りをかけ、恣意的な解釈運用を許さず、それによって、国のあるべき姿と国民の権利を守ろうとするのが立憲主義の精神である。上記政府の見解は、その憲法を改正するという正規の手続きを取らず、時の政権のその時々の時局判断次第によって、いかに日本国憲法の根幹にかかわる重要な事柄であっても、いかにこれまで安定的に解釈運用されてきた事柄であっても変更が可能であるとする議論である。これはまさに、立憲主義の精神そのものを崩壊させる暴論と言わなければならぬ。内閣法制局の解釈を担ってきた歴代の法制局長官が反対の声を上げたのも（甲C8-1、同C8-2、同C8-5、同C8-6、同8-7、同C8-13、同8-32、同8-36、同8-37など）、また、山口繁元最高裁長官がこの歴代の政府の解釈見解については既に「規範へと昇格している」との見解を表明したのも（甲C5-19）、まさにこの点にあった。そのような暴挙が許されるなら、それこそ、日本国憲法のもとに構築されてきた日本の法体系は大きく揺らぎ、法の支配は根底から覆されてしまうのである。

今回の内閣の行為、国家の立法行為は、まさしく憲法破壊と言われるような明白かつ違憲の無効な行為であること間違いない。新安保法制法の違憲性そのものの論証は別の準備書面で別途行うが、これらの行為は、憲法9条の平和主義、立憲主義という憲法の重要な価値を違法に侵害するものであることが明白であり、昭和60年判決がいう「憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合」にあたるといえる。

よって、新安保法制法の制定に加担した国務大臣及び国会議員の各行為（国務大臣の閣議決定参加行為及び国会における答弁、総理大臣の法案提出行為、並びに国会議員の立法行為）は、国家賠償法1条1項の違法行為に該当するものである。

憲法9条に関する憲法解釈の変遷の歴史的・具体的な事実年表

年月日	出来事
1945. 9. 2	ポツダム宣言の降伏文書に調印
1946. 6	新憲法案（現日本国憲法）が衆議院に提出・審議され、その後可決
1947. 5. 3	日本国憲法施行
1950. 6. 25	朝鮮戦争勃発
1950. 8. 10	警察予備隊設置
1951. 9. 8	サンフランシスコ講和条約調印 日米安保条約調印
1952. 7	警察予備隊を保安隊に改編
1954. 4. 1	自衛隊創設
1954. 6. 3	下村武三政府委員による集団的自衛権行使否定
1959. 12. 16	砂川事件最高裁大法廷判決
1960. 2. 13	林修三法制局長官による集団的自衛権否定
1960. 5. 23	岸内閣による日米安保条約改定
1966. 6	アメリカによる北ベトナムへの爆撃開始
1969. 11	佐藤・ニクソン共同声明
1972. 10. 14	参議院決算委員会に「72年政府見解」が提出され、集団的自衛権行使違憲の解釈を確認
1978. 11	日米防衛協力のための指針（78年ガイドライン）
1991. 1. 17	多国籍軍がイラクへの軍事行動を開始（湾岸戦争）
1992. 6. 15	PKO協力法案が強行採決により可決成立
1997. 9	ガイドライン改定（97年ガイドライン）
2001. 9. 11	アメリカ同時多発テロ
2003. 12	自衛隊イラク派遣を開始
2003. 3. 21	小泉首相が集団的自衛権行使を否定
2005. 10	自民党による「新憲法草案」発表
2005. 10. 29	「日米同盟：未来のための変革と再編」発表
2012. 12. 26	第二次安倍内閣発足
2013. 11. 27	国家安全保障会議（日本版NSC）設置法成立
2013. 12. 6	特定秘密保護法成立
2014. 4. 1	「武器輸出三原則」に代わる「防衛装備移転三原則」策定
2014. 7. 1	集団的自衛権行使容認の閣議決定
2015. 4. 27	ガイドライン改定
2015. 9. 19	新安全法制法案が強行採決により可決成立

第3 明白に違憲違法な憲法破壊の国会審議

1 国会審議の異常性、違法性

新安保法制法は、憲法9条及び平和主義のみならず、立憲主義にも違反して違憲であり、その制定過程も、新安保法制法の内容に疑問を持ち、反対する原告ら国民・市民に対して、国務大臣及び国会議員として十分な説明を果たし、審議を尽くしたものとは到底いえず、その行動は、議会制民主主義にも反するものであった。

公務員として国民に負うべき行為規範ないしは職務義務に明白に違反しているといわざるをえない重大な違法行為であり、国民・市民に対する加害行為である。よって、その立法行為は、国家賠償法上、違法の評価を免れない。

以下、国会審議の具体的事實に即して、重要な加害行為、違法行為を明らかにする。

(1) 新安保法制案の国会提出に先立って、国民、国会への丁寧な説明を全くしないまま、主権者である国民を全く無視して、安倍首相は2015年4月29日（日本時間30日未明）、ワシントンの米上下両院合同会議で演説し、新安保法制法の成立を「この夏までに必ず実現します」と公約した。

その上で、安倍内閣は5月14日、新安保法制法案を閣議決定し、15日、国会に提出した（甲C3-7、同C3-8）。与党政策責任者会議では、上記のアメリカへの約束の通り、「夏までの成立」を目指す方針まで確認している（原告準備書面（3）[85頁] 参照）。

新安保法制法案を審議する特別委員会の設置が19日の衆院本会議で、自民、公明などの賛成多数で議決された。民主、日本共産党、維新、社民、生活の各党は反対した。

特別委の名称は、「我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会」（以下、「安保法制特別委員会」という。）で、45人（自民28、民主7、維新4、公明4、共産2）の委員で構成された。

(2) 5月26日の衆院本会議で審議入りした（甲C4-6）。

安倍晋三首相は答弁で「今国会の確実な成立を期す」と明言した。

20日に行われた党首討論で日本共産党の志位和夫委員長は、戦後70年の節目の年にあたって日本が過去の戦争にどういう基本姿勢をとるかが重大問題になっていると問題提起し、首相に「過去の日本の戦争は『間違った戦争』だという認識はありますか」と端的に問うた。

安倍首相は、村山富市首相談話（1995年）など「節目節目にだされている政府の談話を全体として受け継いでいく」と述べるだけで、質問に正面から答えなかつた。そこで志位氏は、「ポツダム宣言の（間違った戦争という）この認識を認めないのか」と問い合わせたところ、首相は「私はまだ、その部分をつまびらかに読んでいない。論評は差し控えたい」と答え、戦後日本の原点となった「ポツダム宣言」すら読んでいないなどと述べて、言を左右に「間違った戦争」との明言を避けた。

(3) 2015年5月27日から衆議院の安保法制特別委員会を舞台に安保法制法案の審議が始まった。当初の戦争法としての危険性、自衛隊員のリスクについての審議は、後述の通りである。集団的自衛権の三要件のやりとりも行われた。集団的自衛権を行使できる「存立危機事態」の判断基準について、安倍首相は「国民生活に死活的な影響が生じるか否かを総合的に判断する」として、単なる経済的な影響では該当しないと述べた。さらに「武力行使の新3要件」を満たせば、他国の領域でも集団的自衛権を行使できるとの見解を示した（甲C4-9、同C4-10）。

首相はこれまで、日本への石油供給ルートにあたる中東のホルムズ海峡が機雷で封鎖されれば、「経済的なパニックが起こる」と指摘し、「我が国の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険（存立危機事態）」があるなど「武力行使の新3要件」を満たす可能性があると訴えてきた。

しかしながら、首相は「単に国民生活や国家経済に打撃が与えられたことや、生活物資が不足することのみで存立危機事態に該当するものではない」とも説明する。ホルムズ海峡の機雷封鎖で、生活物資や電力の不足によりライフラインが途切れることなどで、「国民の生死に関わる深刻、重大な影響」が生じるかどうかが判断基準になるとした。

さらに、首相は「海外派兵は一般に自衛のための必要最小限度を超え、憲法上許されない」と述べつつ、機雷の除去は認められるとの考えを強調した。「水中の危険物からの民間船舶の防護を目的とするもので、受動的かつ限定的な行為。外国領域であっても、新3要件を満たすことはあり得る」と答弁した。

また、首相は集団的自衛権を行使できる例として、機雷除去のほかに邦人輸送中の米艦防護、そして新たに北朝鮮を念頭に置いた有事を挙げた。首相は「我が国近隣において米国に対する武力攻撃が発生。攻撃国は我が国をも射程に捉える相当数の弾道ミサイルを保有し、我が国に対する武力攻撃の発生が差し迫っている」状況を例示した。「弾道ミサイルによ

って甚大な被害を被る明らかな危険がある」として、存立危機事態に該当しうると説明した。

また、国連平和維持活動（PKO）協力法改正案で海外での治安維持活動が可能になることに伴い、アフガニスタンにおいて米軍主体で組織され、多数の犠牲者が出了国際治安支援部隊（ISAF）のような組織に、自衛隊は参加できるかどうかも問われた。これに対して、首相は、「(反政府勢力) タリバーンを殲滅（せんめつ）、掃討するような活動を行うことはできない」と明言した。

その一方で、新安保法制法では、日本が直接攻撃されていない場合でも「わが国と密接な関係にある他国」が攻撃を受け、新しい三要件を満たせば、自衛隊が集団的自衛権を行使できるとした。

民主党の長妻昭代表代行などは「専守防衛の定義が変わったのではないのか」とただしたが、首相は「全く変わりない」と否定した。

他国への攻撃でも「わが国の存立が脅かされるから、これを防衛するのは専守防衛」というのが首相の説明だが、自国が攻撃されていなくても自衛権を行使できるようにするのは明らかな変更である。

新安保法制法は、専守防衛を柱とする戦後日本の安保政策を大きく転換するものであり、十分な審議を尽くさなければならず、それがこのような重要な法案であればなおさら慎重な議論が要請される。ところが、委員会では、首相が質問に直接答えなかったり、答弁書を延々と読み続けたり、野党議員を挑発するなど不誠実な態度も見られ、一向に議論は深まらず、国民への丁寧な説明などまったくなかった。

2 新聞記事

この5月頃の国会での論戦に対し、新聞は次のとおり批判し、新安保法制法の審議の問題点を指摘している。主なものを紹介する。

① 東京新聞 2015年5月27日

論戦初日から疑問噴出 集団的自衛権 政府答弁 武力行使3要件 基準は一概には言えず

枝野氏が指摘したのは、集団的自衛権を行使するかを判断する基準である武力行使の三要件は表現があいまいで政府の裁量で範囲が拡大していくとの懸念だ。首相は「いかなる事態が該当するか一概に述べることは困難」と答弁。(1)攻撃国の意思や能力(2)事態の発生場所や規模(3)国民の犠牲の深刻性—という抽象的な基準を挙げただけで「総合して判断」と述べるにとどめた。

三要件の一つである「必要最小限度の実力行使」の解釈をめぐっては、首相が

「一般に海外派兵は必要最小限度を超えるもので、憲法上許されない」と重ねて強調。湾岸戦争やイラク戦争のような敵国への大規模空爆には「参加することはない」と述べたが、海外派兵禁止を法案に書き込むことは「必要ない」と拒否した。

首相が中東・ホルムズ海峡を想定し、実際に意欲を示す戦時の機雷掃海。首相は自衛隊の海外派兵は一般に認められていないと説明しながら、機雷掃海は例外と位置づけているが、岸田文雄外相は「国際法上、機雷掃海のような軍事行動を、区別して論じられていると承知していない」と説明。国際的には他の武力行使と同一視されるとの見解を示した。

枝野氏は戦時の機雷掃海に関し「相手国からみれば、敵対的武力行使にほかならない」と、活動中に攻撃を受ける可能性を指摘した。妥当性に加え、危険性も論点になる可能性がある。

② 東京新聞 社説 2015年5月27日

自民党の稻田朋美政調会長に続き、野党トップバッターとして質問に立った民主党の枝野幸男幹事長が指摘したのは集団的自衛権行使する判断基準の曖昧さだ。

日本が攻撃されていなくても、日本と密接な関係にある外国が攻撃され、日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある「存立危機事態」では、集団的自衛権行使して、武力の行使ができる、というのが新しい安保法制の柱である。

枝野氏は『『存立が脅かされ』『根底から覆される』というのはいかなる事実、基準で判断されるのか』とただしたが、首相は「国民に、わが国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況」と従来の説明を繰り返しただけ。

基準についても「一概に述べることは困難」とし、「攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、規模、推移などの要素を総合的に考慮し、客観的合理的に判断する」と具体的には語らなかった。

戦後日本の安保政策を根本から変える法案だ。「集団的」を含む自衛権発動には国会の原則事前承認が必要だとはいえ、政府に幅広い裁量を与えていいのだろうか。

③ 東京新聞 2015年6月2日

政府は一日の安全保障関連法案に関する衆院特別委員会で、米国などを攻撃した相手国が日本を標的にする意思を持つかどうか不明な場合でも、集団的自衛権に基づく武力行使は可能との見解を示した。中東・ホルムズ海峡での戦時の機雷掃海が念頭にあるが、他のケースでも当てはまる可能性がある。武力行使の要件となる「国民の生命、権利が根底から覆される明白な危険がある」などに該当す

るかの判断は、政府の裁量次第ということがあらためて鮮明になった。

安倍晋三首相は、相手国が日本を攻める意思はないと表明しても、他国への攻撃の発生場所や状況から「そうではない」という推察も十分あり得る。単純に見ることはできない」と説明。すべての情報を分析し、集団的自衛権行使が可能となる「存立危機事態」に該当するかどうかを「総合的に判断する」と述べた。中谷 元・防衛相も、対日攻撃の意思表明がなくても武力行使に踏み切る可能性を「排除しない」と述べた。

（柳澤協二氏 機雷掃海 「議論するほど矛盾鮮明」）

安倍晋三首相は1日の答弁で、集団的自衛権を行使して戦時の中東・ホルムズ海峡で実施する機雷掃海について「受動的、制限的な行為」と強調するため「完全な停戦合意はしていないが、合意に向けた話し合いが進んでいる状況」でのみ行うような説明をした。

だが、そんな限定的状況なら期間も短く、ほどなく正式停戦になるし、手続きが残っているだけなら外交力で早く決着させればいい。原油の輸送ルートもほかにあり「国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」という武力行使の要件に当たるはずがない。

首相はこんなに無理がある事例に、なぜこれほどこだわっているのか。現憲法で集団的自衛権の行使を容認する解釈の変更をするために、何とか説明のつく事例として、自身が一番理解できたのが機雷掃海だからではないか。

首相は私が官房副長官補を務めていた第一次政権でも解釈変更しようとしたが、当時の事例は弾道ミサイル迎撃と米艦防護で、機雷掃海はなかった。

今回、機雷掃海が加わったのは、おどろおどろしくなく、国民にも理解されると思ったのかもしれない。だが、要件と矛盾するのは明らかで、議論すればするほど説明がつかなくなっている。

集団的自衛権を行使できる「存立危機事態」や他国軍を支援する「重要影響事態」に、明確な認定基準がない。特に存立危機事態は日本が武力行使するトリガー（引き金）であり、武力行使とは戦争だ。国がいつ戦争するか、主権者である国民の誰も分からない法律をつくろうとしている。立憲主義からもおかしい。（聞き手・上野実輝彦）

④ 東京新聞 2015年6月9日

（こちら特報部 「安保法制国会答弁 二転三転 ご都合答弁 政府本音は白紙委任要求 他国領域で武力行使 「例外」増殖、危険否定」）

この間の安保関連法案の国会質疑を聞いて「分からない」と思った人は少なくないはずだ。まともな反応だ。政府答弁は「ご都合想定」「二転三転」「論理破綻」「意味不明」などのオンパレード。とても国民に理解を求めているとは思えない。むしろ、「分からない」国民からの白紙委任を取り、法案を成立。その後は憲法と

合わないという理屈で改憲に突き進む…そんなシナリオが透ける。（篠ヶ瀬祐司・林啓太）

そもそも話が分からるのは、政府の示す想定自体に無理があるからだ。

集団的自衛権の行使容認を閣議決定するため、安倍首相は昨年五月、記者会見でその趣旨を説明した。

そこでは赤ちゃんを抱く母親らが米艦に乗る説明図を掲げ、現在の憲法解釈では自衛隊が米艦を守れないとして、必要性を強調した。

今国会で、首相は「他国の領域で武力行使しない」と言いつつ、例外として中東・ホルムズ海峡での機雷掃海活動を挙げている。

「受動的、制限的」と説明しているが、米軍の規定では能動的な武力行使だ。

同志社大の内藤正典教授（現代イスラム地域研究）はこうした想定は「あり得ない」と切り捨てる。

「常識で考えて、避難民は戦火をくぐって米艦に向かう前に、民間機で避難する。機雷も誰がまくのか。海峡を通させないと石油を積み出せない産油国は、自分の首をしめはしない」

では、なぜそうした想定を提示するのか。

内藤教授は、国会や国民に「白紙委任させるための単なるアリバイづくり」と批判する。「結局、過去にやったことのある機雷掃海で仕方がないと思わせ、後はいろいろな形で（集団的自衛権を）使おうと考えているのではないか」

「他国の領域で武力行使をしない」なる説明のメッキもすぐはがれた。

「例外」という言葉が次第に増え、ゆくゆくは他国領海で米艦が攻撃された際、日本が反撃する可能性を否定しなくなった。内閣法制局長官は憲法解釈で、敵基地攻撃が許されないわけではないとまで答えた。

転がり続ける答弁の最たる例は、先月28日の特別委での岸田文雄外相の答弁だ。外相は軍事的な影響がなければ、自衛隊が他の国の軍を後方支援する重要な影響事態とは考えないと答えた。だが、今月1日の答弁では「軍事的な観点を含めて」判断すると、軍事的影響なしでも、後方支援が可能と軌道修正した。

そうした中、「自衛隊員のリスク（危険）は増えない」という点だけは懸命に繰り返している。首相に至っては「（安保）法整備により、国全体や国民のリスクは下がる」と、露骨に論点をずらした。

自民党国防族の岩谷毅衆院議員ですら「リスクが増える可能性があるのは事実だ」（1日、特別委）と説明しているが、軍事ジャーナリストの前田哲男氏は4月の新日米防衛協力指針（ガイドライン）に真相が示されているという。「例えば、ガイドラインには『米国による戦闘搜索・救難活動への支援』がある。墜落戦闘機のパイロットの搜索などだ。新法は『戦闘』を抜いて『捜索救助活動』とし、非戦闘地域で実施するが、救助を始めていれば、戦闘地域になってしまも継続できる

とある。戦闘現場での活動が続く可能性がある。リスクが増えないなどナンセンスだ」（東京新聞 2015年（平成27年）6月4日）

3 憲法審査会における憲法学者の指摘

2015年6月4日の衆院憲法審査会で、「立憲主義」をテーマに招致された参考人の憲法学者3氏がそろって、集団的自衛権行使を可能にする戦争法案について「憲法に違反する」との認識を表明した（甲C4-15、同C8-10）。早稲田大学の長谷部恭男教授、笹田栄司教授、慶應義塾大学の小林節名誉教授の3氏である。

長谷部氏は「集団的自衛権が許されるという点は憲法違反だ。従来の政府見解の基本的な論理の枠内では説明がつかないし、法的安定性を大きく揺るがす」と表明した。

小林氏は「憲法9条2項で軍隊と交戦権は与えられていない。9条をそのままに、仲間を助けるために海外に戦争に行くというのは、憲法9条、とりわけ2項違反だ」と述べた。

笹田氏は、従来の政府の憲法解釈は「ガラス細工だが、ギリギリのところで保ってきている。今の定義では（それを）踏み越えてしまったので違憲だ」と述べた。

衆院憲法審査会に参考人として出席した憲法学者3人全員が安全保障関連法案を「違憲」と言明したのを受け、衆院特別委員会の審議の最大の焦点が、法案の中身から法案の違憲性に移った。「違憲ショック」で法案の正当性が根幹から揺らいだことで、政府・与党は防戦を強いられた。すなわち、十分な合憲の根拠を示す必要性に迫られたのである。

5日の特別委は、専門家3人の「違憲」発言を受けて審議の潮目が変わった。それまでは、どういう状況なら集団的自衛権の行使が許されるのかの基準に議論が集中していたが、法案の違憲性が中心になった。民主党は「政府は法案を撤回した方がいい」（辻元清美氏）と追及した。

政府側は「憲法解釈は行政府の裁量の範囲内」（中谷元・防衛相）と反論したが、この説明は「政府が合憲と判断したから合憲だ」と主張するのに等しい。

自民党は憲法審査会の参考人をめぐる自らの人選を「そもそも、こういう人を呼んでくるのが間違いだ」（二階俊博総務会長）と問題視し、他の常任委員会の審議では、参考人は慎重に選び、安保法案に影響を及ぼさないように党役員や各府省の官僚に指示。法案を今国会で成立させようと引き締めを図った。この対応は、興味深い。国會議員としては、このように有識者に指摘された以上は、新安保法制法が違憲であることの疑義を払拭するように十

分な論理的な説明を尽くすべきであるのにもかかわらず、単に参考人の人選の問題に矮小化してごまかそうとした。問題の重要性を国会議員として理解していないことの証である。明確な職務懈怠である。

安倍政権は憲法解釈変更の閣議決定に際し、一内閣の判断で憲法解釈を変え、憲法が国家権力を縛る「立憲主義」をないがしろにしたと批判された経緯もあるのに（与党の推薦した上記長谷部氏などは、もともと安倍首相の解釈改憲は立憲主義に反すると批判していた。甲C8-11）、今回の学者や野党側の「違憲」との指摘も、正面から受け止めようとはしなかった。

新聞は次のとおり批判している。

① 東京新聞 2015年6月4日 こちら特報部 『改憲』最終目的

衆院憲法審査会は4日、憲法学者3人を招いて参考人質疑を行った。3人はいずれも、他国を武力で守る集団的自衛権の行使容認を柱とする安全保障関連法案は「憲法9条違反」との考えを示した。野党は根幹にかかわる問題だとして、5日以降の衆院特別委員会で追及する構え。安倍政権が歴代内閣の憲法解釈を変更してまで成立を目指す安保法案が「違憲立法」にあたるかどうかが、論戦の焦点になる。

参考人質疑で、自民、公明両党の与党と次世代の党が推薦した長谷部恭男早稲田大教授は、集団的自衛権の行使を認めた昨年7月の憲法解釈変更に基づく安保法案について「従来の政府見解の論理の枠内では説明できず、法的安定性を揺るがす」と批判した。与党が推薦する参考人が、政府提出法案に異論を唱えるのはもちろん、違憲と明言するのは極めて異例だ。

民主党推薦の小林節慶応大名誉教授も「日本は憲法上、海外で軍事活動する道具と法的資格が与えられていない」と指摘した。維新の党推薦の笹田栄司早稲田大教授は、これまでの安保法制が合憲性を保つ限界だったとして「今回は踏み越えてしまい、やはり違憲だという考え方だ」と述べた。国際貢献の目的で他国軍支援を隨時可能にする国際平和支援法案についても、参考人2人が違憲もしくは違憲の疑いが強いと指摘した。

長谷部氏は他国軍への弾薬提供や戦闘現場近くでの活動を認めたことについて、違憲となる恐れが「極めて強い」と述べた。小林氏は「戦場に後ろから参戦することになる」として、他国の武力行使と一体化するため憲法違反になると指摘した。笹田氏は言及しなかった。

憲法学者が国会で安保法案を憲法違反と明言したことで、野党は違憲立法の問題点を追及する。

民主党の枝野幸男幹事長は「自民党が推薦した学者まで違憲だと明言した。いかにでっちあげの論理で法案ができるのか自ら認めたようなものだ」と指摘した。共産党の志位和夫委員長は「いかにこの法案が憲法違反かを示している」と述べた。

菅義偉(すがよしひで)官房長官は記者会見で「憲法解釈として法的安定性は確保されている。違憲との指摘は全く当たらない」と反論した。

② 東京新聞 2015年6月14日

政府、根拠に砂川判決 「合憲」主張 説得力欠く 集団的自衛権判断せず
記者はドイツで行われた先進7か国（G7）首脳会議（サミット）の閉幕を受けた安倍晋三首相の内外記者会見に出席し、安保法制を「違憲」とする憲法学者の指摘に対する受けとめを質問した。首相はあらためて「大切な指摘なので、私からまさに今、国民に直接、丁寧にお答えしたい」と説明を始めた。

4日の衆院憲法審査会で参考人出席した憲法学者3人が「違憲」と指摘した後、初めて首相が考えを述べる機会だった。首相は「国の存立を全うするために必要な自衛の措置」を国家固有の権能と認めた最高裁の砂川事件判決（1959年）を根拠に、安保法案も「憲法の基本的な論理は貫かれている」と指摘した。集団的自衛権は日本を守る時だけ行使するから、自衛の措置を認めた砂川判決に照らして合憲との理屈だ。政府は9日、同様の政府見解を野党側に示した。

しかし、砂川判決は集団的自衛権の行使に触れていない。しかも、政府は砂川判決を元にした72年の見解で、必要な自衛の措置を認める一方で、集団的自衛権の行使は憲法上許されないと結論付けた。

政府は、憲法が自衛の措置を認めたとした砂川判決を持ち出したが、「合憲」の根拠として説得力を欠いた。

政府・自民党は先週、憲法学者の発言の重みも否定した。菅義偉官房長官は10日の衆院特別委員会で、200人超の憲法研究者が安保法案を違憲としていることについて「数（の問題）ではない」。自民党の高村正彦副総裁は11日の衆院憲法審査会で「憲法の番人は最高裁であり、学者ではない」「自衛の措置が何かを考え抜くのは憲法学者でなく政治家」と強調した。

野党側は「専門家の指摘を無視し、都合よく憲法解釈を変更するのは『法の支配』の対極」（民主党の枝野幸男幹事長）と批判している。

4 6月4日以降の国会審議と世論

(1) 共産党の志位委員長の党首討論（2015年6月17日）で「武力行使と一体でない後方支援という国際法上の概念が存在するのか」と安倍首相に質したのに対し、安倍首相は「国際法上そういう概念はありません」と述べた。この概念が世界で通用するものでないことを認めた。

そしてまた、衆議院安保法制特別委員会で野党側は、「戦闘地域」にまで行き米軍等への兵站を行う自衛隊のリスク、集団的自衛権行使の違憲性などを繰り返し追及。中谷元・防衛相、岸田文雄外相らは答弁不能に

陥り、たびたび審議は中断した。特別委で野党側が政府に要求した統一見解や法案の関連資料提出にもまともに応じないなど、法案審議の行き詰まりが深まった。衆院で法案が審議入りしてから1カ月間の特別委での審議中断は54回にのぼった（最終的に衆院特別委での審議中断は111回）。通常国会会期末（6月24日）までに衆院通過という政府・与党が想定していたシナリオは大幅に狂い始めた。

砂川事件最高裁判決（1959年）や、「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」と結論付けた政府見解（1972年）を根拠に集団的自衛権の行使を正当化した合憲の根拠が次々破綻する。安倍首相らが憲法解釈を変更した理由で持ち出したのが「安全保障環境の根本的変容」であった。

日本共産党の宮本徹議員は6月11、19両日の衆議院安保法制特別委員会で「他国に対する武力攻撃によって、政府の新安保法制法案の言うような『存立危機事態』なるものに陥った国が、一つでもあるか」と追及した。岸田外相は答弁不能になり、「実例をあげるのは難しい」と答弁。憲法解釈変更の理由—戦争法案の立法事実がないことが明らかになった。

安倍首相は集団的自衛権行使の具体例として中東・ホルムズ海峡の機雷封鎖事案を繰り返しあげた。6月15日の衆議院安保法制特別委員会で日本共産党の赤嶺政賢議員は、同海峡の機雷封鎖にたびたび言及してきたイラン自身が米国などとの対話を進めるなど海峡封鎖の可能性はさらに低くなっていることを示し、安倍政権による憲法解釈変更は「現実の国際政治と無関係に行われたものだ」と批判した。中谷防衛相は、過激派組織ISILの拡大などの中東情勢をあげたものの、「このような変化がただちにホルムズ海峡に悪影響を及ぼす危険があるわけではない」と海峡封鎖と関係ないことを認めた。

新安保法制法案は、審議を重ねれば重ねるほど矛盾や欠陥が露呈した。衆院憲法審査会で参考人の憲法学者全員が「違憲」と主張したことを契機に、法案の合憲性に対する国民の疑念も一気に膨らんだのである。これに対しての政府の説明、国会での議論はまったく不十分なものであつた。

（2）政治家の発言

時がたつにつれ、法案そのものや、今国会での成立に反対する国民の意見が増えていった。

共同通信社が6月下旬に実施した全国電話世論調査によると、安保法

案に「反対」との回答は58.7%で、5月の前回調査から11.1ポイント上昇した。法案の今国会成立に「反対」との答えも63.1%で、前回より8ポイントも増えている。

山崎拓・自民党元副総裁など同党元幹部や歴代政権の閣僚経験者4氏が6月12日、日本記者クラブで記者会見し、安倍政権の「安保法制」(戦争法案)に反対する意見を声明や口頭で表明した(甲C8-48)。

山崎拓氏(自民党元副総裁・元幹事長)

「歴代政権が踏襲してきた憲法解釈を、一内閣の恣意で変更することは認めがたい。法案が成立すれば、わが国の安保政策の重大転換となり、平和国家としての国は大いに傷つくことになる」

藤井裕久氏(民主党顧問・元財務相)

「集団的自衛権とは何か。完全に対等な軍事同盟です。その特徴の一つは仮想敵国をつくること」「アメリカは軍事的、経済的な肩代わりを日本に求めていた。こんなことをやっていたら日本は本当に間違った道を進むことになる」

亀井静香氏(元自民党政調会長・元金融担当相)

「日本は戦後、国際的にいわゆる『普通の国』ではない(戦争しない)国でいく国はで進んできました。それを一内閣、一国会で国家のあり方をがらっと変えてしまおうとしている。いま(自衛隊員の)リスクがある、ない、なんていっているが、そんな生やさしいものではない。戦闘行為をやって戦死者が出るのが当たり前なんです」

武村正義氏(元官房長官・元新党さきがけ代表)

「いわゆる後方支援で、たたかっている米軍などに弾薬や戦闘機の油などを自衛隊が運ぶことはまさに兵たん活動そのものです。相手国から見れば当然、攻撃対象になります。国の形を変える大きな政策が、議論が未成熟なまま一挙にケリをつけられようとしている。国民世論が納得しないまま一方的に強行採決すれば、大きな禍根を残すでしょう」

河野洋平元衆院議長

6月9日、日本記者クラブで記者会見し、安倍政権が「戦争法案」を今国会中に成立させようとしていることについて、「いかにも早急すぎるし乱暴すぎる」と指摘し、「一回引っ込んで再検討したほうがいい」と語った。

5月22日放送のTBS系「時事放談」で、自民党の重鎮だった野中広務元官房長官、古賀誠・元自民党幹事長が、安倍政権に厳しい言葉を

連ねた。野中氏は「死んでも死に切れない気持ち」と語り、古賀氏も「恐ろしい国になっている」と繰り返した（甲C8-9）。

(3) 国民運動

6月13日、東京、宮城、千葉、長野、静岡、奈良、福岡など列島各地で集会やデモがおこなわれ、「海外で戦争する国をつくる憲法違反の戦争法案を必ず止める」の声がわきあがった。

東京都内で開かれた「STOP安倍政権！大集会」（主催、同実行委員会）には、北海道から沖縄まで全国から1万6,000人が参加した。「日本中から国会を圧倒的に包囲し、戦争法案を廃案に追い込もう」の発言が相次いだ。

京都市では、臨済宗相国寺派管長の有馬頼底氏や作家の瀬戸内寂聴氏らが呼びかけた「戦争立法NO！京都アクション」がおこなわれ、30度を超える蒸し暑さのなか、2,300人が「戦争法案とめよう」とアピールした。

国会周辺では、「総がかり行動実行委員会」による国会包囲行動が実施された。2万5,000人（主催者発表）が詰めかけ、法案提出以降、最大規模になった。

東京・渋谷では、後でもふれるように「戦争立法反対！渋谷デモ」が行われ、若者ら3,500人（主催者発表）が繁華街を行進した。デモに先立って、若者憲法集会が都内で開かれ、1,300人の若者が参加した。

千葉県大集会（13日、千葉市）には4,000人、愛知県弁護士会の大集会（14日、名古屋市）には4,000人余が参加し、これより先、大阪弁護士会の集会（7日）に4,000人が参加した。

6月18日夕方、93歳になる作家の瀬戸内寂聴氏が、戦争法案に反対する国会前集会に参加して、「戦争を二度と繰り返してはなりません」と訴えた。「去年、ほとんど寝たきりでした。最近の状況を見たら、寝てはいられないほど心を痛めました。このままではだめだよ、日本は怖いことになっている」と切り出した。

6月20日、戦争法案にレッドカードを突き付けようと、赤いファッションアイテムを身につけた女性たちが国会を包囲し、「女の平和」行動が行われた。前回（1月17日）の2倍を超える1万5,000人が手をつなぎ、「戦争法案いますぐ廃案」などと唱和した。

集団的自衛権行使容認の「閣議決定」に反対する学者らでつくる「立憲デモクラシーの会」は6月24日、衆院第二議員会館で会見を開き、「集団的自衛権の行使を容認する点、外国軍隊の武力行使と自衛隊の活動と

の一体化をもたらす点で、日本国憲法に明確に違反している」と批判した。「立憲主義をないがしろにし、国民への十分な説明責任を果たさない政府に対して、安全保障にかかわる重大な政策判断の権限を与えることはできない」として法案の撤回を求めた。共同代表の樋口陽一東北大・東大名誉教授は、安保法案と安倍政権に対し「国会に対する姿勢、法案が出されてからの対応の仕方は、国会を支えている主権者国民に対する侮辱」とし、さらに「他国の議会で、自国の議会にも提出していない法案を、時期を限って成立を約束するというのは、国民主権を前提とし、その国民がつくっている国家主権にも無頓着な対応だ」と断じた。

5 不十分な国会審議

(1) 衆議院における審議

安保法制特別委員会の審議の中で、新安保法制法案は当初から矛盾と欠陥だらけであることが明らかとなった。これに対して、政府は説明責任も果たさず、国会での審議も不十分なものであった。そのため国民の多くによる反対運動が広がり、世論調査でも反対が増えた。こうした国民の声にもかかわらず、2015年7月15日の衆議院安保法制特別委員会で、自民、公明両党の賛成で強引に可決させてしまった。野党は採決に反発したが、与党が単独で強行採決してしまった。与党は16日の衆院本会議で可決し、参院に送付してしまった(甲C4-23、同C4-24)。

(2) 国民運動

この衆議院における強行採決前の7月10日夜、新安保法制法案の廃案などを訴えてきた学生達のグループである「SEALDs(シールズ)」が続いている毎週金曜日の国会正門前行動の参加者が、初めて1万人を超え、1万5,000人が集まった。

衆院での強行採決を前後して、弁護士会の歴代会長による声明や宣伝行動が全国に広がった。

日本弁護士会(日弁連)が7月9日、国会内で2回目の学習会を開いた。

日弁連の村越進会長(当時)は、「国民の意見に背を向け、国会の数の論理だけで(法案を)押し切ることになれば、無理が通れば道理が引っ込む世界になってしまふ。安保法案は採決することなく、いったん廃案にすべきだ」と述べ、日弁連として法案廃止に全力をつくす決意を表明した。

強行採決前日の14日夜、採決強行反対と法案の廃止を求める「総が

かり行動実行委員会」の大集会が東京・日比谷野外音楽堂で開かれ、2万人（主催者発表）を超える人が駆けつけた。

民主党、維新の党、共産党、社民党の野党5党の党首は同日、国会内で会談し、委員会での強行採決を認めない立場で本会議採決に参加しないことを一致して確認した。民主、維新、共産、社民の各党は本会議の討論で反対の意思を表明したうえで、採決時に退席する方針を確認した。

7月15日、国会周辺は、「採決するな」の緊急早朝行動から採決強行後の夜の国会正門前大集会まで終日、廃案を求める怒りの声で包まれた。3日間連続抗議の初日である。

続々と詰めかける列は続き、法案提出後最大規模の6万人（主催者発表）に膨れ上がった。戦争法案の強行採決に反対し、必ず廃案にしようと15日から17日までの3日間、国会正門前で行われた夜の連続緊急抗議行動である。抗議行動初体験の人を含む多くの若者が各地から参加して、声をあげた。

少なくとも全国39都道府県の地方紙の主な社説・論説（16、17日付）が、法案の撤回、廃案を求める首長や民意を無視する安倍政権に對して厳しい批判を掲げた。

7月24日、「民主主義を取り戻せ！戦争させるな！」と呼びかける「安倍政権NO！首相官邸包囲」が行われ、7万人（主催者発表）が日比谷集会や、国会議事堂をとりまく4カ所で抗議行動を展開した。

「日本キリスト者平和の会」は7月19日、「戦争法案の強行採決に抗議し、廃案を求める声明」を発表した。

安保法案に反対する宗教者による全国集会が8月24日、東京都千代田区の星陵会館で開かれた。呼びかけたのは、宮城泰年・聖護院門跡門主、山崎龍明・「戦争法案」に反対する宗教者の会代表、小武正教・念佛者九条の会代表、小橋孝一・日本キリスト教協議会議長など19人である。宗教、宗派を超え約350人が集まった。

「戦争立法ぜったい反対」「ママは戦争しないと決めた パパも戦争しないと決めた」。戦争法案に反対する子育て中の母親たちが7月26日、東京・渋谷駅周辺で初めての街頭宣伝とデモを行った。暑い中、約2,000人が参加した。参議院で審議が始まる前日である。6人が13日に記者会見をして呼びかけ、同日までに1万7,000人を超える賛同が寄せられた。29都道府県に「ママの会」がつくられたことも報告された。

7月に発足した「安保関連法案に反対するママの会」が全国各地に広がった。（9月11日現在、38都道府県・50の会がつくられた。）

衆議院での強行採決についての新聞記事を紹介する。

① 東京新聞 2015年7月16日

「違憲」批判を無視 安保法案 衆院委で自公強行可決

他国を武力で守る集団的自衛権行使容認を柱とする安全保障関連法案は15日の衆院特別委員会で、自民、公明両党の賛成で可決された。野党は採決に反発し、与党が単独で強行した。与党は16日の衆院本会議で可決し、参院に送付する構え。野党は採決に加わらない方針。憲法学者や市民などから「違憲立法」との批判が強まるにもかかわらず、安倍政権は今国会で成立させる姿勢を変えていない。

きょう本会議採決

特別委では、野党側が出した審議継続を求める動議が賛成少数で可決され、濱田靖一委員長（自民）が質疑応答を宣言。民主の議員らが委員長席を取り囲んで抗議する中で採決され、法案は可決された。維新提出の対案2本は否決された。

安倍晋三首相は採決に先立つ質疑で、法案に関し「まだ国民の理解が進んでいないのも事実だ」と認めた。採決後、記者団に「国会での審議はさらに続く。国民に丁寧に分かりやすく説明したい」と述べた。

衆院議院運営委員会は理事会で16日午後の本会議で法案を採決すると決めた。野党は審議不十分として反対したが、林幹雄委員長（自民）が職権で決めた。

民主、維新、共産、生活、社民の野党5党は党首会談で、政府案採決に参加しない方針を確認した。民主、維新、共産、社民は採決時に退席、生活は本会議を欠席する方針。

審議するほど矛盾が噴出

安全保障関連法案は国会審議を重ねるたびに法案の矛盾や疑問が噴出し、多くの憲法学者や元内閣法制局長官らに「憲法違反」との指摘が広がっている。そもそも法案が憲法の枠組みを踏み外していることが、問題点を浮き彫りにしている。

6月4日の衆院憲法審査会で、参考人の憲法学者3人全員が安保法案を「違憲」と批判し、法案の問題点が一気に鮮明になった。自民党推薦の長谷部恭男・早稲田大教授は「従来の政府見解の論理の枠内で説明がつかない」と断言した。日本が攻撃されていないのに、他国を武力で守る集団的自衛権の行使を認めているからだ。

安倍晋三首相は、集団的自衛権行使について判断していない最高裁の砂川事件判決を持ち出し、法案が合憲と「確信している」と主張した。だが、世論調査では法案を違憲とする回答は過半数を占め、憲法学者などから撤回を求める声は上がり続けている。特別委の審議では、法案の主要論点をめぐる疑問が深まった。

集団的自衛権を認める「存立危機事態」とは何かについて、首相は要件に該当しそうもない中東・ホルムズ海峡での戦時の機雷掃海に執着。日本周辺で攻撃された米艦を防護する事例でも、政府は「日本攻撃の意思が認定できなくても存立危機事

態に認定できる」などとし「自衛の措置としての集団的自衛権」という従来の説明と矛盾した。

海外での武力行使は、どこまで広がるのか。政府は「総合的に判断する」と繰り返すだけで、基準はあいまいだ。時の政府の裁量次第という懸念は強い。

専守防衛は変わらぬか、自衛隊のリスクは高まるのか、自衛隊員の活動はどこまで広がるのかーなどの論点でも、政府の説明は国民の理解を得られていない。

- ② 東京新聞 2015年7月22日 安保法案と世論 支持急落は国民の警鐘
- 安倍内閣の支持率が急落している。安全保障法制関連法案の衆院通過を強行させたことに対する、国民の危機感の表れだ。政権は謙虚に受け止め、法案の撤回や廃案を今こそ、決断すべきだ。

「憲法違反」と指摘される安保法案の成立を強行しようとする態度が、政権運営や政策実現の基盤となる国民の支持を確実に蝕（むしば）んでいることは否定できない。

共同通信社が17、18両日に実施した全国緊急電話世論調査によると、内閣支持率は37.7%で前回六月の47.4%から9.7ポイント急落、2012年1月の第二次安倍内閣発足後、最低となった。不支持率も51.6%（前回43.0%）と半数を超え、支持と不支持が初めて逆転した。

支持率急落の原因が安保法案にあることは間違いないだろう。

不支持理由で最も多かったのが「安倍晋三首相が信頼できない」（27.9%）で、安保法案の衆院採決強行を「よくなかった」と答えた人は73.3%に上る。安保法案が「違憲」との答えは56.6%、法案「反対」は61.5%、今国会成立「反対」は68.2%だ。

報道各社の調査でも、政権へのスタンスに関係なく同様の結果が出ており、安保法案に対する国民の視線は厳しさを増している。

首相は「支持率だけを大切にするなら、こういう法案を通そうとは思わない。支持率だけで政治をやっていない」と述べた。

本当に必要な政策なら、支持率の動向に関係なく、国民を説き伏せてでも実現すべきであることは理解する。

しかし、国民の反対を押し切ってまで、なぜ今、安保法案を成立させる必要があるのか、国民を納得させる明確な説明はない。

憲法解釈を変え、海外での武力の行使に道を開く安保法案の成立を、安倍内閣が強行しようすることは、憲法が権力を律する立憲主義を揺るがす問題でもある。

本紙のアンケートでは、回答した憲法学者204人のうち、約9割に当たる184人が法案を違憲と断じた。

ノーベル物理学賞受賞者の益川敏英・京大名誉教授ら「安全保障関連法案に反対する学者の会」の約150人も20日に記者会見して廃案を訴えた。賛同する学者、

研究者は1万1000人を超えるという。

安保法案をめぐる支持率急落や学究の徒の指摘は政権への警鐘でもある。政権がこれを無視し、参院での法案審議や採決を強引に進めることがあってはならなかつたのである。

(3) 参議院における審議

ア 本会議

安保法案が7月27日の参院本会議で審議入りした。このとき政府・与党は9月中旬の成立を狙っていた。

本会議では、衆議院に続いて新安保法制法案の「違憲性」が相次いで指摘された。安倍首相は、憲法学者らが一致して「集団的自衛権の根拠にならない」と指摘している1959年の砂川事件最高裁判決を持ち出して「憲法に合致したもの」と強弁するなど、完全に破綻した議論を繰り返す答弁に終始した（原告準備書面（3）[75頁]参照）。民主党の北沢俊美議員は「選挙で勝っても、憲法違反は正当化できない。それが立憲主義だ」と強調した。「国民が求めているのは対案ではなく廃案だ。われわれは、良心をかけ、廃案を目指してたたかう」と述べ、対決姿勢を鮮明にした。

日本共産党の市田忠義副委員長は、法案の違憲性を①米国が世界のどこであれ、戦争に乗り出した際、これまで「戦闘地域」とされてきた場所にまで自衛隊が行って軍事支援一兵站を行うこと、②形式上「停戦合意」がされても、なお戦乱が続く地域に自衛権を派兵し、治安活動をさせること、③これまで政府が一貫して「憲法違反」としてきた集団的自衛権の行使を容認したことの3点から指摘。「現行憲法が持つ、この70年の重みをもう一度かみしめるべきだ」として、憲法9条が支えとなつて戦後、一人の外国人も殺さず、一人の戦死者も出さなかつたこと、国際貢献活動の担保として機能してきたことを強調した。

翌28日夜、東京・日比谷公園野外音楽堂は、開会の30分前に超満杯になり、入りきれない人たちが集会と並行して「安倍政権は、いますぐ退陣」などとコールしながら、国会請願デモを行つた。

ところが、磯崎陽輔首相補佐官が新安保法制法案についてとうとう「法的安定性は関係ない。（集団的自衛権行使が）わが国を守るために必要な措置かどうかを気にしないといけない」などと言わざるを得なくなり、立憲主義否定の暴言をして波紋を広げた（原告準備書面（3）[10頁、11頁]）。政府・与党自ら、集団的自衛権行使を禁じたこれまでの憲法解釈を180度覆しながら法案の「法的安定性」を強調して

きただけに、重大な発言であった。

この発言は、磯崎氏が7月26日に大分市内で行った講演でのものである。この中で磯崎氏は「『憲法解釈を変えるのはおかしい』と言われるが、時代が変わったのだから政府の解釈は必要に応じて変わる」とまで述べざるを得なくなっていた(甲C5-8、同B9[25~26頁])。

イ 参議院安保法制特別委員会

7月28日から参議院安保法制特別委員会で始まった新安保法制法案の論戦では、法案の違憲性や危険な内容とともに、米国が起こす戦争にいつでも、世界中どこでも「切れ目なく」支援する、究極の米に従属した法案としての本質が浮き彫りになった。

29日の安保法制特別委員会で共産党の小池晃副委員長は、米軍の対潜水艦作戦に対する海上自衛隊の洋上給油を想定した海自の内部文書を暴露した。さらに新安保法制法案では、米軍のミサイルや戦車など、あらゆる武器・弾薬が輸送できることになると指摘すると、中谷防衛相は「除外した想定はない」と認めた。

8月3日には共産党の井上哲士議員が、非人道兵器とされるクラスター爆弾や劣化ウラン弾の輸送も排除されないことを追及した。自衛隊が行う兵站の内容は法律上も実態上も無制限であることが浮き彫りになった。中谷防衛相は、核兵器や毒ガスなどの大量破壊兵器も法律上輸送可能とも答弁した。また、8月4日の共産党の仁比聰平議員の質問によって、集団的自衛権を行使できる「存立危機事態」の下で日米一体の海上作戦が可能になることを政府は認めた。

参議院段階でも政府の答弁不能による審議中断が繰り返され、参議院安保法制特別委員会での中断は114回に及んだ。

集団的自衛権行使の具体例としてパネルまで持ち出して安倍首相があげた「邦人輸送の米艦防護」について「邦人が乗船しているかどうかは絶対条件ではない」(中谷元・防衛相)と言いく出すなど、参議院の論戦では政府があげた集団的自衛権行使の事例が総崩れした。

ウ この頃の新聞記事を紹介する。

① 東京新聞 2015年7月28日

安全保障法制関連法案の審議が参院で始まった。「憲法違反」と指摘され、審議を重ねるほど国民の反対が増え続ける法案だ。政府・与党は一度、撤回か廃案とし、出直すことを決断すべきである。

「良識の府」「再考の府」としての崇高な責任を、参院は果たすことができる

であろうか。

安倍政権が、衆院での採決を強行した安保法案はきのう参院本会議で趣旨説明と質疑が行われ、参院で審議入りした。きょうからは特別委員会での審議が始まり、与党側は9月前半までの参院での可決、成立を目指すという。

安倍晋三首相は答弁で、衆院での採決強行について、国連平和維持活動（PKO）協力法や有事法制を超える116時間の審議を行い、「熟議の後に決めるべき時には決める」として、正当化した。

しかし、国民の多くが政権の強硬姿勢を嫌悪しているのが実態だろう。石破茂地方創生担当相が言う「感じが悪いよね」である。

衆院での採決強行後に行われた報道各社の世論調査では、安保法案は「憲法違反」との答えは50%台、法案に「反対」が60%台、法案の今国会成立に「反対」が50%台、政府の説明は「不十分」が80%台に達する。

こうした結果は、報道各社の安保法案に対する支持・不支持に関係なくほぼ一致しており、国民の姿勢は厳しいと、安倍政権は素直に受け止めるべきだろう。

問題は安倍政権が、丁寧に説明すれば、国民は安保法案の必要性を「理解」し、支持してくれるだろう、と勘違いしていることだ。

参院審議では、政府側が法案内容を説明する機会を増やすため、与党の質問時間を増やすという。

しかし、世論調査で法案自体や今国会成立への「反対」が増えているのは、審議に伴い安保法案の「違憲性」や、集団的自衛権の行使を憲法解釈の変更で認める「反立憲主義性」を、国民が「理解」し始めたからではないのか。

首相側近の儀崎陽輔首相補佐官からいまだに、憲法の法的安定性を軽視するかのような発言が飛び出すようでは、国民の支持が得られるわけはあるまい。

戦後日本の平和主義や専守防衛政策を守ることができるのか、今や参院での審議にかかっている。

「衆院のカーボンコピー」と批判されて久しい参院だ。衆院の決定を追認するだけなら、存在感はない。戦後70年の節目の年、新憲法で貴族院から生まれ変わった参院にとっても正念場である。

② 東京新聞 2015年8月5日

集団的自衛権 首相「米艦単行動せず」 参院特別委防護根拠揺らぐ

安倍晋三首相は4日、安全保障関連法案に関する参院特別委員会で、他国を武力で守る集団的自衛権行使の事例に挙げる日本近海での米艦防護に関し「米イージス艦が単独で来ることはない」と、部隊単位で行動する米軍が自らイージス艦を防護することを認めた。自衛隊が集団的自衛権に基づき米艦への攻撃に反撃できるようにする法案の必要性に疑問が強まった。

小川勝也氏（民主）が「朝鮮半島で緊張が高まっている時に、米イージス艦が

日本に助けてもらわなければならぬ少ない船団で行動することはあり得ない。あたかも日本が米軍を守らなければならぬようなミスリードをしている」と批判した。

首相は「米側は自己完結型で、できる限り防御を固めてくる」と米イージス艦は他の米艦艇や潜水艦、米軍機と共に行動し、米軍自ら防御する態勢を整えていることを事実上認めた。その上で「世界最強の米軍であろうと、自衛隊の協力で安全が高まると考えるのは当然だ。米太平洋司令官も歓迎している」と述べた。

政府は日本近海で弾道ミサイルを警戒中の米イージス艦は「自艦を防御する能力が低下する恐れがある」と集団的自衛権を行使して防護する必要性を強調。日本に向け発射された弾道ミサイルを迎撃する能力を持つ米イージス艦が攻撃された際に、自衛隊が反撃しなければ、日本が壊滅的な被害を受ける明白な危険が生じると説明している。

◆掃海に続き必要性疑問

＜解説＞ 安全保障関連法案に関する参院特別委員会で現実味の薄さが露呈した弾道ミサイル警戒中の米艦防護は、安倍晋三首相が最重視してきた事例だ。その根拠に疑問符がつき、法制化の必要性がさらに揺らいだ。

首相は2006年発足の第一次政権で集団的自衛権の行使容認の検討を始めた当時から、米艦防護を中心的な課題に据えてきた。安保法案の審議でも、日本防衛にあたる米艦が攻撃された場合に「守らなくていいのか」と繰り返している。

だが、米艦を防護する状況が想定しづらいという見方は、根強くあった。圧倒的な軍事力を誇る米軍が自らの守りを固められず、自衛隊に支援を要請するのは考えられないという理由からだ。首相がこれを事実上認めたことで、日本を守るために米艦防護というよりも、対米協力の姿勢を示す色彩が一層濃くなった。

首相は、米艦防護と並びこだわる戦時の機雷掃海をめぐっても、イランがホルムズ海峡を封鎖する可能性は低いことを認めている。集団的自衛権行使の代表的な二事例がにわかに起こり得ないことが明らかになり、法案の成立を急ぐ理由の説明はますます苦しくなった。(生島章弘)

③ 東京新聞 2015年8月6日

中谷元・防衛相は5日の安全保障関連法案に関する参院特別委員会で、戦闘中の他国軍に対する支援で行う弾薬の輸送について「核兵器の運搬も法文上は排除していない」との見解を示した。

日本周辺事態を想定した現行周辺事態法による米軍支援では弾薬輸送を可能としているが、海外での自衛隊活動を広げる安保法案の審議で、輸送できる弾薬に大量破壊兵器も条文上は含まれると解釈を広げた。

弾薬の輸送は、国際貢献を目的に掲げた旧テロ対策特別措置法、旧イラク特措法に基づく米軍支援では支援内容から排除。周辺事態法での米軍支援では可能と

しているが、政府は「弾薬」を「武器とともに用いられる火薬類を使用した消耗品」と定義。核兵器は想定されていなかった。

中谷氏もこれまでの特別委審議で、ミサイルや手りゅう弾、クラスター（集束）弾、劣化ウラン弾も弾薬にあたり、輸送を「法律上排除しない」と説明してきたが、5日の特別委では核兵器も加えた。化学兵器の輸送も条文上は排除されないとし、核兵器を搭載した戦闘機への給油も「法律上は可能」と述べた。

同時に、中谷氏は他国の核兵器を輸送する可能性については「全く想定していない。あり得ない」とも強調した。日本が核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」とする非核三原則を堅持し、核拡散防止条約（NPT）にも加盟していることを根拠に挙げた。

主な支援対象国となる米国が、核兵器や化学兵器を使用する可能性は低い。だが、クラスター弾や劣化ウラン弾はイラク戦争で実際に使用。自衛隊による弾薬輸送を種類に応じて禁止する「歯止め」が法案に規定されていない以上、「非人道的」と批判される兵器をいつの間にか運んでいたということにもなりかねない。

民主党の枝野幸男幹事長は記者会見で「法的にできるが、（安倍政権は） やる気はないという話はまったく意味がない」と述べ、将来の政権が実施する余地を残す法案を批判した。

エ 参院での論戦で、新安保法制法案が新ガイドライン（日米軍事協力の指針）の全面的な実行法であることや、その具体化に向けた自衛隊中枢の暴走が大問題になった。

共産党の小池氏が8月11日に暴露した統合幕僚監部の内部資料は、国会審議開始前の5月下旬に作成されたにもかかわらず、法案の「8月成立」を前提に統合幕僚監部が部隊の運用計画を策定していたことを明らかにした。しかも同文書は、米艦防護の「ROE（交戦規程）」策定、「軍軍艦の調整所」の設置、法成立を前提とした南スーダンPKO（国連平和維持活動）の行動拡大が明記されていた。国会での審議を無視して現場が結果を先取りして運用の準備を進めていたことは、国民軽視も甚だしいことであり、結果が先に決まっていたことを推認させる。

さらに9月2日に仁比氏が明らかにした内部文書には、河野克俊統合幕僚長が2014年12月の訪米時に、米軍幹部に対し戦争法案の今年夏までの成立を表明していたことが記述されていた。野党側は内部資料の確認と河野統幕長の国会招致を求めたが、政府・与党はかたくなに拒否した。その時の新聞記事を紹介する（甲C5-17）。

東京新聞 2015年9月3日

陸海空自衛隊の一体運用を担う統合幕僚監部（統幕）の河野（かわの）克俊統幕長が昨年末の訪米時、安全保障関連法案について、今年夏までに成立する見通しだと米軍首脳に伝えていたとする資料を共産党の仁比聰平（にひそうへい）氏が2日の参院特別委員会で提示した。中谷元・防衛相は「いかなるものか承知していない」と内部文書であるかどうかの確認を避けた。

仁比氏によると、資料は統幕が作成。河野氏が昨年12月17、18両日の訪米で、デンプシー統合参謀本部議長ら米軍・国防総省幹部7人と会談した内容を記載している。当時は法案の作成に向けた自民、公明両党の与党協議が始まっていない段階だった。

河野氏は12月17日のオディエルノ陸軍参謀総長（当時）との会談で、集団的自衛権の行使容認を柱とする安保法案の見通しを問われ、直前の14日に投開票された衆院選に触れ「与党の勝利により、来年夏までには終了すると考えている」と答えた。

河野氏は一連の会談で、米軍普天間（ふてんま）飛行場（沖縄県宜野湾（ぎのわん）市）に配備されている垂直離着陸機オスプレイに関し「不安全性をあおるのは一部の活動家だけだ」と説明した。

普天間移設に伴い名護市辺野古（へのこ）沖に建設する方針の新基地については「（米軍と自衛隊の）共同使用が実現すれば、協力が一層深化し、住民感情も好転するのではないか」と述べた。中谷氏は今国会で「恒常的な共同使用は考えていない」と説明している。

共産党の小池晃副委員長は委員会後の記者会見で「戦前の軍部と一緒に自衛隊が暴走していることが裏付けられた」と述べた。

共産党は仁比氏が示した資料とは別に、法案の成立を前提として、新たな部隊運用などに関する資料を自衛隊が作成していたことも追及。中谷氏は資料は自衛隊が作成したものだと認めている。

(4) 参議院審議中の国民運動

2015年8月23日、首都圏の学生たちでつくるSEALDsが呼びかけた全国の若者たちが、新安保法制法案の廃案を求めていっせいに立ち上がった。北海道から沖縄まで、確認できただけでも21都道府県で集会やデモ、ロングラン宣伝などが行われた。

日本弁護士連合会（日弁連）は8月26日、院内学習会「『安全保障法制』を問うPart3」（Part1は6月、Part2は7月に開催）を参院議員会館で開催した。この日までに日弁連が取り組んできた安保法制法案反対の請願署名計33万9,244人分を国会に提出した。同

日、史上初の「オール法曹、オール学者」300人が一堂に会しての合同記者会見をおこない、「戦争法案は廃案しかない」とアピールした（甲C5-14）。同日夜には、日弁連が主催して、「立憲主義を守り抜く大集会＆パレード」を開催した。

「学者の会」の広がりに連動して、安保法制案に反対する有志の会が全国に広がった。法案採決時（9月18日）には42都道府県で149の大学関連の団体が反対の声明をあげた。

8月26日に東京都内で開かれた「100大学有志の共同行動」は全国の87大学、253人の大学教員が一堂に記者会見を行い、「学者の会」の呼びかけ人の一人の佐藤学学習院大学教授は「各大学で自主的な動きがわきおこり、かつてない広範な共同がつくられている」と述べた。

法案成立10日前の9月8日、東京大学本郷キャンパスで「東京大学人緊急シンポジウム」を開催し、350人が参加した。主催は7月10日の「緊急集会」と同じ大学関係者の実行委員会で、教員、元教員、卒業生がシンポジストとして発言した。

参議院での強行採決直前のシンポジウムには、東京大学卒業の国会議員が激励に訪れた。経済学部卒業の亀井静香衆議院議員は「こんな状況は憲政史上初めてではないか」と日本の政治状況を憂い、東大での戦争法案反対の運動を「日本の歴史にかならずきちつとした前向きな足跡を残していく」と激励した。

違憲立法・戦争法案の廃案と安倍政権の退陣を迫る「国会10万人・全国100万人大行動」が8月30日におこなわれた。北海道から沖縄まで列島津々浦々に戦争法案と安倍政権への怒りのコールがとどろいた。国会大行動を呼びかけた総がかり行動実行委員会が「12万人の参加で成功した。全国1,000カ所以上で数十万人の人がいっせいに行動に立ち上がった」と紹介すると、大歓声がわきあがった。新安保法制法案に反対する最大の全国行動になった。主催者は9月8日からの大宣伝、国会集会、座り込みの連続行動を提起し、「安倍政権を倒すまで必ずやりぬこう」と訴えた。

安倍晋三首相も、国会審議の中で、「いまだ国民に十分なご理解をいたしていない面がある」とたびたび発言している。これだけ国民の反対の声が上がっていたのであるから、国会議員としては、国民が納得するよう十分に議論を尽くすべきであった。それが国会議員として個々の国民に対して負っている法的な職務義務である。これだけ明確な国民の反対の意思を無視することは、国民全体に対する政治的責任という次元の問題ではなく、法的責任を負うべき職務懈怠である。

この時の新聞記事を紹介する。

① 東京新聞 社説 2015年8月28日

集団的自衛権の行使がなぜ必要か。政府が当初の説明を変え、その根拠が揺らぎ始めている。国民の多数が反対する安全保障法制関連法案。根拠も薄弱となれば、いよいよ撤回か廃案しかあるまい。

集団的自衛権を行使できるようにする安保法案は現在、参院特別委員会で審議中だ。与党側は9月11日までの成立を目指すが、野党側の追及が続いている。法案成立の見通しは立っていない。

そんな中、中谷元・防衛相から驚くべき答弁が飛び出した。26日の参院特別委で、政府が集団的自衛権行使の代表例として挙げてきた米艦防護について「邦人が米艦に乗っているかどうかは絶対的なものではない」と述べたのだ。ちょっと待ってほしい。

安倍晋三首相は昨年来、記者会見で、紛争国から避難するお年寄りや母子を米艦が輸送するイラストを掲げ、「日本人の命を守るため、自衛隊が米国の船を守る」と説明していたではないか。

私たちはこれまで、邦人輸送中の米艦防護は、現実から懸け離れた極端な例だと指摘してきた。邦人が乗船していないくとも米艦を守るなら、集団的自衛権行使の目的は結局、日本人ではなく、戦争中の米国を守ることにならないか。

それとも、首相の説明自体が誇張、もしくは虚構だったのか。

首相が集団的自衛権の行使例の一つに挙げた、中東・ホルムズ海峡での機雷除去も同様に、根拠の薄弱さが指摘されている。

首相は海峡が機雷で封鎖され、石油や天然ガスが途絶えれば「人が亡くなる、大変寒い時期には家や人を暖める器具が停止する危険性もある」と、自衛隊が機雷を除去する必要性を強調してきた。

しかし、機雷を敷設した過去があるイランは稳健派大統領の下、国際社会との対話路線にかじを切った。石油輸送はパイプラインが代替手段となるため、集団的自衛権を行使する存立危機事態には発展し得ないとも指摘される。

極端で非現実的な例を挙げ、集団的自衛権行使の必要性を強調するのはすでに限界にきていると、安倍政権は悟るべきだ。

そもそも、政府による説明のずさんさを見抜いているからこそ、国民の多数が安保法案への反対を貫いているのだろう。

必要性の乏しい法案を、憲法が権力を律する立憲主義を侵してまで成立させてはならない。安倍政権は法案の瑕疵（かし）を認め、撤回もしくは廃案を決断すべきである。

② 東京新聞 2015年8月31日

◆届かぬ民意 危機感結集

全国200カ所以上で安保法案反対

安全保障関連法案に反対する人々が30日、全国で一斉に抗議の声を上げた。国会周辺では、市民団体「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」主催のデモに12万人（主催者発表）が参加し、法案反対デモとしては最大規模となった。実行委によると、一斉行動の呼び掛けに応じた各地でのデモや集会は、少なくとも200カ所以上に及んだ。

国会周辺では、官庁街の歩道や日比谷公園など6カ所にステージや街宣車を置き、野党党首や学者、作家、法律家などが法案の廃案を訴えた。警視庁は参加者が車道に出ないよう機動隊の車両を並べ、柵で規制したが、メインステージがある国会正門前は歩道に收まりきらず、車道も人の波で埋まった。

昨年7月に中咽頭がんを公表し今夏まで治療に専念していた音楽家の坂本龍一さんも、予告なしに国会前に現れた。「壊されようとしている民主主義と憲法を取り戻すことは、自分たちで血肉化すること」と訴え、この日のデモを「一過性のものにしないで」と呼び掛けた。

「S E A L D s（自由と民主主義のための学生緊急行動、シールズ）」の奥田愛基（あき）さんもマイクを握り、「憲法は俺たち一人一人の権利。それを無視するのは国民を無視すること」と政権を批判した。

これほど多くの人が集まり声を上げたのは、日本社会の変化を示している。その根底にあるのは、「民意と議会がずれている」という危機意識と、「日本の未来はどうなるのだろう」という不安感だ。

③ 東京新聞 2015年9月1日 こちら特報部

全国で拡大「安保法案反対」「国民の理解十分でない」首相は言ったが高まる懸念は「理解」の証し

安全保障関連法案のデモの参加者が、国会前の道路を埋め尽くし、全国300カ所近くで集会が開かれた。反対の声は強まっている。国会審議で、安倍晋三首相は「いまだ国民に十分なご理解をいただいていない面がある」とたびたび発言しているが、「法案を成立させてはいけない」という理解が進んだ結果ではないのか。（鈴木伸幸、三沢典丈）

海外メディア 相次いで報道

30日、安保法案に反対する大勢の人が、各地で声を上げた。国会前の大規模デモは、海外でも大いに注目を集めている。

米国のA P、英国のロイター、フランスのA F Pなど国際通信社が、「戦争させない」「9条壊すな」と雨が降る中、プラカードを持って抗議する人々の写真や動

画を発信し、世界中の新聞が記事を掲載し、テレビが放送した。

報道は、1960年の安保闘争を例に挙げたり、「多くの母親と学生も合流」(AP)などと老若男女の参加者の幅広さを強調したりする内容だった。

デモ参加者は、主催者発表で12万人。一部メディアが報じた警察の推計は3万人だった。デモに詳しい高千穂大の五野井郁夫准教授(政治学)は「実際に行ってみたが、国会前に收まりきらず、警察は周囲の官庁街、日比谷公園などに参加者を誘導していた。体感的には12万人よりも多かった」と言う。

今回のデモについて「従来からある労組などの動員型とは違って、市民が自発的に『安保法案は危険』と集まった。子連れのお母さんも多く、平和的に主張したことが特徴だ。60年安保は警察ともぶつかったが、今回は先鋭化しなかった」と解説する。

「国会前デモだけでなく、各地で同時に抗議行動があった。全国的には100万人規模といえ、日本では60年安保以来の人数だ。国際的にみても異例の広がりといえ、『2015年安保』として歴史に残るかもしれない」

安保法案について、安倍首相は国会で、「国民の理解は進んでいない」と再三答弁してきたが、問題を理解する人が増えてきたからこそ、デモの参加者が膨れ上がったのではないのか。

だが、菅義偉官房長官はデモ翌日の31日の記者会見で、「戦争法案とか微兵制の復活などの宣伝もされ、大きな誤解が生じている」「政府として、誤解を解く努力をしっかりと行っていきたい」と従来の姿勢を繰り返した。

「2015年安保として歴史に残るかも」

政治評論家の森田実氏は「安倍首相が説明すればするほど、国民は安保法案の危険性を感じる。むしろ、理解の深まりが反対運動につながっている」と指摘した。

60年安保にも詳しい森田氏は、「衆院で安保法案が強行採決されてから、反対運動が盛り上がった」と振り返る。「国民が関心を持ち、国会審議に耳を傾けた結果として運動に火が付いた。いま、私の周りの高齢者にもデモの賛同者は増えている。60年安保と違い、幅広い支持が今回のデモの特徴だ」

安倍政権は見誤っているという。「労組や野党が力不足で政治の流れを変えられない状況にあるが、60年安保でも岸内閣が退陣し、中曾根内閣が誕生するまで歴代政権は安保に触れられなくなってしまった。国会前デモも今後に必ず影響する」

(5) 山口繁元最高裁長官の発言

元最高裁長官の山口繁氏が9月3日、共同通信の取材に応じ、新安保法制法案について「集団的自衛権の行使を認める立法は憲法違反と言わざるを得ない」と述べた(甲C5-19、同C5-20)。

政府、与党が1959年の砂川事件最高裁判決や1972年の政府見解を法案の合憲性の根拠と説明していることに「論理的な矛盾があり、ナンセンスだ」と厳しく批判した。

「憲法の番人」である最高裁の元長官が、こうした意見を表明するのは初めてのことである。高村正彦自民党副総裁は、憲法学者から法案が違憲と指摘され「憲法の番人は最高裁であり憲法学者ではない」と強調したが、その元トップが違憲と明言した。

政府、与党は、砂川事件最高裁判決が「必要な自衛の措置」を認めていることを根拠に、限定的な集団的自衛権の行使容認を導き出したが、山口氏は当時の時代背景を踏まえ「集団的自衛権を意識して判決が書かれたとは考えられない。憲法で集団的自衛権、個別的自衛権の行使が認められるかを判断する必要もなかった」と語った(原告準備書面(3)[74頁]、同準備書面(4)[60頁]、甲C5-19)。

1972年の政府見解は「必要な自衛の措置」を取り得るとする一方で「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」と明記。歴代政権も引き継いできた。政府与党は、この見解を行使容認の論拠としつつ、安全保障環境の変化を理由に結論部分を180度転換した。

山口氏はこの点について「72年見解の論理的枠組みを維持しながら、集団的自衛権の行使も許されるとするには、相矛盾する解釈の両立を認めるもの。72年見解が誤りだったと位置付けなければ、論理的整合性は取れない」と断じた。

その上で「従来の解釈が国民に支持され、9条の意味内容に含まれると意識されてきた。その事実は非常に重い」と主張。「それを変えるなら、憲法を改正するのが正攻法だ」と述べた。

さらに、こうした憲法解釈変更が認められるなら「立憲主義や法治主義が揺らぐ」と懸念を表明。「憲法によって権力行使を抑制したり、恣意(しい)的な政治から国民を保護したりすることができなくなる」と危ぶんだ。

(6) 立法事実がないことが明らかになる

参議院の審議の中で、新安保法制法の立法事実がないことがありますます明らかになった。

ア 邦人保護

安倍首相は、2014年7月の集団的自衛権行使容認の閣議決定後の記者会見で、日本人親子が乗船した米艦船のパネルを示しながら、

「海外で突然紛争が発生し、そこから逃げようとする日本人を同盟国であり、能力を有する米国が救助を輸送しているとき……日本人の命を守るため、自衛隊が米国の船を護る。それをできるようにするのが今回の閣議決定です」と述べ、「国民の命と平和な暮らしを守るためにあることを強調した。

ところが、参議院の質疑では、中谷防衛相は「邦人が乗っているかは判断の要素の一つではあるが、絶対のものではない」（2015年8月26日平和安全法制特別委員会、以下「平安特委」と略す。）と、首相の説明を否定し、安倍首相も「日本人が乗船していない船を護り得る」とそれまでの説明を覆した（9月11日同前）。「日本人の命と幸せな暮らしを守るためにの法だ」という説明を大きく変えた。日本人が乗っているかどうかは問題ではなく、日本が攻撃されていなくても米艦防護を可能にするための法案であることが明確になった（甲C8-88）。

イ ホルムズ海峡

安倍首相は、2014年7月の集団的自衛権行使容認の閣議決定直後の衆議院予算委員会で、自民党の高村副総裁から、集団的自衛権行使の「典型的な例を話してください」といわれて、唯一、「ホルムズ海峡での機雷の除去」を例示し、「この海峡の地域で紛争が発生し、機雷が敷設された場合……我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されることとなる事態は生じ得る」と説明した。武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空へ派遣するいわゆる海外派兵は一般に許されない中、「ホルムズ海峡の機雷除去」を例外的な例（2015年6月1日、衆議院平安特委）などと説明し、「それ以外は今我々の念頭にない」と繰り返した。

ところが、イランの核問題の協議が前進するとともに、イラン側から「機雷敷設などありえない」と不快感が示されていることが国会でくりかえし指摘され、その非現実性が追及されると、安倍首相は「特定の国がホルムズ海峡に機雷を敷設することを想定しているわけではない」（7月27日、参議院本会議）などと弁解し始めた。

「念頭にあるのはホルムズ海峡における機雷掃海のみ」といっていたにもかかわらず、参議院での審議がはじまると、衆議院では「さまざまな迂回路があるので、想定し得ない」（6月1日、衆院平安特委など）としていた「南シナ海での機雷掃海」も「新3要件に当てはまれば、対応していく」（7月29日、参院平安特委）と前言をひるがえした（甲C8-85）。

さらに、9月には、「ホルムズ海峡における機雷掃海は新3要件に該当する場合もあり得る」とする一方で、「今現在の国際情勢に照らせば、現実の問題として発生することを具体的に想定しているものではありません」（9月14日、参院平安特委）と答弁は二転三転し、このような矛盾する事態に追い込まれてしまった（甲C8-90）。

結局、ホルムズ海峡は、「典型例」からいつの間にか「例外」となり、ついには「現実の問題として発生することを想定していない」場合と否定されてしまった。

安倍首相の説明は一体何だったのか。メディアからは「政府が安保法案を必要とする根拠としてきた立法事実が、そもそも非現実的だったのである。こじつけのような理由で集団的自衛権の行使に道を開き、米国との軍事同盟を強化することが、果たして日本とアジア・太平洋地域の平和と安定に資するのか、逆に軍事的緊張を高めることにならないか」（東京新聞9月17日付社説）、「なぜ、集団的自衛権を行使できるようにしなければ、国民の声明や財産を守ることができないのか。この根本的な問いに、安倍首相は日本人が乗った米艦の防護や中東ホルムズ海峡の機雷掃海を持ち出したが、その説明は審議の過程で破綻した」（朝日新聞9月17日付社説）と批判された。

これまでの憲法解釈を180度転換して集団的自衛権を行使する「存立危機事態」の具体例の説明がこのようにことごとく崩れた。立法事実を国民に説明できなくなったのである。濱田邦夫元最高裁判事は、中央公聴会の公述人として「国民の納得性というものがあつて初めて新しい法律というのはできるべきもの」だが、「立法事実そのもの、政府、安倍総理等の答弁というのがどんどん変わって、現在ではいずれも該当しないということになっている……それでも強行採決をするというのはどうも納得がいかない」（9月15日、参院平安特委）と訴えた（甲C5-25）。

6 強行採決に至る経緯

(1) 野党の結束

9月に入ると、参院での採決をめぐって国会は一気に緊迫した。自民党内でいわゆる「60日ルール」を使って新安保法制法成立を強行する動きが浮上したり、9月8日告示の自民党総裁選をめぐっても新安保法制法案審議との関係で緊張が走ったりした。自民党の谷垣禎一幹事長と公明党の井上義久幹事長は9日に会談し、16日の委員会採決で一致する。野党は結束を強め、これを支える「廃案」の声も強まった。

野党7党・会派の党首会談が9月4日、国会内で開かれ、政府案の強引な採決を阻止することと、来週再び党首会談を開き、どうやって阻止に迫り込むか対応を協議することで一致した。野党7党・会派の党首会談は9月11にも開かれ、国民の声に応えて、野党が一致結束して、「安保法案」=戦争法案阻止のために、あらゆる手段をつくして頑張りぬくことを確認した。

党首会談ではつぎの3点を合意した。

1点目は、16日の参院安保法制特別委員会での採決を与党幹部が公言していることに関して「論外であり断じて認められない」と確認したうえで、①特別委員会での地方公聴会開催と2回目の参考人質疑の実施②これを受けた審議の継続③河野克俊統合幕僚長の国会招致の3点を要求していくことである。

2点目は、新安保法制法案の強引な採決に断固として反対し、成立を阻止するためにあらゆる手段を講じ結束して対応していくことである。

「あらゆる手段」の中には内閣不信任案、参議院での問責決議案の提起などが含まれている。状況を見極め、必要に応じて今後も党首会談を開いて対応を協議していくことを確認した。

3点目は、野党の全議員の認識を一致させ、成立阻止を図るために、党首会談の確認をふまえて7野党・会派の「合同集会」を週明けの適切な時期に開くことである。

(2) 国民運動

学生と学者たちは9月6日、東京・新宿駅近くの歩行者天国で廃案を訴えた。強い雨が降るなか、大通りは1万2,000人（主催者発表）であふれた。

戦争法案の廃案、安倍政権の退陣を求めて10日、「総がかり行動実行委員会」とSEALDsが国会正門前での連続行動をスタートさせた。雨が降るなか、4,000人（主催者発表）が参加。映画監督のジャン・ユンカーマンさん、被爆者の代表らが次つぎとスピーチした。「追い詰められているのは安倍政権です。退陣までたたかいぬく」との発言に大きな拍手が起り、「戦争したがる総理はいらない」とコールした。

戦争法案に反対して国会正門前でマイクを握り、東京で提起された安保法制違憲・国家賠償請求訴訟の原告となっている日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）事務局長の田中熙巳（てるみ）氏（83）は、次のように訴えた。

「全国に生き残っている被爆者は18万人います。この被爆者が47

都道府県に会をつくる、これまで核兵器の廃絶と被害に対する国の責任を問うて、70年、あるいは60年たたかってきました。

60年というのはなぜか。原爆を落とされて10年間、私たちは完全に放置されました。日本政府が初めて対策をたてたのは原爆が投下されてから12年後です。実にささやかな援護でした。

それから60年、「戦争は絶対にしてはいけない。再び私たちとおなじ苦しみを味わわせてはいけない」という思いでたたかってきました。

そのたたかいの支えになったのは日本国憲法であり、第9条であります。原爆の被害を受けて、日本は絶対に戦争しないことを決めたのが9条です。私たちにとって本当に励ましであります。

私たちは世界にむかって憲法9条は21世紀の政治の規範だと言ってきました。この9条が今、大変な危機におちいっています。9条を変えることは絶対に許すことはできません。

9条の解釈をいいかげんに変えて、集団的自衛権の行使を容認する安倍政権は許すわけにはいきません。ただちに、退陣させるべきです。

これから戦争になれば、最後の戦争は核戦争です。核戦争では人類が滅びます。それは被爆者が、体験を通して信じていることです。」

(3) 参考人質疑

2015年9月8日、参議院平和安全法制特別委員会にて、大森政輔元内閣法制局長官は、以下のように参考人として発言し（原告準備書面(4)〔52頁〕、甲A49〔甲A40は甲A49の誤り〕）、集団的自衛権は、個別の自衛権とは本質的に異なるものであり、これを行使できるとすることは閣議決定でなし得る範囲を超えると断じている。また、砂川事件最高裁判決から集団的自衛権の行使が合憲であるとの結論は到底導かれないと指摘している。こうした事実でない言葉で国民を誤って導くことは非常に遺憾であり、内閣法制局の任務の懈怠であるとさえ言っている。元内閣法制局長官の言葉としてとても重いものがある。

そして、国民は、集団的自衛権の抑止力以上に紛争に巻き込まれる危険を覚悟しなければならず、これを自覚して国策として採用することが必要であるならば、憲法改正手続にのせて、全国民的検討を経ることが必要と指摘している。まさに国民的な議論が必要な課題なのだが、国会においてそうした議論はなされなかった。

また、山口繁元最高裁長官が現在の内閣法制局を批判したことについて、「まったくそのとおりで、長官の姿を恥ずかしくて見られない」と発言していることも元内閣法制局長官として、同じ法律家として、この新

安保法制法を見過ごすわけにはいかないという強い思いが感じられる。

大森政輔（元内閣法制局長官）

「…集団的自衛権の行使については、政府を含めて否定すべきものであることがその都度確認され、今まで一貫して堅持されてきたわけでございます。…あたかも集団的自衛権の行使が憲法9条に違反する典型行為であることを前提とするような形で議論がなされてきたわけでございます。…、本件閣議決定による集団的自衛権の行使認容は、超えることができない憲法則ともいるべき基本原則からの重大な逸脱であると言わなければなりません。

…個別的自衛権と集団的自衛権は決して同質のものではなく、本質的な差異があるんだということを申し上げたいと思います。…集団的自衛権の行使につきましては、…他国との間の同盟その他の関係の密接性により後天的に発生し、付与される内容を持つものでございます。…直接的には当該他国を防衛することを目的とするものであり、他国防衛権あるいは他衛権という用語を使った方がその本質を端的に表すと考えるわけでございます…、この他国防衛権の行使が間接的には自国の平和と安全の確保に寄与することができるとても、自国に対する武力攻撃を排除することを直接の目的とする個別的自衛権の行使とは本質的に異なるものでございます。

…我が国を取り巻く国際安全保障環境の変化を考慮しても、憲法9条の下で、いずれの場合も我が国による武力の行使を許容できると判断することは、これは内閣の独断でございまして、肯定できるものではございません。…集団的自衛権の行使は今後とも憲法9条の下で許容できる余地はないのに、本件閣議決定において憲法解釈の変更と称してこれを憲法9条の下で許容できるとして、それを前提として各種の施策を講じようすることは、内閣が閣議決定でなし得る範疇を超えた措置である、したがって、その権能を超えたものとして無効と解すべきだと思います。したがって、これを前提として自衛隊法の改正その他所要の措置を講ずることは到底認められないと考える次第でございます。

…法曹の間では、最高裁砂川判決が集団的自衛権行使の合憲性の有無まで射程範囲にしているものではないということにつきましては何ら異議はございません。

…砂川判決から集団的自衛権の行使が合憲であるとの結論が導かれるとの主張は、こうした法律学の基本の理解に關係するものでございまして、到底そういうことができるものではございません。この判決に集団的自衛権の行使を許容する最高裁の意図を読み込むことは全くの暴論でございます。

…最高裁は集団的自衛権行使を合憲と判断しているんだという、事実じやない言葉を信じて本件閣議決定を支持している者が相当数に上ると推測されます。しかし、このように国民を誤って導くに至ったことは非常に遺憾でございまして、

…私は内閣法制局に随分長い間いたわけでございますけれども、これは内閣法制局の任務の概意であると言わなければなりません。

…集団的自衛権の抑止力以上に紛争に巻き込まれる危険を覚悟しなければならず、バラ色の局面到来は到底期待できないであろうことを自覚しなければならないのではなかろうかと。…それを国策として採用することがわが国の平和と安定確保のために必要であるとすれば、憲法上明文をもって用意されている憲法改正手続きにのせ、全国民的検討を経ることが求められるといわざるを得ません。」（2015年9月8日参議院平安特委会議録17号4、5頁）

広田一

「実は法制局の中にもじくじたる思いをしている人がたくさんいるのではないかというふうに思います。そういう方々への今後の助言等がございましたら、大森参考人、よろしくお願いを申し上げます。」（2015年9月8日参議院平安特委会議録17号12頁）

大森政輔（元内閣法制局長官）

「数日前に朝日新聞において元最高裁長官が非常に厳しい意見を出されているわけでございまして、いや、私だけじゃなくて、最高裁長官までが法制局を、今の法制局をそう見ているんだなということが分かりました。非常に遺憾な事態ですということと、かつて法制局は内閣の良心と言われてきたということ、そして、法制局は時の政権の意見や目先の利害にとらわれた憲法解釈をしてはならないと、この三つの項目を山口元最高裁長官はおっしゃっておられまして、いや、全くそのとおり、本来ならば、顔を上げて最高裁長官の姿を見るのは恥ずかしくてできない…現在のその任にある者が自らの責任において現在のような立場から脱却する以外にまず方法はない。だから、この山口最高裁判所長官が非常に思い切ったことを言われたのは、言っていただいたということで、本当に有り難い気持ちでございます。…誰かが、今の情勢の流れを変える者が出てくるはずであるということを私は信じたいと思います。」（2015年9月8日参議院平安特委会議録17号12頁）

同日、伊藤真弁護士も参考人として発言する機会を得た（甲A49）。そこでは、現在の国会は一人一票が実現しておらず違憲状態にあり、新安保法制法を制定するだけの民主的正統性がないこと、だからこそもっと国民・市民の声を聞いて十分な審議をするべきであることを主張した。そして、新安保法制法のデメリット、抑止力の反作用、立法事実の有無、自衛隊員と国民のリスク、後方支援が他国の武力行使と一体化しない根拠、海外で自己保存以外の武力行使が許される根拠、他国軍の武器防衛が許される法的な根拠、自衛官が海外で民間人を殺傷した際の処理など、不明な点が山積みであり、多くの国民の疑問を残したままであることを

指摘した。審議を尽くしてこうした国民の疑問に答えることが、国務大臣、国会議員の職務上の義務に他ならない。

新安保法制法の制定は、国民からすれば、自らを危険にさらし、自ら殺人の加害者の側になる覚悟が問われる問題であり、憲法制定権を持つ国民が憲法改正の手続で選択する機会を国民から奪ってはならないと指摘している。憲法改正・決定権の侵害ということである。

伊藤真（弁護士）

「国民の理解が得られないまま採決を強行して法律を成立させることはあってはならない…。

国会における法律制定という国家権力の行使を正当化するためには、どうしても二つのことが必要あります。一つは、正当に選挙された代表者であること、もう一つ、十分な審議によって問題点を明確にしたこと、残念ながら共に満たされていないと考えます。現在の国会は、衆議院については2011年、2013年、参議院については2012年、2014年と、それぞれ二度も、毎年最高裁判所によって違憲状態と指摘された選挙によって選ばれた議員によって構成されております。…国民の生活の根幹に関わるような法律を制定しようというですから、憲法判断において最高裁を尊重するというのであれば、まずは、最高裁が指摘するように、議員定数、これを憲法の投票価値の平等の要請に合わせて正す、民主主義が機能するようにしてからこうした議論をするのが筋ではないかと考えます。

…代表民主制としての正統性を欠く国会である場合、主権者国民の声を直接聞くことが不可欠と考えます。連日の国会前の抗議行動、全国の反対集会、デモなどを始め、各種の世論調査の結果で、国民がこの法制に反対であることは周知の事実となっております。国民の声は決して雑音ではありません。自分たちの生活が根底から覆されるのではないかと危機感を抱いている生活者であり、また主権者であり、憲法制定権者の声であります。

…違憲状態という異常な国会であるからこそ、国民の直接の声に謙虚に耳を傾けなければならない、そうでなければ民主主義国家とは到底言えないでしょう。

…少数意見、反対意見を十分に聞き、審議を尽くしたと言える審議、討論の過程こそが多数決の結果の正統性を担保するものであり……国民は、国会で十分に議論がなされたからこそ、そこでの結論が自分の考えと違っていたとしても、一旦は納得し、従います。この国民の納得感こそが民主主義を支える重要な要素であります。国民の納得と支持に支えられて自衛隊は活動します。国民の納得と支持が不十分なままで他国民の殺傷行為を国の名で行う、若しくは自衛官個人の判断で行うということになると、それは国民にとっても、また現場の自衛官にとって

も、悲劇としか言いようがありません。

…政府の側からはこの法案についてのメリットの説明しかないようと思われます。デメリットをどのように克服するかの議論が全くなされていないと感じるからこそ、国民は不安になり、反対するのではないかでしょうか。…こうして戦争に巻き込まれるというデメリットを超えるメリットがあるということを何ら説明されていません。…抑止力を高めることが国民の命と幸せな暮らしを守ると言います。しかし、軍事的抑止力を高めることでより緊張が高まり、危険になる可能性もあるはずなのですが、その説明はありません。…立法事実が本当にあるのか、自衛隊員と国民のリスクはどうなるのか、後方支援がなぜ他国の武力行使と一体化しないのか、海外で自己保存以外の武力行使が許される根拠はどこにあるか、他国軍の武器防衛が許される法的な根拠は、自衛官が海外で民間人を誤射してしまった際の処理など、ほかにも不明な点が山積みであります。多くの国民の疑問を残したまま強引に採決を強行してはなりません。

…憲法は、政府の裁量で武力行使、つまり戦争を始めることを許してはいないのです。そこで、憲法の外にある国家固有の自衛権という概念によって、自国が武力攻撃を受けたときに限りの個別の自衛権だけを認めることにしてきました。

これは自衛という名目の海外での武力行使そのものであり、交戦権の行使にはなりません。憲法9条1項に違反し、交戦権を否定している2項に違反します。たとえ自衛の名目であっても、その武力行使によって深刻な被害を受け、また加害者となるのは国民自身なのであります。ですから、国民自らの意思で、こうした海外での他国民の殺傷や施設の破壊をする権限を政府に与えるかどうか、これを自ら決定しなければなりません。それが憲法制定権が国民にあるということであり、主権が国民に存するということの意味であります。國民からすれば、自らを危険にさらす覚悟があるのか、自ら殺人の加害者の側になる覚悟があるのか、これを自ら決定する究極の自己決定権の行使であります。それが、憲法制定権を持つ國民が憲法改正の手続を取り集団的自衛権を行使できる國になると選択することにはなりません。本法案は、その國民の選択の機會をまさに國民から奪うものであり、國民主権に反し、許されないと考えます。…時代が変わったのだから自衛の措置として限定的な集団的自衛権までは認められるようになったのだと解釈することは、時代の変化による必要性が生じたから、これまで認めてこなかった武力行使を必要性だけで認めてしまうということを意味します。法的安定性が根底から覆されるものであります。

…砂川事件最高裁判決は、集団的自衛権行使容認の憲法上の根拠にはなり得ません。…全く当事者が争点にもせず、専門家によって議論もされていない点について判例としての意味を持たせてしまうと、部外者による怒意的な解釈を認めることになり、裁判所の法原理機関としての正統性を失わせ、裁判所の権威をも失

墜させてしまうでしょう。…それでも合憲の根拠というのであるならば、一、争点になっていなくても規範としての意味がある、又は、二、当時争点となっていた、このいずれかを論証しなければなりません。しかし、どちらの論証も政府側からなされていません。

…良識の府である参議院の存在意義は、衆議院に対する抑止であり、数の力の暴走に歯止めを掛けることにあります。参議院の存在意義を今こそ示すことが必要と考えます。国民は、ここでの議論、そしてこの法案に賛成する議員のことをしっかりと記憶します。…昨年7月1日閣議決定以来、国民は、立憲主義、平和主義、民主主義、国民主権の意味をより深く理解し、主体的に行動するようになりました。…国民は、これからも理不尽にあらがい続けるでしょう。戦争は嫌だという心からの本能の叫びから、また、今を生きる者として次の世代への責任があるから、あらがい続けることでしょう。それが一人一人の国民の主権者としての責任だと自覚しているからであります。」（2015年9月8日参議院平安特委会議録第17号8、9頁）

（4）公聴会と市民の声

ア 中央公聴会までの市民運動

安保法制法案を審議する参院安保法制特別委員会は、前記の野党の要求を受け入れざるを得なくなり、16日に地方公聴会を横浜市で開催することを決定した。同日中に国会に戻り、そのまま委員会裁決まで突破する強硬論もくすぶっていたが、「16日の採決は事实上難しくなった」（自民党関係者）という。

自民、公明の与党執行部は、中央公聴会開催の強行議決（8日）に続き、“16日の委員会採決・参院本会議緊急上程→成立”という強行日程で「合意」していた（9日）。自民党総裁選で無投票当選を告示日の8日に決めた安倍晋三首相が参院側への圧力を強めた。

一方、国会前では11日にも若者はじめ1万の市民が戦争法案廃案の声をあげた。野党は同日、民主党、日本共産党などで7党首会談を開き、法案阻止のためあらゆる手段を尽くして頑張りぬくことを確認した。

政府・与党が描いた16日決着という強行日程は、こうした野党共闘と国民の厳しい抵抗で押し返されたのである。

15日の中央公聴会には、参院としては史上最大の95人の応募があった。すべて「反対」の立場。全国の大学、地域、地方の山村でも、反対の動きはぐんぐん広がった。

「戦争法案の廃案を求める声を大きく可視化し、関西から政権に圧

力をかけよう」と9月13日、関西の青年11グループによるデモが行われ、2万人が大阪・御堂筋をパレードした。

9月13日には、広島市の中央公園で「ストップ！戦争法ヒロシマ集会」（実行委員会主催）も開かれ、約7,000人が「NO WAR NO ABE」の人文字をつくった。

緊迫する週初めの9月14日夜、「強行採決絶対反対」「廃案」を訴える4万5,000人（主催者発表）の人波で国会正門前の車道と歩道が埋め尽くされた。廃案を迫る大行動は午後1時からの座り込みから、夜の若者による集会まで連日続いた。午後6時半からの「総がかり行動実行委員会」による大集会では、民主党の岡田克也代表、日本共産党の志位和夫委員長ら野党各党の代表らがスピーチして手を取り合った。ノーベル賞作家の大江健三郎さんらがマイクを握った。

新安保法制法案に反対し、廃案を求める声が国会の内でも外でもますます広がる中で、安倍政権と自民・公明の与党は、採決を強行する動きを強めた。8日の参考人質疑、15日の中央公聴会、16日の地方公聴会をうけ、その後にも締めくくり総括質疑と採決を強行しようとした。公聴会は、国民の声を聞き、審議を充実させるために開くものである。公聴会さえ開けば採決してもいいなどという考えは、国会のルールを破壊し、国民の声を踏みにじるものにほかならない。

参議院安保法制特別委員会は15日、識者ら6人を招き、中央公聴会を開いた。過去10年間で最多となる95人の応募者から選ばれた元最高裁判所判事浜田邦夫氏、学生団体・SEALDsの奥田愛基（あき）氏ら4氏が、法案の採決に強く反対を表明した。

イ 中央公聴会4氏の発言

(ア) 合憲性チェックしたか疑う／元最高裁判所判事 浜田邦夫氏（原告準備書面（4）[61頁]、甲A53、同C5-25）

今法案は、憲法9条の範囲内ではないというのが、私の意見です。わが国の最高裁は、憲法や成立した法律について違憲であると判断した事例が非常に少ない。ではなぜ日本では裁判所に、憲法判断が持ち込まれないかというと、(今はなき) 内閣法制局が60年以上にわたり、非常に綿密に政府が提案する案の合憲性を審査してきたからです。今回の法制は、この伝統ある内閣法制局の合憲性のチェックがほとんどなされてないと疑っています。これは将来、司法判断にいろいろな法案が任されるような事態にもなるのではないか。

（合憲性の根拠として）政府側は砂川判決と昭和47年（1972

年）政府見解をあげますが、判決や法文そのものの意図とはかけ離れたことを主張する。これは悪しき例であり、とても法律専門家の検証に耐えられない。47年見解も作成経過、当時の国会答弁を考えると、政府側が強引に「外国の武力行使」の対象を「我が国」に限っていたのを、「日本に対するものに限られない」と読み替えをするのは暴論です。法案は最高裁で違憲ではない、（との結論が出る）というような賛成派の楽観論には根拠がありません。

私がここに出た理由としては、日本の民主社会の基盤が崩れていくという大変な危機感があったからです。言論・報道・学問の自由、大学人がこれだけ立ち上がって反対しているということは、（安倍政権と今法案は）日本の知的活動についての重大な脅威であることの象徴です。

（イ）憲法の門、蹴破るようなもの／慶應義塾大学名誉教授 小林節氏

今度の法律案では、内閣の判断で自衛隊を海外に派兵できます。これが一番決定的な法状況の変化です。不戦の状態から戦争可能な状態に入る。戦争法案以外の何物でもありません。

この法案を正当だと言う方は「憲法論だけで論じるな」とおっしゃる。だけど、そういう人は憲法論をすっとばして安全保障論だけ、つまり「自衛のための必要最小限（の武力行使）」を超えて、必要なら何でもできる議論。これでは法治国家でも立憲国家でもなんでもない。

（ウ）私たち主権者、世代超え反対／S E A L D s 奥田愛基氏

つい先日も国会前では、10万人を超える人が集まりました。この行動は国会前だけではありません。私たちが調査した結果、日本全国2,000カ所以上、数千回を超え、累計130万人以上が路上に出て声をあげています。

強調したいのは、政治的無関心と言われていた若い世代が動き始めているということです。私たちはこの国の民主主義のあり方、未来について、主体的に一人ひとり考え、立ち上がっています。

「政治のことは、選挙で選ばれた政治家にまかせておけばいい」。この国にはそのような空気があったと感じています。それに対し、私たちこそが主権者であり、政治について考え、声をあげることは当たり前のだと考えています。その当たり前のことを当たり前にするために、これまででも声をあげてきました。いまやデモは珍しいものではありません。路上に出た人々がこの社会の空気を変えたのです。

いまの反対のうねりは、世代を超えたものです。70年間のこの国の平和主義の歩みを、先の大戦で犠牲になった方々の思いを引き継ぎ、

守りたい、その思いが私たちをつなげています。私は今日、そのなかの一人として、国会に来ています。

この法案の審議のはじめから過半数近い人々が反対していました。そして月を追うごとに反対世論は拡大しています。

結局、説明をした結果、しかも国会の審議としては異例の9月末までのがした結果、国民の理解を得られなかつたのですから、もうこの議論の結論は出ています。今国会での可決は無理です。廃案にするしかありません。

ウ 地方公聴会

政府・与党が新安保法制法案の締めくくり総括質疑をおこなうことを提案し、強行採決を狙う中、参議院安保法制特別委員会の地方公聴会が9月16日、横浜市で開かれ、4氏が意見陳述した。野党推薦の公述人からは「参院の良識を放棄したと判断されないために、しっかりとした審議をつくすべきだ」など強行採決反対の意見が相次いだ。

広渡清吾・日本学術会議前会長は、「公聴会は、これからもっと法案の審議を充実させようというためにやるのがコンセンサスだ。公聴会終了後、ただちに強行採決するなら、まさに参院の良識が問われる」と指摘。

「法案強行は民意を無視し、民主主義、国民主権にそむくものだ」と強調した。

水上貴央弁護士は、「公聴会が採決のための単なるセレモニーにすぎないならば、私はあえて申し上げる意見を持ち合わせていない」と述べ、鴻池祥肇委員長が職権で締めくくり総括質疑の開催を決めたことに強く抗議。「公聴会を開いたかいがあったというだけの十分かつ、慎重な審議をお願いしたい」と述べた。

(5) 採決強行前夜

国会は16日夜、参院安保法制特別委員会の鴻池祥肇委員長と自民・公明両党が安保法制案の締めくくり総括質疑を設定したが、野党が猛反発するなか委員会開会のめどが立たず深夜にもつれ込んだ。国民の声を聞く地方公聴会を開いたその日に、採決を前提にした締めくくり質疑を行おうとする暴挙である。

委員会に先立つ理事会の開催前から野党議員が理事会周辺に押し寄せて猛抗議をした。たびたび休憩となり、委員会が開けず、断続的に協議が続いた。今週中に安保法制案の成立を狙う与党側と、国民の声に応え断固阻止で結束する野党側の攻防は緊迫の度合いを増し、16日深夜から17日にかけ、特別委員会での強行採決を許すのか、予断を許さない

状況が続いた（甲C5-26、同C5-27、同C8-90）。

委員会に先立って野党側は、今後の国会対応をめぐって党首会談や書記局長・幹事長会談、参院国対委員長会談を断続的に開催。同日夕に開かれた民主、維新、共産、社民、生活、元気、参院会派「無所属クラブ」の7党・会派の党首会談では、①採決を前提とした締めくくり総括質疑を委員長職権で設定したことに断固抗議し、開会に反対の立場で結束してたたかうこと、②委員会採決を強行した場合は内閣不信任や問責決議案などあらゆる手段を駆使して、結束して頑張りぬくことの2点を確認した。

16日、国会周辺に駆けつけた3万5,000を超える人（主催者発表）が「強行採決絶対反対」「安倍政権はただちに退陣」と議事堂にむけて怒りのコールを響かせた。雨のなか、押し寄せる人波が絶えず、歩道に加え車道の一部が人で埋まった。「総がかり行動実行委員会」やSEALDsによる大行動である。

SEALDsが16日、東京都千代田区の日本外国特派員協会で記者会見した。奥田愛基氏は「集団的自衛権行使容認も後方支援も、海外での武力使用であり、明確に違憲です。」と戦争法案を批判し、「僕らの国会前抗議行動は、始まった6月当初は数百人の参加でした。しかし今では10万人規模です。」と述べた。その場で高校生も次のように発言している。

○私は声を上げ続けます／T-n-s Sowl・高校2年生　あいねさん

安倍首相は安保関連法案を、国民の平和と安全を守る法案だといいます。しかし世論調査では、国民の8割は“説明不足”、過半数が反対意見を示しています。

こんな中で憲法違反と言われている法案を強行採決する。これは私が中学校で習った、憲法9条、立憲主義、民主主義などの理念、多くのことに反しています。

これで国民の命と安全など、本当に守れるのでしょうか。

自衛隊の命を奪わないためにも、日本は武力による平和づくりではなく、平和外交による平和構築をするべきだと私は思います。

日本は第2次世界大戦での過ちを認め、謝罪し、世界各国と信頼関係をつくる、平和外交による平和構築をするべきだと思います。それこそ私の望む日本の本当の姿です。

私たちはまだ十数年しか生きていません。あと70年近く、日本で生きたいんです。今もそうですが、未来のことを考えると、この法案は恐怖でしかありません。私たちは国民の意思を無視する首相に、この国の未来など任せられません。

日本が本当の民主主義国家ならば、私たちの声が反映されるはずです。高校生で

あろうが、大学生であろうが、おとなだろうが、私が日本国民である以上、おかしいことにはおかしいと、声を上げ続けます。

(6) 世論調査

新安保法制法案の採決をめぐり情勢が緊迫するなか、各社世論調査で、新安保法制法の「今国会での成立に反対」が54%で、前回8月調査より、「賛成」はマイナス1ポイント、「反対」は3ポイント増えた。同法案の国会での審議が「尽くされていない」が75%、今国会での成立について「必要はない」が68%だった。

テレビ朝日の調査（12、13両日）でも、安倍内閣が同法案について「国民に十分説明していると思わない」人が80%に上った。「思う」との回答は11%だった。

産経新聞社とFNNの合同調査（12、13両日）でも、今の国会での成立に59.9%が「反対」と答え、前回8月調査から3.5ポイントアップ。「賛成」は32.4%で1.9ポイント減った。

NHKは11日～13日に調査し、今の国会で成立させるという政府・与党の方針に「反対」が45%、「賛成」が19%だった。国会の審議も「尽くされていない」が58%だった。

TBS世論調査（5、6両日）では、83%が政府の説明は「不十分」と回答している。

これらの調査からも明らかのように、国民に対する十分な説明はなされておらず、国会において十分な審議が重ねられたとはとてもいえないような状況であった。国會議員としては、その職務上、十分な審議を尽くして新安保法制法案に対する国民からの様々な疑義を払拭すべき法的義務があったにもかかわらず、それを怠ったのである。

(7) いよいよ採決強行

新安保法制法案が9月17日の参院安保法制特別委員会で大混乱のなか強行採決された（甲A54、C5-29、同C5-30）。政府・与党は同日夜、参院本会議に法案を緊急上程した。民主、維新、生活、日本共産党、社民の各党は中川雅治参院議院運営委員長の解任決議案、中谷元・防衛相の問責決議案を提出するなど、成立阻止へ徹底抗戦をした。

参議院安保法制特別委員会は、同法案に関する国民の意見を聞いた地方公聴会直後に、鴻池祥肇委員長が法案採決を前提とした締めくくり総括質疑を開催しようとしたために、16日夕刻から17日未明まで混乱していた。17日午前には、鴻池委員長が一方的に締めくくり総括質疑の開催、

質疑終局まで職権で決めたため、民主党が鴻池委員長に対する不信任動議を提出する。ところが、与党は不信任動議の否決後、締めくくり総括質疑すら行うことなく、審議打ち切りを強行した。「国民の声を聞け」、「反対、反対」との抗議の声が飛び交うなか、与党議員が暴力的な強行採決に踏み切った。衆参両院の審議で、新安保法制法案の違憲性、危険性が浮き彫りになり、答弁不能に追い詰められた政府・与党による国政史上最悪の暴挙である。

5 野党は直ちに山崎正昭参院議長に申入れを行い、委員会への差し戻しを求めた。また、中川参院議運委員長が職権で参院本会議の開会を決めたため、野党は、中川議運委員長の解任決議案を提出する。つづいて、中谷防衛相の問責決議案も参院本会議に提出した。野党は国対委員長会談を開き、18日に安倍内閣不信任決議案を提出することも確認し、法案阻止に全力をあげる構えを強めた。

17日も、国会前は、朝から強い雨のなかでも人で埋まった。夕方になってから国会を包囲する人波はふくらみ続け、国会正門前にむかう人との交差点もごったがえした。「強行採決もどきは無効」、「戦争法案廃案あるのみ」、「安倍政権をみんなの力で倒そう」と力強くコールを続けた。行動を呼びかけたのは「総がかり行動実行委員会」とSEALDsである。

参議院本会議に緊急上程された新安保法制法案をめぐる与野党の攻防は9月18日も激しく繰り広げられ、法案の行方は19日未明までもつれ込んだ。民主、維新、日本共産党、生活、社民の野党5党は、安倍内閣不信任決議案を衆院に共同提出するなど戦争法案の阻止のために結束して対決した。国会周辺は、新安保法制法案に反対する数万人の市民が取り囲み、「戦争法案を絶対通さない」「安倍内閣はいますぐ退陣」と抗議の声をあげ続けた。

野党5党は18日午前、国会内で党首会談を開き、安倍内閣に対する不信任決議案を提出し、今後も憲法の平和主義、立憲主義、民主主義を守るために各党が協力していくことを確認した。

一方、参院本会議では、中川雅治議院運営委員長の解任決議案、中谷元・防衛相の問責決議案につづいて、山崎正昭議長の不信任決議案、安倍晋三首相の問責決議案を野党が連続して提出した（甲A57）。

政府・与党は、衆議院本会議での内閣不信任決議案の否決を受けて、参議院本会議を再開し、新安保法制法案の強行採決に踏み切る構えを示す。

国会の中で奮闘する野党と心をあわせて、新安保法制法を絶対に許さないと、18日も朝から夜まで「安倍内閣はいますぐ退陣」のコールが国会を包んだ。夜がふけるにつれて人波が増え続け、「総がかり行動実行委

員会」が主催する国会前集会には午後7時半で4万人を超える人が参加したと報告された。

国会正門前集会を引き継いだＳＥＡＬＤｓの奥田愛基氏は「憲法違反でめちゃくちゃな法案は廃案しかない。どんなことがあっても民主主義は終わらない。」とスピーチした。

参議院安保法制特別委員会の決議に対し、決議不存在無効の声明が弁護士らの関係者から出ている。いかに異常な審議だったか以下の事実からよく分かる。

「審議打切りと同時に委員長席の周りを与党議員が取り囲んで野党議員を排除し、異常な混乱と怒号の中で、採決がなされ、議員に取り囲まれた鴻池委員長の議題設定等の声は全く聴き取れない状態で、佐藤正久委員が両手を上げ下げするのに合わせて与党議員が起立と着席を繰り返す異様な光景は、テレビ中継されて多くの国民の目に焼き付いている。

その時の同委員会会議録速記の記載は、次のようになっている（甲A54）。

「○理事（佐藤正久君）他にご意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員長鴻池祥肇君不信任の動議に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○理事（佐藤正久君）起立少数と認めます。よって、本動議は賛成少数により否決されました。

鴻池委員長の復席を願います。

速記を止めてください。

〔速記中止〕

〔理事佐藤正久君退席、委員長着席〕

○委員長（鴻池祥肇君）……（発言する者多く、議場騒然、聽取不能）

〔委員長退席〕

午後4時36分」

ここで速記は終わっている。

そして同会議録には、委員長の職権で付記がなされ、「速記を再開し」、平和安全法制整備法案と国際平和支援法案について、「右両案の質疑を終局した後、いずれも可決すべきものと決定した。なお、両案について

附帯決議を行った。」とされた。

また、委員会に実施の報告がなされなかつた横浜での地方公聴会は、委員会の審議に組み入れられる余地はなく、同議事録には、「参照」として「横浜地方公聴会速記録〔本号（その二）〕に掲載」と記載された。つまり、横浜での地方公聴会は、実質的に委員会の審議に反映されることがなかつたのはもちろん、形式的にも委員会の審議の中に位置付けられなかつたのである。

(8) 本会議による「成立」

ついに憲法を踏みにじり、日本を「戦争する国」につくりかえる新安保法制法案が9月19日未明、参議院本会議で強行採決され、自民、公明などの賛成で可決・成立した（甲A57）。民主、維新、共産、生活、社民の各党は内閣不信任決議案を提出するなど結束して政府・与党の暴挙を糾弾し、法案に反対した。

国会を包囲した市民の抗議の声が響きわたる中、強行採決された安保法。政府・与党は11本の法律を2本にまとめ、一国会で一括審議させる暴挙にでた。その衆参での審議も、これまで述べてきたように、法律そのものの違憲性、危険性が浮き彫りになり、政府答弁も二転三転するなどずさんなものであった。しかも、国民の7割が反対を表明しているにもかかわらず、与党は暴力的なやり方で委員会、本会議での採決を強行するなど、平和主義、立憲主義、民主主義を破壊する暴走を重ねた。

国会周辺には多くの市民が駆けつけ、18日朝から19日未明にかけても、絶えることなく抗議の声をあげ続けた。

新安保法制法案をめぐる攻防は、19日未明まで続いた。国会正門前は、あらゆる世代の参加者で埋め尽くされていた。連日、抗議を続けたSEA L D sをはじめ、若者たちは、安倍晋三政権による採決強行の後も、「この怒りは忘れない」との思いであふれていた。

新安保法制法の成立強行の翌日9月20日、「学者の会」は171人が会見を開き、抗議声明を発表した。会の名称を「安全保障関連法に反対する学者の会」に改め、新たにたたかいに踏み出すと宣言した。発起人の広渡清吾・日本学術会前会長は「反対運動を豊かに発展させて国民多数の意思を国会の多数にし、そこに立つ政権を誕生させ、安保法を廃止し閣議決定を撤回させる。歴史上初めての市民革命的『大改革』を市民とともに成し遂げよう」と訴えた。

「安保関連法に反対するママの会」も25日、国会内で記者会見し、安保法廃止にむけた取り組み、再出発の決意を語った。「希望」の花言葉を

持つガーベラを手に全国のママたちが集合。同会発起人の西郷南海子さんは「採決はまったく認められない。すでに『戦前』とも言えるような日々の暮らしの中から、反対の声を上げ続ける。私たちは選挙を待っているだけではない」と話した。

最後に、東京新聞 2015年9月18日の特別編の記事を紹介する。

＜特別編＞「若者」なぜ立ち上がる 作家・高橋源一郎氏
個人の声こそ民主主義

今回、「SEALDs（自由と民主主義のための学生緊急行動、シールズ）」の若者をはじめ一般の市民が声を上げたのを見て、これは60年安保、70年安保に続く「第三次安保闘争」だと思いました。「おかしい」と思ったとき、普通の人が抗議に行く。脱原発デモによって国会前で抗議するスタイルができた、国会前が公共の場、政治の場になった。これは3・11後にできた新たな政治習慣です。

国会に呼ばれた憲法学者が、安保関連法案を「違憲だ」と断言し、多くの人がおかしさに気付きました。そもそも政党が百も二百も公約を掲げて当選しても、公約すべて承認されたと思うのは大間違いです。

議会制民主主義で有権者は政治家に権限を委譲する。しかし「全て」を委ねたわけではありません。だから人々が「公（おおやけ）」に参加することで補完しなきやいけない。デモをやり、集会をやり、発言する。そうやって不斷に隙間を埋める必要があります。

「シールズ」の学生との対談本を出しました。いつの間にか、「政治的なことを発言するのは特殊」という社会になってしまった。それが今回、まとうな「公」の感覚で、若者が声を上げたのはとても大切なことです。それは古代ギリシャ民主制の「すべての市民は公の責務を負う」考え方を通じています。

たとえば「シールズ」の奥田愛基（あき）君は、東日本大震災のボランティア経験が今の活動につながったと思います。共同体の一員として、困っている人がいれば助けるのも公の感覚です。教え子でもある奥田君に「個人の言葉で語った方がいい」と助言したことがあります。組織で運動すると、やがて組織の維持と拡大が目的になっていきます。第一次、第二次安保闘争は組織が中心。一方、ベ平連は普通の人が行ける場を目指しました。その考えは今重要です。

ブランショは著書『明かしえぬ共同体』で、公的な共同体の理想の形は、組織ではなく、一時的な共同体だと言っています。市民が自発的に突然集まり、集会をし、目的が達成されれば解散する。突然、公的な声が可視化され、そして消える。国会前に30万人が集まり、三々五々消えていくのも同じだなど。

現政権には特定秘密保護法から憲法改正に至るストーリーがあります。だから安

保関連法が成立しても終わりではありません。憲法違反の法なのだから違憲訴訟も起きるでしょう。やることはいっぱいある。「おかしい」と思ったら肃々と声を上げていく。それこそが民主主義です。

<特別編>憲法 踏み外していないか 憲法学者・長谷部恭男氏

審議するほど違憲明確

安全保障関連法制について「従来の憲法解釈の基本的論理は維持されている」という政府の主張には問題点がある。

政府が根拠にしている1972年の政府見解は、個別的自衛権の行使が認められることを根拠づける考え方だが、実はその全部をカバーしていない。例えば尖閣諸島をどこかの国が占拠したとして、日本の国の存立が脅かされ、国民の生命、幸福追求の権利が根底から覆されるのか。個別的自衛権行使についてさえ相当引いてい根拠を持ち出して、なぜ集団的自衛権行使を正当化できるのか。何の理屈にもなってない。

同じく政府が根拠としている1959年の砂川事件判決は、米軍の駐留が憲法9条2項に反するか反しないかが争われた事件の判決。集団的自衛権を行使できるかどうかなんて、およそ争点になっていないので根拠になるはずがない。

「日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増している」というのも、具体的な説明がない。国際的なシンクタンク「経済平和研究所」による2015年の平和と安全ランキング（Global Peace Index）では、日本は4年連続で第8位。本当に環境が厳しくなっているなら、限られた防衛資源を世界中にばらまいて、米軍をお手伝いするのは愚の骨頂だ。

武力行使は限定されるというが、地球の反対側まで行って中東のホルムズ海峡で武力行使できるというのは、どう考えても限定されていない。結局、政府がよく使う言い回しだが「最後は政府が総合的に判断する」というだけだ。

他国軍支援についても、弾薬の提供や発進準備中の航空機への給油は、明らかに憲法上禁じられてきた他国との武力行使の一体化に当たる。政府も説明できていない。安保法制は審議が進むほど、憲法に違反することが明確になっていった。

政府・自民党は、安保法制を違憲とする多くの憲法学者の意見に対し「字面にこだわっている」などと言ってきた。「あの人たちの言うことを聞かないでください」と言っているだけ。反論できないということを態度で示している。

安倍政権は、内閣法制局長官の人事にまで手を突っ込み、集団的自衛権の行使はできないと何度も何度も繰り返し確認してきた政府の憲法解釈を、時の政権が変えられることにしてしまった。これは大変な問題だ。「立憲主義」の最低限の意味は、憲法によって政治権力を縛ること。その意味を政府自体が変えられるというのは、立憲主義に対する正面からの挑戦としか言いようがない。

9条を正々堂々と変えるという話なら、こんな大騒ぎになっていないが、9条を変えてまで今回のような法律を導入する合理性も必要性もないと思う。

安倍晋三首相は、徴兵制は憲法18条が禁じた「意に反する苦役」に当たるからあり得ないと言うが、だれも信用しない。あれだけ繰り返し確認されてきた9条の解釈を、時の政権の判断で変えられる先例を開いてしまったから。徴兵制が18条に反することは、それほど繰り返し確認されていない。

これからどう戦っていくか。最後は政権を変えるしかないと思う。今回の安保法制を廃止する法案を提出して成立させるだけでは駄目で、集団的自衛権行使を容認した閣議決定を「間違っていた」と、元に戻してもらわないといけない。

国会前などの抗議行動に出かけているが、何の組織・団体に動員されたわけでもなく、何万人もの人たちが自発的に集まっている。まだまだあきらめたものではないと思う。集会だけではなくて、次は選挙にも行って、おかしな政権を倒さないといけない。

<特別編>歴史 繰り返すのか 歴史家・保阪正康氏

日本「準戦時体制」へ移行

安全保障関連法制の成立が意味するのは、憲法の非軍事主義を軸にした日本の戦後民主主義が崩れつつあり、「準戦時体制」へと移行することだ。

戦争が起きるまでには過程がある。十段階の真ん中くらいに国交断絶があつて、最後が武力衝突だ。それは外交で回避できるというのが、戦後の日本が選んできた道だった。

それなのに、この法制を進めようとする人は、脅威を強調して、明日にも戦争が起ころうやうやくことを言う。論理が逆立ちしている。多くの国民が反対するのは、そのおかしさを感じているからだ。

僕は国会審議を見ていて、たった一つの結論に落ち着いた。司法、立法、行政の三権が独立して、民主主義の体制は維持されるのだが、行政つまり内閣が、他の二つを従属させようとしているんだね。それはファシズム（独裁）だ。

安倍晋三首相は、審議を国会にお願いしている立場で、野党議員に「早く質問しろよ」とやじを飛ばした。元最高裁長官が、1959年の砂川事件判決は集団的自衛権行使の根拠にならないと言つても、聞かない。これは立法、司法の積み重ねの軽視だ。何より憲法を解釈で変えて、平然としているのが一番怖い。

答弁に立つ安倍さんが軍服を着ているように見える。1938年、日中戦争の体制強化のため、政府に人的・物的資源の統制を認めた国家総動員法案が衆院委員会で審議された。このとき答弁に立った陸軍の幕僚は、議員の抗議を「黙れ！」と一喝した。

この単純さ、明快さは安倍さんと共に通している。自分の信念はあっても、歴史認

識が著しく欠けているから、集団的自衛権行使を火事の例え話で説明したりできる。

僕は延べ4,000人の軍人などに取材をしてきた。特攻隊の7割は学徒兵や少年飛行兵。エリートではない庶民だった。かつての軍事主導体制は人間を序列化し、死の順番を決めた。

戦争の怖さは、今までとは違う価値観の社会空間が生まれることだ。国家総動員法のような法律が必要とされ、メディアも統制される。文科系学部で学ぶヒューマニズムやシェークスピアなんて、役に立たない。軍に都合が良い人間が優先され、日常生活が崩されていく。

だから歴史に学び、感性を養わないといけない。「戦争反対」と言うけれど、みんな何に反対しているの。この国に再び、かつてのような戦争の倫理観をつくらせちゃいかん、というのが僕の信念だ。

今、若者のデモで「民主主義が終わったのなら、また始めればいい」と言っているという。彼らは直感的に鋭いことを言っている。僕も全面的に賛成だ。

確かに、70年続いた戦後民主主義は、崩れようとしているのかもしれない。でもいつかは変えなくてはいけない。米国型でも、戦後でもない、新しい日本のデモクラシーをつくればいい。その根幹は、決して国家に隸属せず、対等な関係にあるシビリアン（市民）の姿勢だ。この国の体制にシビリアンの声をもっと生かしてほしい。

戦後民主主義は強者の論理でもあった。競争社会はエネルギーを生むが、貧困などで敗者が増えると、社会不安を巻き起こす。もっと日本的な禁欲さや勤勉を受け継いだ、デモクラシーがあってもいい。

今回、安倍さんは国民に改憲の危険性を教え、改憲を遅めたと思う。民主主義がどれだけ日本人に根付いたのかが試されている。いうなれば、準戦時体制に移行しようとする動きと、それを骨抜きにしようと新しいデモクラシーをつくるせめぎあいだ。僕は後者に勝ってほしいと痛切に願っている。

7 その後

国会において、安倍首相は、国民の強い広範な反対運動・意見を意識して、「今後も粘り強く丁寧に説明する」と言っていたが、実際は、国会において丁寧な説明は一切したことがなかった。それのみならず、その後、臨時国会を野党が要求したにもかかわらず、これを開かず、2016年の通常国会においては、野党から新安保法制法廃止法案が提出されても、これを全く審議しようとしなかった。そして、2016年の7月10日の参議院選挙で安倍政権は、憲法改正が争点にならないように選挙を戦い、結果として改憲勢力が3分の2を超えた。憲法審査会も再開し、自民党は憲法改正の動きを強めている。まさしく、今日の日本は、安倍政権の下、立憲

主義に反した独裁政治と批判せざるを得ないような状況に置かれてしまっている。

以上の通りであり、この新安保法制法はその内容が憲法9条に違反することはもちろんのこと、手続きにおいても立憲主義にも議会制民主主義にも違反した、違憲違法なものであった。

新安保法制法は憲法9条に違反することが明白といえ、昭和60年判決がいう「憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合」にあたるといえる。

また、これだけの国民・市民の反対の声が上がっていたにもかかわらず、国民が納得できるような十分な審議を尽くさずに採決を強行したことに加担した国務大臣及び国会議員は、公務員として遵守るべき行為規範ないし職務義務に違反したものである。これにより、原告らへの各権利又は法律上保護される利益に対する違法な加害行為が認められ、最高裁昭和60年判決、平成17年判決に照らしても立法作為の違法性の要件に明らかに該当するものである。

8 結語

何ごともそうであるが、そもそも安全保障政策には、様々な二面性がある。たとえば、その1つとして、国際関係論にいう「同盟政治における安全保障のディレンマ」があげられる。これは、ある国家と同盟を結んだ国家にとっての恐怖(リスク)には、同盟国に見捨てられる恐怖(abandonment)と同盟国の戦争に巻き込まれる恐怖(entrapment)の2つがあり、見捨てられるリスクを下げるために同盟国との関係を強化すれば、巻き込まれるリスクが増大し、巻き込まれるリスクを下げるために同盟国から独立した政策を採れば、見捨てられるリスクが増大するというディレンマに国家は直面するというものである。

たとえば、集団的自衛権の行使容認に関する議論において、これに否定的な者は、集団的自衛権行為を容認すれば、アメリカの戦争に巻き込まれる危険が増すと主張するのに対して、肯定的な者は、それを容認しなければ、アメリカに見捨てられる(日米同盟が危機に陥る)危険が増すと反論することになる。こうしたディレンマの中で、国家はどちらの方針を選択すべきかの決断が必要となるのである。

また、国家間の同盟関係にも二面性がつきまとう。中小国にとって大国との同盟は、それによって得る利益も大きいが、大国への従属という避けがたいリスクを伴うことになる。日本にとって、アメリカとの軍事同盟拡大

は、抑止力の強化につながり、日本にとってメリットがあるという評価に對して、それが日米同盟の歯止めのない軍事同盟拡大へとつながり、アメリカの戦争に日本が巻き込まれるリスクを高めるとの批判も当然生まれる。本書面では第4において、後者の危険性が高く、新安保法制法の制定は、国民・市民にとってさまざまな権利が侵害されるリスクすなわちデメリットの方が大きいと主張するが、この国の安全保障政策を大きく変更するのであれば、少なくともこうした双方の考えを国民に示しながら、冷静な議論を展開すべきである。

今回の新安保法制法の制定過程においても、現在の日本にとって、日米同盟を強固にすることのメリット、デメリットをしっかりと国民に提示しながら、本質的な議論をするべきであった。それがないままに、国民よりもアメリカ議会に先に結論を示し、その結論先にありきとして、国会での議論を深めることもなかった。「審議を尽くした」という、国民に対するアリバイづくりとして、単に審議時間数にだけ着目して、議論を打ち切ったが、実質的には1本の法律あたり10時間ほどのわずかな時間をかけただけだった。

安全保障にかかわる事項は、国民・市民の平和的生存権、生命・自由を含む人格権、財産権などあらゆる権利にかかわり、国民・市民にさまざまなリスクや負担を課すことになるものであるから、日本で生活する国民・市民にとって、この上なく重要なテーマである。ましてや、安全保障政策の当否の議論のみならず、これが憲法の枠の中で許される事柄なのかどうかに関しての議論は、憲法制定権者たる国民にとって、立憲主義を堅持する観点から、真剣で十分な議論と納得できる説明が求められていたはずである。

しかしながら、これまで見てきたように、内閣の説明、国会での議論は、とてもそのように国民・市民が深く理解し、納得できるものではなかった。安全保障に関する政策論のみならず、憲法論もまったく不十分なものであった。これでは国務大臣、国会議員として国民・市民に十分な説明責任を果たしたとは到底いえない。これは単に国会議員が全国民に対して負っている政治責任の問題として、裁判所が放置してよいものではけっしてない。公務員として国民・市民に負うべき行為規範ないしは職務義務に明白に違反しているといわざるをえない重大な違法行為なのである。

よって、その立法行為は、国家賠償法上、違法の評価を免れない。

新安保法制法案の不十分な国会審議と強行採決に至る経緯一覧

年月日	出来事
2014. 5. 11	安倍首相の私的諮問機関「安保法制懇」が集団的自衛権行使を認めるべきとする報告書を内閣に提出
2014. 7. 1	集団的自衛権行使容認の閣議決定
2015. 4. 29	安倍首相がワシントンで新安保法制成立を公約
2015. 5. 14	新安保法制法案の閣議決定
2015. 5. 15	新安保法制法案を国会に提出
2015. 5. 26	衆院本会議審議入り
2015. 6. 4	憲法学者3人により新安保法制法案は違憲であると言明される 審議入り1ヶ月で答弁不能などによる審議中断が54回
2015. 6 下旬	法案に反対する者が前回より11.1ポイント増え、58.7%に上昇
2015. 6. 12	戦争立法NO！京都アクション2300人参加
2015. 6. 13	「STOP安倍政権！大集会」1万6千人参加
2015. 6. 14	国会正門前で「全国総がかり大行動」2万5千人参加
2015. 7. 15～17	「強行採決反対 国会正門前行動」6万人参加
2015. 7. 16	衆院本会議で強行採決により可決、参院に送付
2015. 7. 24	「安倍政権NO！首相官邸包囲」7万人参加
	全国各地で安保法制法案に反対する大規模なデモが頻繁に発生
2015. 7. 27	参議院本会議審議入り 特別委員会での審議中断が114回に達する
2015. 8. 11	法案の8月成立を前提とした自衛隊内部資料が明らかになる
2015. 8. 26	日弁連から33万9244人分の安保法制法案反対の請願署名提出 「オール法曹、オール学者」300人記者会見
	全国87大学、253人の大学教員による「100大学有志の共同行動」
2015. 8. 30	「国会10万人・全国100万人大行動」12万人参加
2015. 9. 3	山口繁元最高裁長官が法案の違憲性と従来の政府解釈との論理的矛盾を指摘
2015. 9. 8	大森政輔元内閣法制局長官が集団的自衛権行使の容認が閣議決定でなし得る範囲を超えると発言
2015. 9 上旬	各社の世論調査で政府の説明が不十分とする者が8割を超える
2015. 9. 16	地方公聴会実施
2015. 9. 17	参院安保法制特別委員会で強行採決、参院本会議に緊急上程
2015. 9. 19	参議院本会議で強行採決により可決成立

第4 新安保法制法による重大な権利侵害

1 はじめに

平和的生存権は、憲法上保障される具体的権利である。その詳細は準備書面(2)において主張しているとおりである。その内容として少なくとも、憲法9条に違反する国の行為、すなわち戦争の遂行、武力の行使等や、戦争の準備行為によって、個人の生命、自由が侵害され又は侵害の危険にさらされ、あるいは、現実的な戦争等による被害や恐怖にさらされることはなく生きることができる権利、および憲法9条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強制されるようなく生きることができる権利を含むものである。すなわち、戦争の被害と加害の双方の危険から免れて生存する権利といえる。

内閣、国会の憲法9条に違反する行為は、とりもなおさずこの平和的生存権を侵害する。新安保法制法の制定は、前記の事態に至るおそれを現実化させるものであり、憲法9条に違反する法律の制定行為自体が、明白な平和的生存権の侵害となる。新安保法制法の制定行為により、原告らは、戦争、テロの被害者になる危険から生じる苦痛だけでなく、これまで海外で1人も殺してこなかった自衛隊が、国家の行為として海外で武力行使を行うことで、殺人の加害者にもさせられてしまう苦痛にもさいなまれている。

新安保法制法は、戦争やテロの危険を格段に高めることにより、原告ら国民・市民の生命・身体・財産に対する危険をも増大させたのであり、それ自身が原告らの人格権の明白な侵害である。

新安保法制法の制定行為によって、どれほど戦争やテロの危険が高まったかを明らかにすることは、憲法に違反する立法行為の権利侵害性すなわち違法性の明白性を明らかにすることになる。

国家賠償法上の違法性は、当該行為の違憲性・違法性の程度のみならず、侵害行為の明白性をも勘案して判断されるべきであるから、本書面をもって、侵害行為の明白性を論じることとする。

なお、人格権侵害による原告らの被害については、準備書面(1)に加えて、別途提出予定の準備書面をもって主張する。

2 平和的生存権・人格権に対する侵害の明白性

新安保法制法は、その規定内容や政府の答弁、元内閣法制局長官の意見からして、その立法内容が平和的生存権を違法に侵害するものであることが明白である。以下、詳述する。

(1) 集団的自衛権の行使による侵害

ア 集団的自衛権の行使は国民が殺し殺される事態を生じさせる

(ア) アメリカとの関係

政府が、主として集団的自衛権を行使する相手国と想定する米国は、先制攻撃戦略を公然と掲げ、ベトナム戦争ではトンキン湾事件を仕立て上げ、イラク戦争でも、結局は存在しなかったフセインの大量破壊兵器がアメリカと国際社会の安全にとって差し迫った脅威になっていると情報を操作し、このような虚偽の理由に基づいて、国際法違反の先制攻撃を繰り返してきた。

日本が集団的自衛権を行えば、それは結局、武力紛争の一方の側について、これまでアメリカが行ってきたような先制攻撃（いわゆる侵略戦争）に参戦することになり、そうなれば、自衛隊員も国民も、自国でないアメリカのため、大義のない、殺し殺される戦争に巻き込まれ、その結果、生命・身体・精神を侵害される具体的危険性があることは明白である。

米国が起こした戦争においては今まですべて先制攻撃が実行され、グレナダ侵略、リビア爆撃、パナマ侵略では国連において非難決議が出ている。これに対し、日本政府は戦後ただ一度も米国の戦争を国際法違反と批判したことはない。全て賛成・支持・理解であった。その意味では集団的自衛権行使によって米国に参加する戦争は憲法違反のみならず、国際法違反に該当する恐れも十分ある。

(イ) アジアとの関係

国会審議に安倍首相は2015年6月26日の特別委員会で朝鮮有事を念頭に「存立危機事態」を説明している。

集団的自衛権行使の可能性の最も高い北朝鮮にアメリカが先制攻撃に踏み切れば朝鮮半島への出撃基地になる沖縄をはじめとした在日米軍基地、米軍に対する後方支援を行う自衛隊の基地は直ちにミサイル反撃の目標になる蓋然性が十分ある。沖縄県名護市長の稻嶺進氏は「法案が成立すれば、我が国が戦争に巻き込まれるリスクが高まり、米軍基地が集中する沖縄が標的にされる可能性は大だ」と指摘し、70年前に捨て石にされた歴史から、「軍隊のいるところが戦場になる。沖縄は再び戦場になる」と懸念を示して法案の撤回を求めた。また同様に、各地の基地周辺地域、経済都市、原発周辺地域を含め、国民にも生命の危険を生じる。

集団的自衛権行使の可能性の高いもう一つの国として、中国がある。もっとも、現状においても、尖閣諸島の接続地域には軍事艦船

(フリゲート艦)が侵入し、また、南シナ海でも埋め立て施設建設が進められており、安倍政権が主張する「抑止力」なるものは、実際には何も役に立っておらず、ますます軍事力でなく平和的解決が必要であることが認識されている。もし米日对中国で軍事的衝突が起きれば、在日米軍基地や、米軍に対する後方支援を行う自衛隊の基地は、直ちにミサイル反撃の目標になり、沖縄はもちろんのこと、各地の基地周辺地域、経済都市、原発周辺地域も含め、国民の生命の危険を生じさせること明白である。ASEANと中国の間では2002年「南シナ海における関係国の共同宣言」(DOC)を採択しており、地域内の国々が自主的に紛争の平和的解決を目指して努力している。そのような中で、日本がASEAN地域の軍事支援をするなど、ことさらこの地域の緊張を高め、地域の平和をかく乱するようなことは、中国の日本に対する敵対心を一層あおり、地域に混乱をもたらすだけである。

(ウ) 新安保法制法の危険性

国会審議の2015年6月22日の参考人質疑で、宮崎礼體元内閣法制局長官は「自国防衛と称して、攻撃を受けてないのに、武力行使をするのは、違法とされている先制攻撃そのものだ」と述べ、また、同阪田氏は「敵となる相手国に我領土を攻撃する大義名分を与えるということでもある。国民を守るというよりは、進んで国民を危険にさらすという結果しかもたらさない」と述べている(甲C4-17)。

安保法制は、日本が攻撃されず、相手側の攻撃の意思も関係なく、日本の側から他国の紛争に軍事的に介入する道を開くものである。それは相手国から反撃されても構わない立場に自ずからを置くことを意味する。

以上のように、本件安保法制は、日本の先制攻撃を事実上許すものである。そして、かかる内容の法制は、国民に対して反撃されることも含め戦争参加の現実的な恐怖感を与え、また、自衛隊員に対して殺し殺される具体的危険を負わせるものである。

イ 新3要件は歯止めにならない

本件法制は、集団的自衛権行使の要件として、①我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適當

な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと、という新3要件を定める。この新3要件を満たした場合、日本はどこからも攻撃されていないのに、集団的自衛権を発動して、米国などの戦争に自衛隊が参戦し、海外で武力行使することになる。そのことにより日本が攻撃対象となる。

しかし、この発動要件である新3要件を満たしているかの判断は、国会審議の首相政府答弁をみると、総合的に判断せざるを得ないとか、その時になってみなければ分からぬとか、ときの政権の大幅な裁量に任されている。2015年7月30日の参議院平和安全法制特別委員会で安倍首相は「実際にどのような場合にどのような武力行使がどの程度許されるかは、実際に発生した事態の個別的な状況に照らして総合的に判断する必要がありますので、……法律にこれを規定することは困難であると、このように考えております。」と答弁している。

以下のとおり、この新3要件は、集団的自衛権の行為の歯止めとしては機能しえず、国家の交戦権を無条件に認めるものにはかならない。

(ア) まず、他国に対する武力攻撃の有無につき我が国が自主的客観的に判断できない。

宮崎礼體元内閣法制局長官は「集団的自衛権の場合、『他国に対する武力攻撃』が発生しているのか否か、その重大性の程度等を、果たして我が国が自主的に判断できるのであろうか。情報は挙げて要請国からの情報に頼らざるをえないし、ことは緊急を要する、結局、要請国の言いなりにならざるをえないであろう。」(岩波書店『世界』2014年8月号153頁)と述べている。横畠内閣法制局長官も、国会答弁において「我が国が他国に対する武力攻撃の発生を認定することは、实际上難しい」(2015年6月29日衆院平安特委)と認めている。結局、武力攻撃の有無の判断も米国の言いなりにならざるをえない。ベトナム戦争の時、トンキン湾事件で米国に対する武力攻撃という情報そのものが米国によるでっち上げだったことが米国のその後の調査・報告によても明確になっている。今後そのようなことが起こった場合、米国に対する攻撃がない下で、米国の先制攻撃の戦争に対しても米国の要請に応じて、日本が支援の武力攻撃をする危険性が生まれることも十分ありうる。

相手からの武力攻撃があったと言えるか否かさえ曖昧でも行使されるように基準も不明確であり、しかも実際にはベトナム戦争だけでなく集団的自衛権すべてが米ソと同盟国によって行使された

ことが示すように、いつでも濫用される危険性を持っている。この点、アメリカが、2001年の同時テロ以降、現実に攻撃が発生してなくても、国益のため将来の危険に備えて武力行使する先制攻撃もありうる戦略を公式に打ち出していることからも考えなければならない。

(イ) 次に、明白な危険の判断につき政府の大幅な裁量が認められている。

中谷防衛相は、「存立危機事態に認定されるような場合が、同時に我が国に対する武力攻撃が予測又は切迫しているとは認められないこともあり得る」と述べ、武力攻撃が予測されない場合でも存立危機事態と判断することがあると明言している（8月26日、参院平安特委、甲C8-88）。

予測事態であれば、防衛出動の待機命令が出され、武力攻撃の危険が切迫または発生した場合は防衛出動の措置がとられる。従来、政府は「武力攻撃の発生」した時点とは「相手が武力攻撃に着手した時」で、自衛隊を発動して攻撃することが可能としてきた。しかし、武力攻撃が予測もされない段階で、「存立危機事態」が認定されるのであれば、武力攻撃予測事態で防衛出動の待機命令が出される以前から、防衛出動命令が発令され武力行使を実施することになる。日本への攻撃が予測もされない場合でも、「総合的に判断」などといって、日本が先に攻撃することになる。先に攻撃すれば、相手から「先制攻撃」と批判されてもしかたがない。

武力攻撃が認定できなくても、意図を推測すればとか、「攻撃の意思がない場合でも3要件に当てはまれば、存立危機事態になり得る」ということは、時の政府の判断でいくらでも今まで日本政府が違憲としてきた集団的自衛権の行使が拡大していく危険性が十分にありうるのである。

(ウ) 必要最小限の実力行使にとどめることは、現実には不可能である。

すなわち、安倍政権は「日米防衛協力のための指針」（新ガイドライン、甲A6）などで、アメリカに対し、安保法制が成立する前の、昨年8月に、この安保法制案を成立させると約束してきた。そのアメリカとの「日米共同作戦計画」に基づき、集団的自衛権行使として、米軍と一体となって自衛隊が武力行使する中で、米国に対する攻撃を排除するのだから、米軍が必要とする限り、作戦は継続されることになり、歯止めはない。

米軍の護衛作戦や兵站活動、戦闘搜索、救難活動を実施している最中（さなか）に、自衛隊が「必要最小限だから」といって止められることは現実的に不可能で、「必要最小限度」の判断も米軍で、結局は最後まで米国の戦争に付き合うことになる。これは前記の国会審議でも明らかとなっている。

米国のイージス艦への攻撃を排除するだけで、米国への攻撃が終結するわけではない。米国を攻撃してくる敵国のミサイル発射地点などを攻撃したり、それに対する反撃などによって戦闘がさらに拡大する可能性も当然ある。そのような状況で、誰が、どの様にして、日本の「存立危機事態」を終結させるのか。

しかも、米国と共同の戦争をしているなかで、日本の危機事態は「終結」したから、あとは米国だけで戦争を続けてくれなどという言い訳が通用するはずがない。

阪田元内閣法制局長官は、国会の参考人質疑で、「交戦権がない結果として、従来、我が国は、外国が攻めてきたときも、必要最小限度の実力行使しかできないんだ。それは何のための必要最小限度であったかというと、その外国の侵略行為を排除するために必要最小限度なので、敵が撃ち方をやめているのに、ずっと追っかけていつて外国の領土、領海に入る、そして敵をせん滅するというようなことは許されないと述べてきた」「今回、もし集団的自衛権を、限定的であるとしても行使するとした場合に、そもそもそれは外国に行って戦うことを意味するわけですから、この交戦権との関係で、必要最小限度というのは一体何なんだろう」（2015年6月22日、衆院平安特委、甲C4-17）と指摘している。

個別の自衛権の場合は、我が国への攻撃を排除するのが必要最小限度で、追いかけて外国の領土まで行かないということであったが、集団的自衛権の場合は外国で戦うことになるので、必要最小限度にはならないというもつともな指摘である。

(2) 「戦闘地域」での後方支援による侵害

ア 従来の周辺事態法、テロ特措法、イラク特措法は、米軍支援について、「武器・弾薬の提供」「戦闘作戦行動に発進準備中の航空機への給油・整備」を除外していたが、今回の重要影響事態法と国際平和支援法では「武器の提供」以外をすべて可能とし、非戦闘地域をはずし、地理的限定もなくした。これが今回の安保法制である。

後方支援と呼んでいる活動は、武器・弾薬・兵員などの輸送、壊れ

た戦車の修理、傷病兵に対する医療、通信情報での支援などである。これらの活動は、国際的には「兵站」（ロジスティクス）と呼ばれる活動で、軍事行使と一体化のものであることは軍事的な常識である。それにもかかわらず、日本政府はこの奇妙な概念を使って憲法判断をしてきた。

米軍の「海兵隊教本」でも「兵站は戦闘と一体不可分、戦闘行為の中心構成要素」とされている。「これらの活動の全ては、予想外の出来事、我々の間違いあるいは敵の行動によって容易に影響され妨害される」「兵站の部隊、設備、施設は、単なる攻撃対象ではなく、軍事行動の格好の標的であることを認識することが重要である」とある。兵站は大量の物資を計画的に届けるために、事前に綿密な計画を立てなければならないから、対テロ戦争のような突然の攻撃に大変弱いという指摘もある。米海兵隊の「エネルギー戦略と実施計画」（2010年発表）でも、「輸送車隊は伝統的戦闘やテロ攻撃に弱く攻撃目標になる」と強調している。イラク、アフガンなどでの米陸軍死傷者の10～12%は補給任務従事者であり、また、IED（路肩爆弾）などで犠牲者が6～8割も出ている。

米陸軍の環境政策研究所の報告（2009年9月作成）によると、2003年から2007年までの5年間にイラクとアフガニスタンでの補給任務での死傷者数は、陸軍だけで、イラクで2,858人、アフガンで188人、あわせて3,000人を超えている。

水と燃料の輸送でこれだけの被害が出ている。これが戦場の実態である。

イ 弹薬についても、ロケット弾、戦車砲弾、りゅう弾、砲弾、無反動砲など、運ぶだけでなく外国軍に提供もできる。特別委の審議で防衛大臣の中谷氏は「クラスター爆弾、劣化ウラン弾なども輸送でき核兵器の運搬も法文上排除していない」と述べている。

戦闘作戦行動に発進準備中の航空機への給油は、「武力行使の一体化の」問題として、1999年の周辺事態法審議の際、大森政輔内閣法制局長官が慎重さを予算委員会で述べ、雑誌『ジュリスト』2015年7月号48頁にも「一番典型的な武力行使の一体化」と発言している。このように、まさしく給油は「戦闘行為と密接不可分」で武力行使と一体の戦闘行為である。

これら戦闘地域の後方支援の行為は、すべて米軍等の戦闘部隊への「兵站」そのもので、戦闘行為の不可欠な一部であり、イラク派遣訴訟でも、非戦闘地域に限定されているイラク特措法に違反し、武力行

使と一体のものとされ、憲法9条1項に違反しているとして違憲の判断があった。これに対し、今回の法では戦闘地域と拡大されているので、より明白な違憲行為になるのである。このイラク派遣は、陸上自衛隊幕僚部が作成したイラク行動史でも、違憲の武力行使であったことが明らかにされており、「責任者が今回は純然たる軍事作戦であった」「制圧射撃訓練を実施していた」「危ないと思ったら撃てと指揮」「ロケット弾・迫撃砲の14回23発の攻撃で一つ間違えば甚大な被害に結びついた可能性もあった」「部隊の車列が群衆に取り囲まれ銃を所持する現地民も含まれていた」ことが書かれている。

このように、イラク派遣による例から見ても、「非戦闘地域」から、今回の法では「戦闘地域」に広がった後方支援は、自衛隊員が殺し殺される危険が一層増大されており、また、外地にいるNGO活動の人々、海外勤務者旅行者などが反撃を受ける可能性が増大していることは明らかである。このような後方支援も、武力と一体化した、9条違反の明白な違憲の行為であり、国民の平和的生存権、生命身体精神の人格権に重大な権利侵害を与える危険性は重大である。

(3) 国連平和維持活動（PKO）による侵害

ア 新安保法制には、国際平和維持活動以外の治安維持活動に参加し、「駆け付け警護」なども可能にするためのPKO（国連平和維持活動）協力法改定も含まれている。その中で、日米共同作戦計画について「共同計画の策定を行う」と変更され、2015年11月、日米一体で軍事作戦を計画、実行する「同盟調整メカニズム」の常設運用が始まった。自衛隊と米軍が秘密に包まれた作戦を進め、南スーダンでのPKOに自衛隊の「戦闘部隊」を派遣する準備も進められ、結果として、南スーダンには現在、自衛隊の施設部隊約350人が派遣されている。もっとも、従来のPKO法では、他国軍隊の防護・救援（駆け付け警護）や現地での治安維持、それら任務遂行のための武力行使などはできなかつた。ところが、日本政府は、11月15日の閣議で、南スーダン国連平和維持活動（PKO）に参加する陸上自衛隊に対し、安全保障関連法に基づく「駆け付け警護」の新任務を付与する実施計画の変更を決めた。そして、同変更決定に基づき、同月20日から順次派遣される交代部隊が新任務を担うこととなり、「駆けつけ警護」の任務を担った部隊が、とうとう派遣されてしまった。

当初のPKO協力法では、自衛隊がPKOに参加する条件として、①紛争当事者間で停戦合意が成立していること②紛争当事者が日本の参

加に同意していること、③中立的立場を厳守することを、④これらの条件が満たされない場合には撤収できること、そして、⑤武器の使用は必要最小限度のものに限られることを定めていた（いわゆる「PKO 5原則」、甲B1 [88 頁]）。それにもかかわらず、第2次安倍内閣は、上記PKO 5原則を無視して駆け付け警護などできるようにし、武器使用も緩和した上、後述のとおり「ジュバ市内は比較的落ち着いている」と強弁して、駆けつけ警護の任務を担った自衛隊を南スーダンへ派遣してしまった。その後、南スーダンに派遣された自衛隊は、2017年5月末までに全部隊が引き揚げられ、結果として、新任務が遂行されることはなかった。しかしながら、新任務を付与された自衛隊がすべて撤収するまでの南スーダンは、専守防衛という戦後日本の国是を脅かしかねない危険な情勢にあったと言わざるを得ない。

自衛隊の宿営地がある首都ジュバでは7月に大統領派と反政府勢力との大規模な武力衝突が発生して270人以上が死亡しており、10月中旬には、ジュバから約600キロ離れた地域での戦闘で、50人以上が死亡した。

政府は治安情勢の厳しさを認めながらも、現地を視察した稻田朋美防衛相は「ジュバの中の状況は落ち着いている」（2016年10月11日参議院予算委員会）と強弁する。最高責任者の安倍首相も、その旨強調している。

反政府勢力は国家に準ずる組織とは言えず、停戦合意などのPKO 5原則は維持されているという論法だが、それは、現実を直視しない、安保連法に基づく新任務付与の実績づくりを優先した派遣継続ありきの論理である。

このように、南スーダンは多数の人が殺され、戦闘状況で派兵すれば自衛隊員が殺し殺される蓋然性危険性が大で、その重大な違憲性違法性は明らかとなっている。イラクやアフガンの紛争例を見る限り、内戦状態の下で他国軍が現地の市民と戦闘員を見分けるのはほぼ不可能である。仮に南スーダンで自衛隊員が誤って一般市民を射殺すれば現地の市民感情が爆発するだけでは済まない。国際人道法違反で外交問題に発展する可能性もある。

南スーダンで政府側についている自衛隊は反政府側にとっては『敵』になるため、当然リスクも高まる。

国連PKO専門家として世界各国で紛争解決にあたってきた伊勢崎賢治・東京外語大教授は、衆院の参考人質疑で、「国家もしくは国家に準ずる組織でないのだから……、武器の使用は国際法上の武力行使に当

たらないという……日本独自のロジックは、現代の国際人道法の運用には全くありません」「国際人道法に關係なく殺せると……発信したら大変なことにな」と指摘し、「自衛隊が今まで無事故で済んだのは、奇跡と捉えたほうがよろしい。……今回の安保法制でその任務が拡大するわけですから、奇跡で済む可能性は非常に薄くなる」(2015年7月1日衆院安保特委、甲A25)と述べている。

また、千葉大の栗田禎子教授（中東・北アフリカ近現代史）は、「(武装勢力も)米国の同盟国である日本が武装してアフリカや中東に来るこことを知っている。政府は、その脅威や深刻さを自覚できていない」「駆け付け警護と称し、対立するどこかの部族の一員を暴徒として殺したら、その部族は自衛隊を敵視する。自衛隊は内戦の当事者となる」(東京新聞8月21日)と警告している。

そして、自衛隊員が南スーダンの少年兵に銃を向け殺す事態も生じる。

イ 2017年2月7日、防衛省は、南スーダンPKO派遣部隊が活動を記録した「南スーダン派遣施設隊 日々報告」という「日報」の一部(1639号、1640号)を公開した。これは、これまで防衛省が破棄していたとしていたものである。2016年7月11日と12日の両日分だが、このころは、連日、首都ジュバで大規模な戦闘が行われていた。11日の日報には、「宿営地周辺より射撃音を確認」「市内における略奪等も発生」などと記載されている。政府と反政府勢力との武装衝突について「(隊員の)巻き込まれに注意が必要」「宿営地周辺および市街地における射撃による流れ弾に注意が必要」などと記載されており、自衛隊が現地の戦闘に巻き込まれる危険性を指摘している。この日報には「戦闘」の表記が複数あり、これまで政府が戦闘ではないと強弁してきたことが虚偽であったことが裏付けられた。

また、これらの報告に基づいて中央即応集団司令部がまとめた「モニングレポート」同7月12日、13日付文書も併せて公開された。12日付のレポートでは、政府側と前副大統領派の戦闘がジュバ市内全域に拡大し、10日、11日にも戦車や迫撃砲を使用した激しい戦闘がUNハウスや宿営地周辺で確認され、UNハウスでは中国人2人が死亡するなど国連部隊の兵士が巻き込まれる事案が発生したことを明らかにしている。

これらの報告から明らかかなように南スーダンでは明確に戦闘行為が行われ、そのことを自衛隊も把握していたのである。それにもかかわらず、稲田前防衛大臣は2016年9月30日の国会答弁で「戦闘行為で

はない」と発言していた。その意図を国会で問われると、以下のように答えた（2017年2月8日衆議院予算委員会）。

小山展弘議員（民進党）

日報やモーニングレポートには「戦闘」という言葉があるが、「戦闘行為」があったということは認めるのか。

稻田前防衛大臣

法的意味において意味があるのは「戦闘行為」かどうかだ。法律に定義がある「戦闘行為」ではないということ。その文章でいくら「戦闘」という言葉が一般的用語として使われていても、それは法的な意味の戦闘行為、すなわち「国際的な武力紛争の一環として行われる、人を殺傷し、またはものを破壊する行為」ではない、ということです。

...

小山議員

事実行為としての戦闘はあったのか。

稻田前防衛大臣

事実行為としては、武器を使って人を殺傷したり、あるいはものを壊す行為はあったが、国際的な武力紛争の一環として行われるものではないので、法的意味における戦闘行為ではない、ということでございます。そして、国会答弁する場合には、法律において規定されていて、また、憲法9条上の問題になる言葉を使うべきではない、ということから私は一般的意味において「武力衝突」という言葉を使っております。

このように前防衛大臣は、憲法9条で問題になるといけないから戦闘行為という言葉を使わなかつたとはつきり述べている。これは、戦前、1931年9月18日の柳条湖事件に端を発した日本と中華民国との武力紛争を満州「事変」といい、1937年7月7日の盧溝橋事件を発端として始まった戦争を支那「事変」と公称し、決して戦争とは言わなかつたのと同じである。戦争が開始された場合には、戦時国際法が適用されることになるが、それを避けるために、あえて、戦争とはいわず、「事変」と呼んでいた。今回は、憲法9条が禁止する武力の行使、ないしは交戦権の行使にあたってしまうから、あえて、戦闘行為とはいわず、「衝突」と呼ぶのである。今回の稻田前防衛大臣の発言は、みずから南スーダンでの自衛隊の活動が、PKO5原則に違反しているのみならず、憲法9条に抵触する危険な行為であることを自白したにも等しい。そして、今回、発表された日報およびモーニングレポートは、ジャー

ナリストである布施祐仁氏から2016年9月に情報公開請求されたときには、「既に廃棄しているということから文書不存在」という理由で同年12月に防衛省が非開示決定していたものである。これに対して、河野太郎衆議院議員が再調査を求めたところ、稻田前防衛大臣は、当初、徹底した追加調査を指示したことにより、防衛省統合幕僚監部で見つかった旨説明し、こうした防衛省の対応について、「隠ぺいにあたるというご指摘はありません」と弁明していた。ところが、その後、陸自内の文書の存在について対応を協議した省内の幹部会議に、稻田前防衛大臣が出席していたことが明らかとなつた。同会議では、陸自に残っていた電子データについて「隊員個人が収集したデータであり、陸自の公文書ではない」との認識を共有し、最終的に、陸自に保管されていた事実は公表しないことに決定したという。すなわち、陸自の日報データは、同会議において、意図的に隠蔽することが決定されたわけであり、その会議に、稻田前防衛大臣も出席していたのである。これに対し、稻田前防衛大臣は、3月の衆院安全保障委員会で、陸自内でデータが見つかったという報告は受けなかったと答弁し、同月19日には、会見で「隠蔽を了承したとか、非公表を了承したとかいう事実は、まったくありません」とコメントした。しかし、結局、稻田前防衛大臣は、2017年7月21日、自らが隠蔽に関与したかどうかなどについて、防衛監察本部から聴取を受けた。そして、同月28日、防衛省は、特別防衛観察の結果を公表し、稻田前防衛大臣に対し、陸自の中央即応集団司令部の幹部から、データ保管に関する報告があった可能性を認める一方、「防衛相により、公表の是非に関する何らかの方針の決定や了承がなされた事実はない」とし、データを非公表とした過程に稻田前防衛大臣は関与していないと結論づけた。

結局のところ、稻田前防衛大臣に対して報告がなされないまま、あるいは、報告と氣付くことができないような報告がなされた上で隠蔽がなされたのか、それとも、稻田前防衛大臣の暗黙の了承のもと隠蔽がなされたのか、いまだ判然としない部分は残る。しかし、いずれにせよ、重大な問題点を孕んでいることは確かである。

まず、稻田前防衛大臣に明確な報告がなされず、大臣の了承を得ないまま隠蔽がなされたということであれば、現場の極めて重要な情報が、防衛大臣のもとに上がっていなかつたということになる。このような事実は、軍事情報が現場で容易に隠ぺいされ、文民である大臣が国民の命にかかる判断をするのに必要な情報が、十分に与えられないという日本の実態を事実として明らかにするものである。つまり、文民統制など

は絵空事であり、大臣、政治家などの文民が軍部をコントロールすることなど不可能である事実もまた明らかになったのである。アメリカ、イギリスはイラク戦争開戦にあたって、既に第2で述べたように、開戦理由とされた重要な事実（イラクによる大量破壊兵器の保有）に関する情報を正しく入手できなかった。そのために悲惨な結果を招いたのである。文民統制は幻想である。また、稻田前防衛大臣の暗黙の了承のもと隠蔽がなされたとすれば、政府は、自衛隊の派遣を継続するために現地情勢を歪め、「戦闘が生じている」と記載した文書をなきものとしたということになる。すなわち、本来ならば、「客観的な情勢」から「政策決定」すべきところを、「政策（＝南スーダンへの自衛隊派遣）維持」のために「事実（＝戦闘行為発生）を隠蔽」するという事態が起こっていたのである。

このように、PKO目的であったとしても、情報が操作され、隠蔽され、憲法9条に違反する重大な事態が引き起こされる危険性は、重大かつ現実的なものであることが明らかになった。新安保法制法が規定するPKO活動は、国民の生命・身体が具体的な危険にさらされる「事実」を隠蔽し、情報を操作して、国民を憲法違反の行為に突き進ませるというものであり、これによって国民の平和的生存権が侵害されることは明らかである。

(4) 結語

以上のように、日本国が海外で戦争する国になることを認め、自衛隊員や、多くの国民・市民がまさしく数々の犠牲となる危険性、そして加害者となる危険性をもった今回の安全保障法制法は、国民・市民を、殺し殺される具体的地位に置くものであり、国民・市民の平和的生存権・人格権を違法に侵害するものであることが明白である。

したがって、その立法行為は、国家賠償法上、違法の評価を免れない。

3 国会審議と新聞記事

(1) 国会審議の不十分さ

新安保法制法の制定により、自衛隊員や多くの国民・市民の様々な犠牲が生じる危険性が高まったといえるが、この点について、国会において十分な議論がなされたとはとてもいえない。

(2) 国会審議

安倍首相は民主党の岡田克也代表との党首討論において、戦後の日本を守ってきた抑止力は日米同盟と自衛隊の存在だと主張し、存立危機事態になって米艦を守ることができれば、「より日米同盟は、きずなは強くなり、効率的に……抑止力を発揮できることになるのは自明の理」だと集団的自衛権の必要性を強調した。

民主党の岡田氏が、他国軍の支援を拡大する法案では、自衛隊員の危険が高まることを認めるよう求めたが、首相は「(自衛隊の活動範囲の概念を)合理的に整理し直したということであって、リスクとはかかわりがないことであることは明確に申し上げておきたい」とこれを否定した。新安保法制法案の閣議決定時に「アメリカの戦争に巻き込まれることは絶対ありません」と発言したことの根拠を問われると「我が国の存立が脅かされない限り、我々は武力の行使はしないし、後方支援活動におきましても、戦闘現場になれば直ちにこれは撤収していくわけでありますから、この巻き込まれ論というのはあり得ない」と応えている（2015年5月20日衆議院国家基本政策委員会合同審査会）。

首相の断定的な発言に具体的な裏付けはなく、岡田氏は討論後、記者団に「『絶対ない』と言ってしまうと、まともな議論にならない」と問題視している（東京新聞2015年5月21日）。

2015年5月27日の衆議院平和安全法制特別委員会（甲A11）では、安倍首相は、兵站を行う自衛隊が相手側から攻撃される可能性があり、自衛隊が自己保存型であれば「武器の使用を行う」可能性も認めた。この場合の武器は、拳銃、小銃、機関銃に限らない。戦車も含めてあらゆる武器を意味している。実際にイラクのサマワにも人道復興支援目的でありながら、110ミリ対戦車弾、84ミリ無反動砲、12.7ミリ重機関銃などを持って行っている。後方支援活動という名の兵站活動の最中に、相手方が仮に戦車などで攻撃してきたときなどには、自己防護という名目の下でこうした武器で反撃を行うことになる。これはとりもなおさず、戦闘行為であり、自衛隊員は極めて重大な危険にさらされることになるが、こうした自衛隊員に生じる危険性に関してですら、国会で十分な議論がなされたとは到底いえない。

(3) 新聞記事

国会での論戦に対し、新聞は次のとおり批判し、新安保法制法の問題性・危険性を明らかにしている。主なものを紹介する。

① 東京新聞 2015年5月16日

首相は15日の衆院本会議で、安保法案について「日米同盟を強化し、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能にすることで、抑止力を一層高めることができる。日本が攻撃を受けるリスクは一層なくなる」と答弁。14日の記者会見と同様、安保法案の意義を強調した。

だが、琉球大法科大学院の高良鉄美教授（憲法学）は首相の発言に「一方的な見方だ。隣国にとって、日本が軍事力を高めることは脅威に映り、軍拡競争の口実になる」と指摘。「軍事力に頼りすぎるのではなく、外交努力による抑止力を強化すべきだ」と訴える。

首相が言うように、米国の戦争に巻き込まれないのか。

高良氏は「これまで憲法9条の制約で米国の要請を断ってきたが（法案が成立すれば）集団的自衛権行使でき、拒否する理由がなくなる。米国の戦闘に巻き込まれるのが現実だ」と否定。「自衛隊が湾岸戦争やイラク戦争のような戦闘に参加しない根拠は、十分に説明されていない」とも指摘した。

軍事評論家の前田哲男氏も「集団的自衛権を解禁すること自体、巻き込まれる可能性を自然と高める。米軍の戦闘も後方支援するとしていて、巻き込まれないどころか主体的に関わろうとしている」と強調した。

法案について、首相は武力行使に厳格な歯止めを定めたとも話している。

しかし、高良氏は「密接な関係国から『集団的自衛権で助けて』と言われば、政府は自衛隊を派遣する方向になる。歯止めは機能しない」と述べた。また前田氏は、日米同盟強化は抑止力を高めるとの首相の説明について「対抗する国々の警戒感が高まり、先制攻撃を誘発する可能性がある」として、かえって危険だと指摘した。

首相が会見の冒頭で、70年前の不戦の誓いを守り続けると宣言したことにも、「一種のだましの技術だ。戦争を手伝う国家になるのに、なぜ不戦の誓いをするのか」と疑問を示した。

② 東京新聞 2015年5月23日

中谷元・防衛相は、5月22日の記者会見で、新たな安全保障関連法案に伴い高まるとの懸念が出ている、「自衛隊員のリスク」に関し「増大することはない」と断言した。安倍晋三首相は、国会答弁などで明言を避けていた。野党は自衛隊の任務拡大を踏まえ「当然リスクは高まる」（岡田克也民主党代表）などと批判し、週明けの国会審議で追及する。「自衛隊任務の危険性」をめぐる議論は、今後の論戦の焦点となる。

中谷氏は「法整備で国際社会の平和と安全に寄与し日米同盟の抑止力も高まる」と強調。「法整備で得られる効果は、リスクよりもはるかに大きい。抑止力で安全性も高まる」と説明した。

隊員のリスクが高まらない理由として、①以前からリスクの高い任務を遂行、②訓練、計画策定など十分に事前準備、③危険が生ずれば活動中止や地域変更など法案に安全対策を規定、④任務拡大に合わせ武器使用権限を付与を挙げた。

岡田氏は記者会見で「隊員の命に責任を持つ防衛省トップの言葉として非常に残念だ」と強調。「リスクがあってもそれを超える（法整備の）必要性を強調するのが政府の責任ではないか」と苦言を呈した。

維新の党の柿沢未途幹事長は「素直にリスクを認め、国民の理解を得ていかないと、国民をだますことになる」と不信感をあらわにした。共産党の赤嶺政賢衆院議員は「現実から国民の目をそらす姑息（こそく）な言い分だ」と批判。抑止力強化で安全性が高まるとの説明について「軍拡競争こそ平和だという詭弁（きべん）だ」と述べた。

一方、菅義偉（すがよしひで）官房長官は会見で「隊員の安全確保は当然だ。（法整備で）抑止力が高まることにより、相手が攻めてこなくなる。防衛相の発言はおかしくない」と述べ、中谷氏に同調した。

首相は5月20日の党首討論で「（法案は）合理的な整理をし直した。リスクとは関わりがないこと」と答弁。しかし、自民党の谷垣禎一幹事長は会見で「実際を言えばリスクはある」との考えを示した。

③ 東京新聞 2015年5月27日

自衛隊の海外での武力行使などを可能にする安全保障関連法案が26日、国会で審議入りし、安倍晋三首相は「戦闘現場では支援活動はしない」などと従来の主張を繰り返した。しかし、同日昼に近くで開かれた学習会では、元陸上自衛隊員が「非戦闘地域か戦闘地域かは関係なく、敵が一発でも撃ってくれば戦争になる」と警鐘を鳴らした。（中山高志）

法案審議が始まる数時間前、国会議事堂裏の衆議院第二議員会館の会議室で、NGOが主催した学習会。元陸自レンジャー隊員の井筒高雄さん（45）が国会議員や報道関係者らを前に、隊員経験を踏まえながら安保法制の問題点を語った。

学習会で井筒さんは「（敵国は）世界最強の米軍とは正面から戦わず、軽武装している日本の自衛隊など、実戦経験のないところをたたく」と話した。戦争の現場では、いつ、どこから銃弾が飛んできてもおかしくない。安保法制によって派遣される自衛隊が将来、戦闘に巻き込まれる危険性を指摘した。

リスクとともに、隊員の負担も増えるという。「これからはいつでも海外に出て行く。陸自のどこかの部隊は、必ず待機命令で拘束されることになる」と井筒さん。「自衛隊はますます閉鎖された社会になり、自殺も増えるのでは。士気が下がることはあっても、上がることは無い」と言い切った。

国会審議の初日、与野党の議論はこれまで同様、平行線だった。井筒さんは「こんなはずではなかった、となってからでは遅い。そうならないよう、真摯（しんし）な議論をしてほしい」と求めた。

◇首相の国会答弁

安倍首相は26日の衆院本会議で、米軍への後方支援などについて次のように答弁した。

補給や輸送などの支援活動は「現に戦闘行為が行われている現場では実施しない」とした上で、「仮に状況変化により、現に戦闘行為が行われている現場等となる場合は、直ちに活動の休止、中断等を行うことを明確に規定している。武力行使に発展する可能性はない」と強調した。

自衛官のリスクについては「法制の整備によって付与される新たな任務も、従来通り命懸け。そのため、隊員のリスクを極小化する措置をしっかりと規定している」と述べた。

外航船の元一等航海士 本望隆司さん（73）=さいたま市西区

タンカーでペルシャ湾から石油を、オーストリアなどからは鉄鉱石を運んだ。印象に残るのは1980年代のイラン・イラク戦争。船体にペンキで大きな日の丸を描き、船団を組んでペルシャ湾を航行した。

当時、日本政府は海外で武力を一切行使しない立場だった。イランなどと交渉してタンカーを通してもらい、石油は途絶えなかった。海外で武力を行使しないという憲法があるから、交渉が成立したのだろう。

集団的自衛権の行使容認で、場合によっては米国と一緒に戦い、機雷除去までやるという。外交的な方法で航行を確保できず、逆に日本経済は大変な事態になるのでは。いま、外航船に日本人はほとんど乗っていない。武力を行使する危険な状況で、外国人が乗ってくれるのかもわからない。

太平洋戦争では民間船舶も兵員輸送などに使われ、6万人以上が犠牲になった。先輩から戦時の話を聞き、外国では「日本軍にえらい目に遭った」と反日感情も経験した。だから、日本の海運界は平和でなきやいかんという意識が強い。

集団的自衛権の行使を認めれば、狙われるリスクは高まる。憲法をいいかげんな状態にしてはいけないと思う。

④ 東京新聞 2015年5月27日

柳澤協二氏の安保国会ウォッチ 国民のリスク高まる

枝野幸男・民主党幹事長「集団的自衛権の部分容認などで、抑止力はなぜ高まるのか」と質問し、

安倍晋三首相「いかなる事態にも切れ目のない対応が可能となり、日米同盟が完全に機能する。世界に発信することで抑止力は高まり、（日本が）攻撃を受ける可能性は一層なくなっていく」

首相は「日米同盟が強固だと抑止力が高まる」と漠然としたことしか言わない。
「国民全体のリスクが低くなる」とも言ったが、二つの面で誤りだ。

一つは、法案では米国の作戦について平時から米艦を守ることで、日本が攻撃を受けるリスクが高まる。南シナ海のような日本から離れた場所で米軍の戦闘を支援すれば、本土の防衛力が割かれる。

米艦への抑止力は高まるが、逆に日本の抑止力は高まらない。日本は現場指揮官の判断で「切れ目なく」米艦を防護し、日本とは関係のないところで米中が衝突した時、米中の対立に自ら巻き込まれる要素がある。

二つ目は、海外で武器を使う機会が多くなるということは、敵と戦うということ。だがテロリストに抑止は効かない。イスラム過激派、武装勢力と敵対すると海外の日本人のリスクは高まる。国内テロは警備でどう防ぐかということだが、危険は高くなる。

自衛隊は今までできなかった活動をやることになるのだから隊員のリスクは確実に高まる。武器を使う機会が増え、相手から攻撃される機会が増えることは常識として認めないといけない。災害救助や訓練、人道支援は敵がない任務だが、これからは敵が撃ってくるのだから「今までと変わらない任務しかしない」と言うのは不誠実で非常識だ。そのような言い方は国民に通用しない。（金杉貴雄）

⑤ 朝日新聞 2015年5月28日

新たな安全保障関連法案を審議する27日の衆院特別委員会では、自衛隊が海外で他国軍に後方支援を行う際の範囲も論点になった。安倍政権はこれまでの「非戦闘地域」という考え方を廃止したが、自衛隊が安全な場所で活動することに変わりないと強調。一方、野党は、自衛隊がより戦闘現場に近づくことになり、攻撃されるおそれが高まると批判を強めた。

■戦闘現場除き設定可能

「後方支援について、党首討論で『非戦闘地域』の概念を変えると言った。（自衛隊イラク派遣の際に戦闘地域の）もっと近くに行きたかったけれどできなかつたということか」

27日の特別委。民主党の岡田克也代表が質問すると、安倍晋三首相はこう答えた。「（非戦闘地域は）憲法との兼ね合いで考え出された概念。（今回の法案では）合理的かつ柔軟なものに整理しなおした。安全な場所であることは、従来といしさかも変わらない」

議論の焦点となったのは、自衛隊が海外で行う後方支援の活動地域が、どこまで拡大するかだった。

イラクなどに自衛隊を派遣した際、自衛隊が他国軍への輸送や補給などの後方支援活動ができる範囲は、これまで法律で「非戦闘地域」と規定してきた。その定義は「現に戦闘行為が行われておらず、活動の期間を通じて戦闘行為が行わ

れることがない」とされた。自衛隊が活動している間はもちろん、将来にわたって戦闘が行われない地域でなくてはならなかつた。

ところが、安倍政権は今回の安保関連法案でその枠組みを変え、「現に戦闘行為が行われている現場」でない限り、自衛隊が活動できるように変えた。将来はともかく、活動している間に戦闘がなければ後方支援できることになる。

野党はこの変更で自衛隊がより戦闘現場に近いところで支援をするのではないかと懸念を示した。維新の党の柿沢未途幹事長は「戦闘現場の手前まで後方支援活動として兵員の輸送ができるようになる。リスクが増大しないと考えるのは事実ではない」と指摘した。

これに対し、中谷元・防衛相は「派遣する際には、防衛大臣が円滑かつ安全に活動を実施する区域をあらかじめ定めなければならない、と規定されている。隊員の安全に十二分に配慮した内容になっている」と反論した。

中谷氏が指摘したのは、自衛隊が後方支援する際、安全を確保するために、防衛相が設定し、首相が承認する「実施区域」のことだ。安保関連法案で義務づけられている。だが、国会承認や閣議決定などの手続きは必要なく、事実上、時の政権が自由に設定できる。

民主党の大串博志氏は「これまで（非戦闘地域が）法律に書かれてきた。それを落としてしまって、安全を確保する手段を削った。新たな仕組みでは機動的に活動を実施する区域を指定できる。ものすごい負担が現場にかかる」と指摘した。

■ 弹薬提供など内容も議論

地理的な概念の拡大にとどまらず、弾薬提供など支援内容も広がる。共産党の志位和夫委員長は「弾薬を提供すれば戦闘部隊への補給を断つため、自衛隊は真っ先に攻撃対象にされるだろう。現実に攻撃され、殺し殺される危険が徹底的に高まる」と、戦闘に巻き込まれる危険度が格段に増すと指摘した。

首相は「（攻撃される）その可能性が100%ないと言ったことはない」としたうえで「戦闘現場になることはない区域を指定して、そこで活動するわけだから、最大限安全を確保している」と答えたが、志位氏は「弾薬や燃料の補給は国際的には兵站（へいたん）（軍需補給）と呼ばれている。戦争行為の一部であり、武力行使と不可分の活動だと国際社会にみなされている」と反論した。

⑥ 朝日新聞社説 2015年5月28日

安保法制国会—リスクを語らぬ不誠実

新たな安全保障法制の整備によって、海外に派遣された自衛隊員の危険が増すのではないか。野党側の追及に対して、政府側は「リスクの増大」を明言しようとしていない。

安保法制を審議する衆院の特別委員会がきのう始まったが、論議がかみ合わない。原因はもっぱら、安倍首相や中谷防衛相らの不明確な答弁にある。

法案がめざすところでは、自衛隊員の派遣先は世界規模となり、任務の幅も広がる。自衛隊の他国軍への後方支援はこれまで「非戦闘地域」に限られていたが、法案では「現に戦闘の行われていない地域」に広げている。派遣地域の治安を守るために巡回、検問など新たな任務も加わる。

自衛隊員のリスクが高まるのは明らかであり、そのことを前提としなければ、およそ現実味に欠ける。このままでは論戦自体が成り立たない。

賛否いずれの立場をとるにせよ、特別委員会はそれを判断するために議論を尽くす場である。政府はその材料をきちんと提供しなければならない。

リスク論争で焦点となっているのが、他国軍への弾薬の補給などの後方支援である。中谷氏は「安全が確保された所に補給基地があつて支援するので、前線から離れている」と説明するが、具体的にどの程度の距離を想定しているのか。政府は一定の目安を示すべきだ。

補給基地やそこに至るルートは、攻撃の対象となりえる。中谷氏は「戦闘現場は動く」とも説明しており、当然リスクはある。戦闘現場になりそうな場合は休止、中断し、武器を使って反撃しながらの支援継続はしないと説明するが、休止の判断は的確になされるか、それで本当に安全が確保されるのか。

安倍首相はまた、法整備によって「日本の抑止力が高まり、国民のリスクが下がる」とも主張している。だが、抑止力が万能であるかのような説明は大いに疑問だ。

たしかに日米安保の強化は全体的な抑止力につながるかもしれないが、それで国民のリスクが下がるかどうかは別問題だ。たとえば、テロリストに対して抑止力は意味をなさない。踏み込んだ後方支援で日本の立場が鮮明になればかえってテロの危険性が高まる恐れもある。

その意味で、問題は自衛隊員にとどまらず、国民全体にかかわる。政権はその説明を避けたまま、海外の紛争への関与を強める大転換を図ろうとしている。リスクを語らぬ姿勢は不誠実と言わざるをえない。

⑦ 東京新聞 2015年6月16日

中谷元・防衛相は15日の安全保障関連法案に関する衆院特別委員会で、自衛隊が海外で活動する機会の拡大に伴い、心的外傷後ストレス障害（P T S D）を発症する隊員が増える可能性を認めた。

維新の党の初鹿明博氏が、イラク戦争に派遣された米兵約8千人が、帰国後に自ら命を絶ったという調査結果があると指摘。他国を武力で守る集団的自衛権の行使容認を含む安保法案が成立し自衛隊員が海外派遣されれば、日本でも同様の問題が生じるのではないかとただした。

中谷氏は「過酷な環境が想定され、隊員の精神的な負担は相当なものだ」と説明。自衛隊を海外に送る際には、安全に活動できる地域を選ぶなどしてリスクを抑えるほか、心理面の支援体制を充実させる考えを示した。政府は今月5日の答弁書で、アフガン戦争とイラク戦争に関連する特別措置法に基づき、海外に派遣された自衛隊員のうち56人が在職中に自殺したと公表。海外派遣との因果関係は特定することは困難としている。

⑧ 東京新聞 2015年7月14日 こちら特報部

第三回「自衛隊員は危険にさらされる？」で、「隊員に死者が出るんじゃないか、という批判がある」と問われると、安倍首相は「自衛隊員の仕事は大変過酷」と発言。「自衛隊発足以来、実は1800人を超える殉職者が出てるんですね」「国民のため365日昼夜を分かたず汗を流している彼らを、私は本当に誇りに思います」と語り、質問に明確に答えなかつた。

一方で、任務が増えると自衛隊員の危険が増すのではないか、という質問には、新たな訓練などができるようになり、「リスクは下がっていく」と説明した。

⑨ 東京新聞 2015年7月24日

自衛隊員の妻と母苦悩 夫の戦死も人殺しもイヤ

安全保障関連法案の審議が来週から参院で始まる見通しとなり、他国を武力で守る集団的自衛権行使に基づく自衛隊派遣が現実味を帯びてきた。海外の現場で、隊員の安全は確保されるのか。国民の疑問が解消されない中、本紙に寄せられた自衛隊員の妻のメールなどから、苦悩する家族の姿が浮かぶ。（中山 高志）

「夫に会った時、集団的自衛権を行使するような自衛隊だったら、結婚しなかったかもしれません」。夫が航空自衛隊員の関東地方の40代の主婦は、メールに割り切れない思いを記した。「夫が戦死するのも、人殺しに加担するのも嫌ですから」

衆院特別委員会で法案が可決された15日。夫の職場では「とうとう戦死者が出るな」との声も上がった。帰宅後にそう打ち明けた夫は「今までやってきた訓練が生かされる」と冷静を装った。しかし、皮肉っぽい言い方からは、本音だとは思えなかつた。

その前日夜には家族で法案について話し合つた。「まずはソマリアに行かされるだろうな……」。淡々と語る夫に、子どもたちは「行かされそうになつたら、足の骨を折つても行かないようにして」と懇願した。

東京電力福島第一原発事故の直後、夫に事故現場への出動が持ち上がつた。「なんであなたが」と泣きながら反対したが、夫は「命令には従わないといけない」と冷静だった。結局、出動命令は出なかつたが、連れ添う伴侶の覚悟の重さをあらためて感じた。

海外への出動命令が下れば、夫は4年前と同様に肃々と従うと思う。でも「人

を殺す爆弾を運ぶために入隊したわけじゃない。本当は行きたくないはずだ」と心中を思いやる。

「本心から法案に賛成の方は、お子さんたちと新しい軍隊をつくり、戦地に行ってほしい」。主婦はメールをこう締めくくった。「戦地に行くことがどんなことなのか。いま一度、わが身に置き換えてよくよく判断してもらいたい」

⑩ 東京新聞 2015年7月30日

「原発攻撃に備えない」生活・山本太郎氏が批判

生活の山本太郎共同代表は参院特別委で、九州電力川内原発（鹿児島県）の再稼働に関連し、原発が他国のミサイル攻撃を受けた場合の被害見込や住民の避難計画をただした。

安倍晋三首相は、「武力攻撃は手段や規模などが異なる」として、被害想定を具体的に示すことは困難だと説明。日本有事の際の原子力災害では、放射性物質放出による汚染のレベルなどを見極めて、住民を避難させる考えを示した。

原子力規制委員会の田中俊一委員長は原発再稼働の審査で、ミサイル攻撃への対策を講じているかどうかは考慮していないと明らかにした。理由について「設置者が対処すべき性格のものではない」と述べた。

山本氏は「最悪の事態に備えていない。国民の生命や権利を守れるとは到底思えない」と批判。こうした状況では「川内原発は再稼働できない」と主張した。

(4) 結語

以上のように、新安保法制法の制定によって国民・市民に生じる様々な危険性について、国会において十分な審議が尽くされたとは、とてもいえない。この点からも、国民の理解を得るために国務大臣、国会議員として遵守すべき行為規範ないし職務義務に明白に違反しているものである。

よって、その立法行為は、国家賠償法上、違法の評価を免れない。

以上